

# 石炭鑛業 互助會報

第五卷・第十號

昭和十五年十月二十八日發行

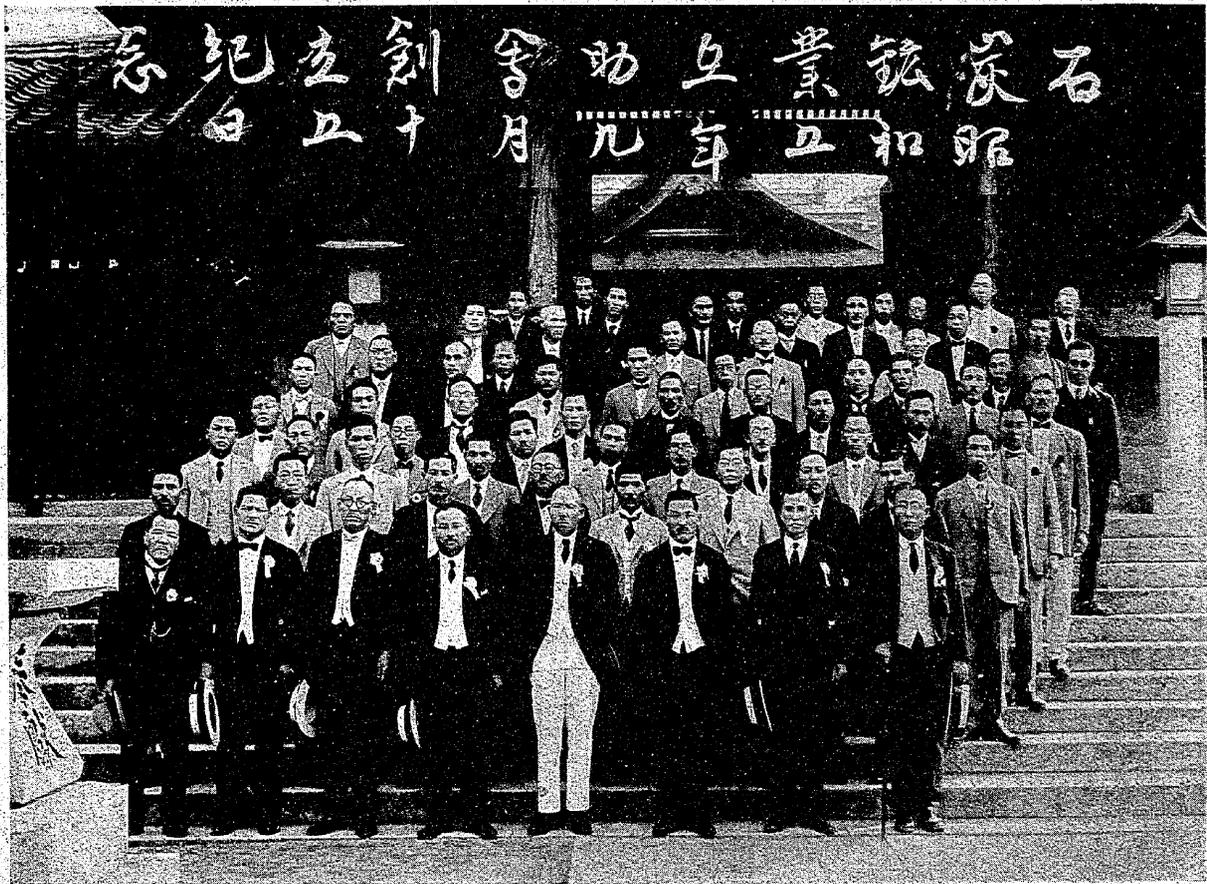
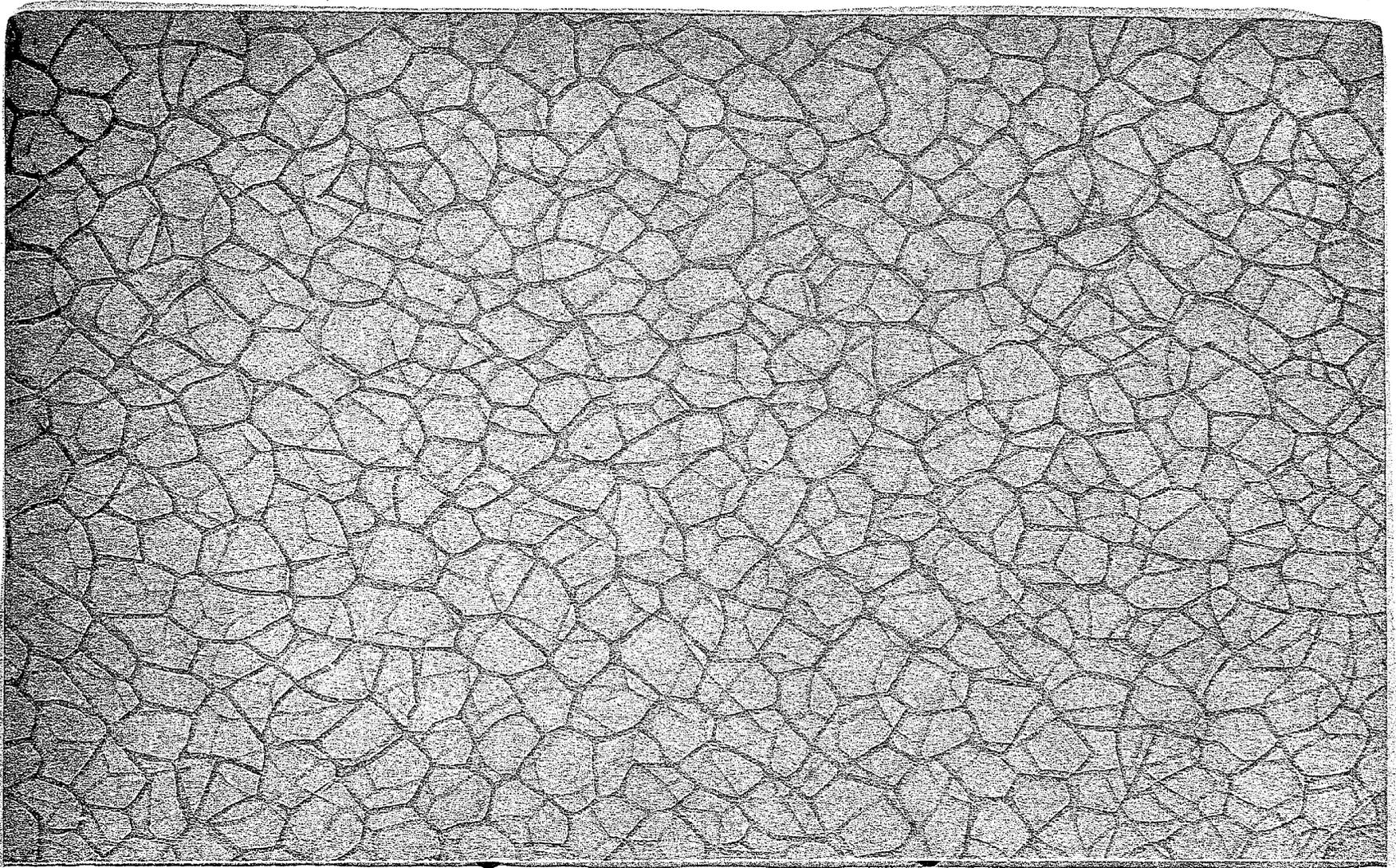
昭和十五年十月二十四日印刷  
昭和十五年十月二十八日發行

## 目次

章邱炭田調査書	渡邊久吉 (三五)
戰時下の國鐵貨物輸送に就て	柏原兵太郎 (四〇)
九州地方坑木協會	(三五)
日本石炭株式會社昭和十五年下期石炭標準炭價決定	(六四)
石炭買取價格決定	(六六)
第四回鑛業報國強調週間實施要綱	(六九)
北支那視察より見たる支那人觀	兼收 健造 (七三)
法 令	
石炭品位取締改正規則	(七五)
用材配給統制規則	(七八)
彙報(西部石炭株式會社創立さる(其他))	(七九)
本會記事	(八〇)
石炭鑛業權(試掘採掘異動設定)鑛區異動	福井生 (八四)
炭界日誌	(八七)
本會炭礦異動	(八九)

十月號

石炭鑛業互助會發行

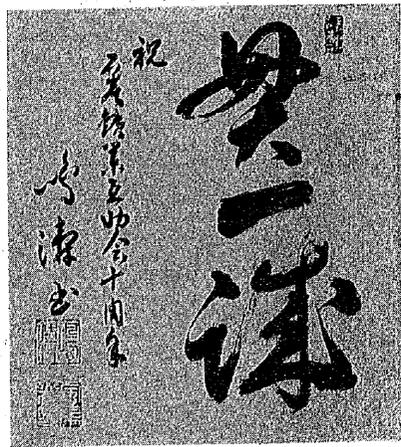




筆氏八平本山



筆氏三慶田古



筆氏康道戸風



相談役 中島徳松氏



二代會長 野上辰之助氏



現會長 山本平八氏



初代會長 故 金丸勘吉氏



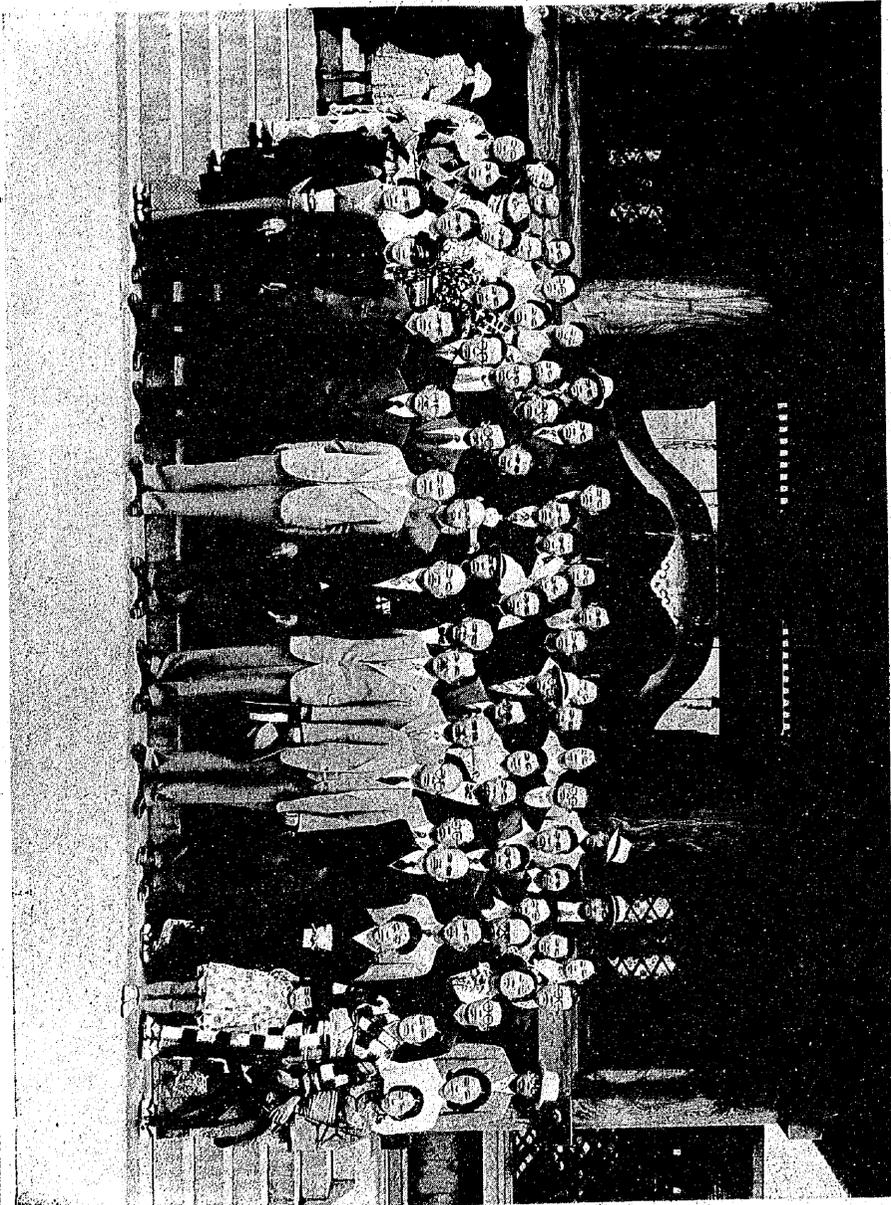
専務理事 武内禮藏氏

口江氏

# 石炭鑛業互助會創立十周年紀念號

## 目次

神の命するまゝに	石炭鑛業互助會會長	山本平八	(二)
石炭鑛業互助會創立十周年に際して	商工省燃料局長官	東本榮三	(五)
創立十周年記念に寄せて	福岡鑛山監督局長	中村幸八	(六)
祝詞	日本石炭株式會社社長	松本健次郎	(七)
祝詞	社団法人筑豊石炭鑛業會會長	貝島太市	(八)
祝詞	宇都石炭鑛業聯合會會長	梶本吾市	(九)
祝詞	常磐石炭株式會社社長	古賀春一	(一〇)
祝詞	日本石炭株式會社若松支店長	四方田茂	(一一)
祝詞	若松石炭商同業組合組長	伊藤健輔	(一二)
石炭鑛業互助會の十周年を祝す	石炭鑛業互助會相談役	中島徳松	(一三)
十周年記念を祝ふ	石炭鑛業互助會名譽會長	野上辰之助	(一四)
創立十周年所感	石炭鑛業互助會名譽會長	金丸熊太郎	(一五)
祝詞	互助會石炭株式會社取締役	末吉眞一	(一六)
祝詞	互助會石炭株式會社取締役	田籠寅藏	(一七)
祝詞	互助會石炭株式會社取締役	美川泰市郎	(一八)
祝詞	互助會石炭株式會社取締役	和才角一郎	(一九)
祝詞	互助會石炭株式會社取締役	高島誠一	(二〇)
祝詞	互助會石炭株式會社理事	加茂泰吉	(二一)
祝詞	互助會石炭株式會社理事	吉原梅吉	(二二)
祝詞	互助會石炭株式會社理事	山下徹三	(二三)
祝詞	互助會石炭株式會社理事	風戸道康	(二四)





## 神の命ずるまゝに

石炭鑛業互助會々長 山本平八

今回吾石炭鑛業互助會がその創立十周年を迎へたに際し、監督廳諸高官、關係友好團體その他各位から御鄭重な祝詞を戴いたことは感謝に堪えない。今年初め不肖圖らずも金丸、野上兩先輩の後を繼いで會長に就任して、この記念すべき日を迎へ此上なき光榮に存すると同時に先輩諸氏の血と涙とで彩られた尊い過去の業績を敬慕し、吾が炭業界に残された數多の足跡を追想する時愈々その責任の重大さを痛感するものである。

私は、夙に互助會の卒直にして大膽なる任俠的氣風を慕ふものであつた。永く所謂資本財關係の集合團體の間に終始して來たのであつたが、その因循姑息にして權謀的な氣分に悲憤やるなきものがあつた爲めに、殊更に互助會の持ち味を此上なく愛慕して居つたものである。世間には此互助會氣風の本來の持ち味を會得して居らない向も相當にある。尤もその任俠的美風に便乗して意識的に悪用する者もある爲めに、世間の誤解を惹いた點も尠くない。此の點は甚だ遺憾に思ふ次第である。互助會の主義主張には普通の見解からすると相當の無理があり、勞せずして恵まれたる者には思ひ及ばない難

苦が終始その事業に付き纏つてゐることを、第一に理解せられねばならないのである。

過去十ヶ年、互助會は文字通り、業界の爲めに悪戦苦闘した。その都度世間の注目的となつた。而して、纏つてその動きの跡を観ると、實質上炭界をリードしたものは眞に互助會の氣力であつた。所謂大手筋の炭業はこれが爲に榮え、これが爲めに泰きに置かれた。そして、その凡てが産業報國となり、國力進展の源泉をなしたのであつた。而かも、こゝに特筆すべきことは、常に炭界の先達をなして來た中小礦業者中巨産をなして、子孫に美田を傳ふるものがあるかといふとそれは殆んどないといふてよい。餘力のある丈けを更に大きく借財をして、次から次と富者の棄て残した悪條件の礦區を開鑿するのである。謂はゞ奮闘の生涯に盡きるのである。棄てられたる炭層、採算外に放置されたる礦區、自然は之れをそのままに見逃すであらうか。自然は人類に何の爲めに石炭を興へたか。

此處で暫く石炭と人間の關聯を考察して見よう。人類發生前地球の創成期に地下深く秘められたる燃石——石炭、幾十萬年後の今日、掘り出されて、僅々一千年近くの間の人類によつて利用され盡して了ふのである。悠久なる人類の何十世紀、何百世紀の間に在りて、石炭の恩澤に浴する人類は僅々十世紀間のそれであることの神秘さは如何、樹木は數十年にして森林となり、魚貝は數年にして繰り返されるが、燃えたる石炭は永劫に地球の外に消え去つて再來することなし。

石炭は水力と石油と共に熱と力の三大原動力の玉座に在り。その力は人類の力であり、民族の力である。

更に眼を轉じて日本に於ける石炭の現状を見んか、その埋藏量は何々億噸、水力電氣の量は、石油の生産量とその消費量は數字は暫く措くとして、これを世界の石炭國、石油國たる米、英、ソ聯、獨のそれ等に比較してその國勢を對比計算することが出来る。

滿洲の石炭資源、北支、中支の石炭資源、それ等の開發實現期と日本としてのその利用價值、これも略推定される。斯くして再び日本國內の石炭資源、豊富ならざるこの資源を見直さねばならない。年々加速度的に採掘條件が悪化して来る。此限りある資源に對して愛護政策を講ぜずして放任さるべきや。神は一塊一粒と雖も見棄てざるべし。薄層の故を以て惡條件の故を以て棄て去らんとするは自然を冒瀆するものである。儲かる儲からざるは人間が勝手に定めた約束に過ぎない。惡條件の薄層、殘炭の稼行は寔に神よりの使命である。惠まれたる者は神の加護を受ける圈内にないが、惠まれざる者は絶対に神の護りを受ける立場に置かれてゐるのである。この神護こそ何物をも懼れない力である。互助會が過去十ヶ年血と涙の業史を以て事實上に業界を指導したのは實に此神の加護による力の顯れに外ならないである。

請ふ、鑛業監督者、石炭消費者、石炭販賣業者、鑛業金融業者、そして一般大衆よ、吾等の叫びに耳を藉し給へ。

記念すべきこの日に當り、日常所懷の一端を述べて自祝の詞となす。



## 祝 辭

商工省燃料局長官 東

榮

一一

互助會創立十周年記念に當り一言祝詞を述ぶる機會を得ました事は私の最も欣快とする所であります。申すまでもなく石炭は熱源、動力源として誠に重要なものでありまして晩近各種産業の勃興に伴ひ石炭の需要は頗る増大したのであります。支那事變の勃發が此の趨勢に一層拍車を加へ供給が之に追隨し得ぬ現況に立ち到つたことに付ては既に各位に於かれて充分御承知の通りであります。供給の過剩に悩んだ六、七年前當時の業界を今にして思へば實に隔世の感を深くする次第であります。

現下の緊迫した需要に應ずる爲積極的増産の急速な促進を圖ることは極めて緊要でありまして政府に於ては之が目的達成の爲に総合的増産計畫の確立、資材及努力の供給確保、能率の増進向上其の他に關し遺憾なきを期しつゝあるのであります。今や我産業界は國家新體制の樹立に即應して全面的に其の再編成を要請せられ自由主義經濟から離脱し眞に國家奉仕公益優先を基調とする經濟組織の確立が要望せられつゝあるのであります。之が爲には一層全國民の深き理解と熱烈なる協力が必要でありまして世の木鐸を以て任ずる言論機關の使命たるや實に重且大であると言はねばなりません。

互助會報は創立以來炭業界の樞軸機關としての本分を自覺せられ、常に斯業の發展に寄與せらるゝ所尠からず、茲に十周

年を迎へられました事は洵に慶賀に堪へない次第であります。  
關係の各位に於かれましては時局の重大性と特に轉換期に處し其の指導者たるべき大なる任務とを充分に認識せられ愈々  
其の使命達成に邁進せられんことを切望する次第であります。

## 石炭鑛業互助會創立十周年に際して

福岡鑛山監督局長 中 村 幸 八

—(6)—

石炭鑛業互助會の創立を見て茲に十年、全會機關紙たる互助會報十月號を以て之が記念號とせられ稿を乞はる  
惟うに石炭鑛業互助會の創立は之より先既に創立を見たる筑豊鑛業組合が一部會員の利益代表機關たるの様相ありしやを  
慨し、敢然相結束して之と分離獨立し、會員相互の利益を擁護せんとせるに始まる。爾來十星霜役員の異常眞摯なる指導  
運営と會員相互の協心戮力により幾多の苦難を克服して、克く今日の大をなすに至れり。  
由來互助會は其の独自の精神と風格とを有し強力なる遂行力を以て條件低劣なる炭山の開發に當り、今や會員二百有余確  
固たる財政的基礎を背景として業界特異の存在となれり。其の業績や誠に偉とせざる可からず。  
互助會の面目たるや信念を持して動かす、剛毅にして腹藏する處なく情誼の赴く處其の利益を顧念せず、氣骨稜々其の朝

氣其の快氣容易に他の追隨し得ざる處と謂うべし。

今や未曾有の世局に際會し石炭鑛業の使命の重大なる今より甚しきはなし。此の時に當り石炭鑛業互助會が彼上独自の精  
神と實行力とを以て會員を統率し些かも亂るゝ處なく生産力擴充の使命達成に邁進しつゝあるは誠に意を強うする處なり  
然れども未だ皇國産業の眞使命を自覺せず徒らに時局に便乗して自己を利せんとする個人主義的人士亦無之にしもあらず  
翼くば石炭鑛業互助會が益々其の統合を強固にし會員互に相戒め其の独自の存在をして日月の如く光輝あらしめ以て悠久  
なる發展を遂げんことを祈念して已まざる次第なり。  
一言以て祝辭とす。

## 創立十周年記念に寄せて

日本石炭株式會社社長 松 本 健 次 郎

—(7)—

今や世界史の運行は世界の舊き秩序を崩壊し、新しき秩序の建設に向つて其の巨大なる進展を續けつゝある。嘗て自由な  
る自治に委せられた經濟の組織機構は、新しき体制に根本から再編成さるべき必然の情勢に到達した。  
顧るに昭和四年の暮、米洲の一角に端を發したる恐慌の口火は當時慢性的過剰生産の暗雲に低迷しつゝあつた世界經濟を  
全面的に震撼した。就中我國炭鑛業は最も激しく其の餘波を蒙り慘憺たる窮狀に陥つたが業者は逸早く統制組織を結成し  
て之が打開策に懸命なる努力を盡した。石炭鑛業互助會も我國石炭の最大産地たる筑豊地方に於ける中小鑛業者を糾合し  
石炭生産統制機關の一翼として翌昭和五年生誕し、其の後に設立されたる互助會石炭株式會社と相提携して、生産並に販

實に關し自治統制に力を盡して加盟業者の更生發展に抄からざる功績を收めたのである。然るに時代の變遷は僅々十年の間に世界の歴史に劃期的變革を齎し、經濟界の實勢又既に同日の論を以て盡すべからざる状態に立ち至つた。

今や支那事變三周年を経過したる我國經濟界は國民經濟を統合して高度國防体制を完からしめる爲めに、極力物價の騰貴を抑制してインフレーションを回避すると共に、高度に生産の能率を向上せしめて經濟建設に必要な物資を確保せねばならぬ重大時期に達したのである。經濟界は今や「新なる年」に導かれ官民協力一致して根本的に組織機構の再編成を完成し、以て大東亞を包容する宏大なる國土計畫の確立に邁進しつゝある。時局下最も重要な基礎産業として我石炭鑛業の使命は洵に重大であると云はねばならぬ。

石炭鑛業互助會十周年記念に當り聊か所懐を述べて祝辭に代へ、併せて今後の發展に際し一段の工夫努力を盡されんことを衷心希望する次第である。

## 祝 辭

社團法人筑豊石炭鑛業會會長 貝 島 太 市

石炭鑛業互助會は本年九月十五日を以て創立十周年を迎へられ其の機關誌たる互助會報十月號を創立十周年記念號として御發刊になりますことは慶祝に堪へませぬ。

惟ふに同會の主たる事業地域たる筑豊炭田は發見以來既に二百數十年を閲し其の開發並に出炭は年と共に累増し本邦産業

の進歩發達に貢獻せる所洵に大なるものがあります。

石炭鑛業互助會は此の筑豊炭田に設立せられた嘗ての筑豊石炭鑛業組合に屬した炭礦の中に結成の氣運が動き、折柄第一次歐洲大戰に際し我が國石炭鑛業界に於ける事態の變化に伴ひ昭和五年九月十五日同會の前身たる筑豊石炭鑛業互助會として創立せられ其の後其の區域並に組織の變更と共に石炭鑛業互助會と改稱せられて今日に至つて居るのであります。

而して第二次歐洲大戰後の炭界空前の不況の際には其の打開の爲に送炭制限の實行、撫順炭輸入阻止運動、女子入坑及深夜業禁止對策等々重要問題に對し會を擧げて善處の方途を講じ我が石炭鑛業界に竭された輝しい功績は枚舉に追なしと申して差支無いと信じます。

爾來同會の會員並に事業地域は漸次擴大せられ九州一圓は素より山口地方にまで及び其の目的事業も亦生産及販賣の兩方面に亘り殊に今次支那事變勃發後は石炭の需要急増に對應せられ又一面各種國策に順應し全能力を擧げて増産に努力せられつゝありますが最近日本石炭株式會社の業務開始と共に其の機構を更に擴充して石炭報國の体制を整へられましたことは眞に慶賀に堪へぬ所であります。

今や内外共に多事多難の秋に方り同會の使命は愈々重きを加へて居ります就ては此の目出度い創立十周年を機とし將來の企畫に萬全を期せられ會員共同の利益増進は素より本邦産業の振興に一層の貢獻あらんことを切望して已まない次第であります。

## 祝詞

宇部石炭鑛業聯合會會長 梶 本 吾 市

今回貴會創立十周年記念號發刊に當り茲に不敏をも省みず宇部石炭鑛業聯合會會長として祝詞を呈するは洵に身に餘る光榮とする所であります。

顧るに貴會が卒先して去る昭和五年當時最も不況沈淪の極にあつた炭界救済の聖火を擧げ九州炭田中小鑛業者を打つて一丸としたる互助、更生、發展の強力機關を創生せられてより既に滿十年となり此間幾多の辛酸、難關に逢着し時に非常の浮沈ありしも不撓の精神と協同一致の美風熱誠とにより克く之を突破、奮進して遂に堂々今日の如き基礎磐石を見るに至りたるは獨り炭界の幸福のみならず、躍進日本の國策遂行の爲め誠に意を強くするものでありまして、吾人は貴會の努力と大なる貢獻に對し深く敬虔なる謝意を捧げ自ら頭の下るを覺ゆるものであります。

恰も本年は皇紀二千六百年の佳辰に際し、貴會の記念日を迎へ今日までの光輝ある奮闘史と絶大なる功績を讃へ之を祝福感謝することは意義誠に深く内心喜悅を感ずると共に、此上とも一層「明日への新體制」に備へて益々邦家の爲め御奮闘發展あらんことを切望して止まない次第であります。

聊か所感の一端を序して祝詞と致します。

## 輝 や く 奮 闘 史

常磐石炭株式會社社長 古 賀 春 一

石炭鑛業互助會が、この九月十五日をもつて、創立十周年を迎へられるといふことであるが、關係者各位にとつては、ひとしほ感無量のものがあるだらうことは、推察するまでもないことである。互助會の歴史は、或る意味に於て、日本の近世石炭史であると稱しても、決して過言ではない。

石炭鑛業が産業の一部門として成立するやうになつたのは、決して新しくはないのだが、他の産業が早くから各種の團體を作つて共同の利益を圖つたのに比べると、石炭鑛業者は甚だしく立ち遅れた。永い間、鎖國主義の殻の中に入つたのである。一國一城の主の割據する戰國時代がつゞいたのである。

この風潮を打破し、まづ昭和石炭株式會社の設立を促進し、次いで炭礦主の地域的團體を組織して、共同の利益を守り石炭産業の向上進歩を圖ることを企畫し、これが先鞭をつけたのが互助會である。

その後、宇部、常磐、北海道等に同様の組合が出来たが、いづれも互助會に範を求めたものであつて、この意味で互助會は、吾々の先覺者だと云つてよいのである。

吾々として特に特筆大書しなければならぬことは、互助會がいわゆるアウトサイダーの向上發展のために盡された功績と、その奮闘史である。アウトサイダー團體はいづれも中小炭礦のために血みどろの奮闘をつゞけたのが互助會であり、万丈の氣を吐いたのが、その指導者達である。互助會十年史はその尊い記録に満たされて居り、赫々たる光輝に輝やいてゐるのである。

貴會が今日、十周年記念日を迎へられるに當り、吾々として感謝の念を新たにせざるを得ない。茲に祝意を表する次第である。

## 祝 辭

日本石炭株式會社若松支店長 四方田 茂

皇紀二千六百年今回互助會創立十周年紀念會報を發行せらるゝに當り聊か所懐を述べて祝意を表せんとす。

今や内外の情勢は複雑多岐を極めて帝國は聖訓を大陸に進めて以來四ヶ年の歲月を閉じ、内に在りては聖戰目的遂行のため大政翼賛運動も既にその緒につき一億官民協力以て東亞新秩序の大業を建設せざる可からざる實に曠古未有の難局に達着したり。

抑々近代戦は資材戰消耗戰にして最後の勝利は經濟力の如何にありと言ふを得べく従つて生産力の擴充は國家存立の重大條件となるに至れり、殊に日獨伊の三國同盟の成立をみて我產業界は獨力以つて益々其の最高能力を發揮する事を要請する可く延いては生産活動の原動力たり原材料たる我が石炭界の使命たるや慎に重且つ大なるを痛感するものなり。

會員各位も深く思を茲に致し渾然一体新体制への再編成を期し打つて一丸石炭國策の確立遂行のために萬難を排し眞に業者提携の實を擧げられんことを要望してやまざるものなり。

互助會の九州方面炭界の統制を使命として結成せられて以來茲に十星霜其の間我炭界に貢獻せられたること枚擧に追なく今其の創立十周年紀念會報發刊せらるゝに當り巨大なるその足跡をたゞへると今時に於けるその活動が眞に朝野の期待注視の裡にあることを指摘高唱せんとするものなり。

## 石炭鑛業互助會の十周年を祝す

若松石炭商同業組合組長 伊藤 健 輔

經濟界の生命たる石炭生産の重責を負へる我石炭鑛業互助會創立十周年に當り祝辭を述ぶるは實に光榮にして又慶賀に堪へざる所なり。

顧ふに貴會の創立は昭和五年九月十五日にして當時永年に亘る炭界の不況は其極度に達し石炭鑛業家の困苦甚だしき時にして貴會が此時に當り中小鑛業者の多數を統制して能く難局を凌ぎ、又當時唯一の不景氣打開策として叫ばれたる撫順炭輸入制限に對しては猛然立て當局に陳情し能く其目的を達し、次て昭和石炭株式會社の設立せらるゝや之と相提携して炭界の新秩序を設立し財界の回復と共に炭業者をして再び明朝なる好景氣を迎ふるに至らしめたり。又支那事變勃發以來は誠意石炭増産に努め人的物的資源の缺乏するに當ては死力を盡くして其供給補足に奔走し日本石炭株式會社の設立せらるるに及びては奮て其國策に副ひ斯界の發展統制に資せんとす、其他貴會が陰に陽に炭界の爲に盡力せられし所實に多大なるものあり今や重大時局に際し貴會に待つ所益多し茲に從來の功績を感謝すると共に將來愈貴會の業務發展して國家に貢獻せられんことを祈るや切なり

聊か無辭を述べて祝辭とす。

## 十周年記念を祝ふ



石炭鑛業互助會相談役 中 島 徳 松  
互助會石炭株式會社

皇紀二千六百年祝典と時を同じくして互助會創立十周年記念を迎へられたとの由を承はり誠に慶賀に不堪此處に祝詞を申し上げます。

省みますれば北九州の一角に石炭報國の熱意に燃ゆる同志が翕然と集まりて業界の生産能率増大、品位向上の爲め且又従業者の徳義品性の向上に幾多の荆の途を切り拓き乗り越へて、日を重ぬる事此處に十數年、此の間互助會報の發刊を見、常に良き指導者として幾多の鞭撻と教訓を與へて呉れました事は誠に感謝に堪へぬ次第であります。

目を轉すれば我が帝國は此處に聖戰四周年を迎へ東亞新秩序建設の爲め未曾有の段階に遭遇し一億一心乾坤一番の覺悟の秋であります。我々はこの聖戰遂行國是貫徹の爲めには資源の保護獲得こそ最も重大にして大いに心せねばならぬことと存じます。就中資源中石炭こそは鐵、石油と共に五大資源の第一位に位するものであることは今こゝに言を改めて云ふまでもなく實に重大事であります。

こゝに至り石炭界の機構も時代の推移と共に自然改革されつゝある折柄互助會のもつ使命も特に重大であると存じます。この互助會の良き目であり又口であるところの本會報が年月を加へる毎に光芒を發ち然して強力盛大になりつゝあること

は今後の活動に大いに期待をもつものとして實に喜びに堪へぬ次第であります。新體制下の今日單に石炭互助會の互助會報に甘せず日本石炭界の良き「リीडァー」たるの品位ある會報まで推揚發展せしめ以て産業報國の立役者とならんことを衷心より切望する所以であります。



## 創立十周年所感

互助會石炭株式會社名譽會長 野 上 辰 之 助

互助會創立十周年に際し聊か所感を述べ度いと思ます。

回顧すれば十年前吾筑豊の中小炭鑛業者が小にしては御互ひ業者の爲大にしては我國炭業促進の爲め、堅き決意を以て相提携し互助會を創立したのであります。創立當時は實に渺たる存在に過ぎなかつたのであります。今や會員百數十名を包擁し西部日本炭業界に於て大なる存在であります。土相見ざる三日、正に刮目して見るべし、と申しますが、我會こそ此の十年の間に一大進歩を遂げ、之れを創立當時と比較すると實に天壤の差であります。又盛なりと云はねばなりません。此の進運を來した所以は全く會員諸氏が一致協力會長を輔佐して會務の遂行を計つた爲めに外ならぬのであります。今や世界は現状維持國家と現状打破國が國家民族の運命を賭して、世界到る所に血みどろになつて戦闘を續けて居ります。此の中に我國は日支事變處理の爲め將又東亞新秩序建設の爲め國家の總力を擧げて戦闘中でありまして此の時局に於る我等業者の任務も亦重大なりと云はねばなりません。加ふるに世界文化に對する石炭の重要性は今更申す迄ありません。

石炭は實に文化の母であります、石炭を離れて文化なしと言ふも過言でありませんが、私は乏きを以て北支資源開發の革命を受け、事變以來炭業報國の誠を盡し、一意邦家の爲め奮闘し互助會の爲め虹の如き氣焰を擧て居るものであります。今日、日、獨、伊、蘇、四國の同盟と同様であり東亞新秩序の建設に一階段を劃するもので日、獨、伊三國同盟は世界永遠の平和に貢獻する所大なるものを見る次第であります。希くば會員諸氏御互ひ團結を堅くし會務の發展を計り當局を鞭撻して國運發展の爲め協力せられんことを茲に所感を述べて互助會の前途を祝福し來るべき廿周年には更に格段の進境を見んことを切望する次第であります。

### 祝 詞

互助會石炭株式會社取締役 金 丸 熊 太 郎

昭和六年秋互助會は筑豊炭田の中小炭坑をブロックとして組織せられ、當時炭界は産出過剩と撫順炭移入の壓迫とに依りて國內炭業界は瀕死の状態にあり。此の時に互助會は立つて政府に撫順炭移入防止を歎願し其の目的を貫徹し以て當時の窮狀を脱し間もなく滿洲事變に遭遇し以て完全なる使命を完ふし得た事は洵に欣快に堪えざる次第なり。今又日支事變勃發するや互助會員一同は産業戰士として新體制下の元に日夜出炭報國に邁進出來得るのも洵に同慶に堪えず、今茲に創立十周年記念の秋を迎え今後更に一段と協力一致以て大東亞建設の國策遂行に乍微力邁進し以て互助會の使命完遂に協力致す覺悟であります。



### 祝 詞

互助會石炭株式會社取締役 末 吉 慎 一

世の凡ての事業と云ふものは押しなべて三年續けば後は樂に行くと言はれてゐるが、互助會は創立されて十年になるのになか／＼樂と言ふ事は聊かも見られぬ。今日に至るまで眞に多難續きで後から後からと難問題計り起りまして、我々は一日として心の安まる事がないと申しても過言ではない。

しかし磐根鏘節あらゆる困難に遭遇したおかげであらうか、會員一同の團結力はいよ／＼固く鐵の如き意氣と熱とは相俟つて世人をして、よく九州に石炭互助會ありと叫ばしむるに至つたのであるが殊に時局の重大性に鑑み國策に順應し鑛業報國に一意邁進せんと念願する次第である。

こゝに十周年を迎ふるにあたり創立當時の心構へを忘るゝことなく眞に勞資一体滅私奉公の誠を致し以て聊かなりとも業界に貢獻したいと思ひます。

聊か所感を述べて慶賀の意を表す次第である。



祝詞

互助會石炭株式會社取締役 田 籠 寅 藏

石炭鑛業互助會が茲に創立十周年の記念日を迎ふるに當り互助會が現時局下産業界に貢献しつつある偉大なる功績其の社會的使命たるや今更吾人の言を待たざる所なるも過去十ヶ年を顧みるに全く文字通り不眠不休の努力の賜にほかならず本日此の發展の狀況を觀ることを得たるは衷心より慶賀に堪へざる所である。

皇紀茲に二千六百年、外に東亞共榮圈の確立に、内に大政翼賛の新日本體制を整ふるの時統制經濟愈々強化せられ鑛業報國の一大使命に邁進する各鑛業者の指導機關たる本會の責務亦重且つ大なりと謂ふべし。

此の新體制に順應し石炭販賣の一元化する日本石炭販賣株式會社の設立に相呼應して販賣機關たる互助會石炭株式會社を横の體制に擁し聯系株主即ち吾人生産業者は各自機構の擴大を計り石炭増産の新體制を整ふに至れり。

此の隔世的進展を見、歩み來れる過去と相照應し轉々感慨無量のものがある。

抑々互助會の誕生は中小炭坑業者相謀り共存共榮、勞資協調、小資本を以て最大の效果的産業報國を念願とし筑豊鑛業互助會を創設したのであるが其の後是を擴大強化して遂に昭和五年若松市に本部を置く今日の石炭鑛業互助會に改組擴大したるものである。

此の間昭和七年頃の撫順炭問題、炭價維持資材の獲得に或る時は當局に或る時は昭和石炭會社に折衝し目的完遂に是努めたる結果今や所屬炭坑の出炭額は實に月産六十三万余噸の多きに達するの盛況なり、然りと雖も石炭増産の使命たるや重

大にして此後幾多の難關の横たはるを覺悟せざる可ず。

此際吾々鑛業主は奮起百倍し基礎産業たる石炭増産の大使命を全するの覺悟を要する次第なり。國防經濟の先覺者として鑛業報國に邁進しつつある鑛業家の指導誘益に努められ國難突破に邁進せられん事を祈りて止まざる所である。

所感の一端を述べ祝詞とす。

祝詞

互助會石炭株式會社取締役

美 川 泰 市 郎



本年は早や互助會創立十周年に相當し而かも我國炭業界の革命とも謂ふべき國策會社日本石炭株式會社の業務開始に依る石炭の一元配給統制が本月一日を期して勵行せられるに至つた事は洵に意義深きものがある。

思へば過去十年間は炭界に取り不況のドン底より第一次歐洲戰に亞ぐ好況出現迄波瀾重疊に富む一昔であつたと全時に我が互助會としても實に惡戰苦闘の連続であつたが幸ひ會員諸彦の熱と力を以て苦節十年能く幾多の試練に堪えて今日の盛大を見るに至つた事は我國産業界に於ける一大偉觀と云ふべきである。

不肖が暫く遠ざかつて居た炭界へ歸り咲きた昭和十二年四月當時の感想を忘憚なく申せば日産化學の互助會に於ける存  
在は聊か奇異に思はれたが當會に對する認識の深まると共に新營企業たる日産の大規模鑛業と所謂中小鑛業とが其の事業

經營の根本理念に於て相通するものがあり、決して共存共榮を妨ぐるものでない事を知り、爾來尠しも不自然さを感じぬに至つた事は吾年ら不思議に思ふ位である、大企業と中小企業とが經營上十長一短を免れぬ事は申す迄もないが之が相倚り相助けて兎も角約七〇〇万噸の年産炭を統轄する様になり石炭資源之しき吾國石炭鑛業へ一大寄與をなすつゝある事は全く當會の本領たる互助協調の精神發露の結果に外ならぬ。

今や世界各國に類例を聞かぬ生産管理を伴はぬ全國産炭の一手買上げ一元配給統制が互助會を筆頭とする中小鑛業全体の反對を押し切つて強行されんとしつゝある、而して之が成功と失敗とは一に中小鑛業の協力に依る事は政府當局並に日本石炭も認めて居る處である、従つて友好指定會社中の白眉たる互助會石炭會社の使命は實に重しとせねばならぬ、而も統制の本家たる日本石炭の準備は未だ整つて居らぬ。此の間に處し互助會が人物、資材拂底に直面しながら敢て陣容を整備し晝夜兼行の努力を以て日炭へ協力し他の友好團體に範を垂れる事は實に難事業に相違ないが持ち前の熱と力に加へ會員中の智囊を動員し所謂總力戰の覺悟で勉強したならば日本石炭の事業も躑躅に乗り得るであらうと信する、斯くてこそ炭界に於ける互助會の地位は千鈞の重を加へ名實共に炭界の中心勢力として業者をリードし得るであらう。

十周年の佳辰に際し所感の一端を述べて祝詞に代へる次第である。



## 祝設立十周年

互助會石炭株式會社取締役

和 才 角 三

炭都直方の鑛業組合俱樂部に於て呱呱の聲を擧げた筑豊鑛業互助會は輝く皇紀二千六百歳に際し茲に十周年記念日を迎へた事は鑛業界のため將た國家産業のため誠に慶賀に堪えざる次第である。

回顧すれば十星霜の昔即ち設立當時に於ける會員の事業は甚だ幼稚なものであつた。否我國石炭の消費量から見ても勢ひ發展を抑壓せられて居たかの感が充分あつた事は事實である。隨て當時の石炭鑛業は非常な不安定で冬場は使用量の増加と共に荷捌も稍順調であつたが夏場となりては洵に慘なもので値段も付け次第買ひ次第其ため事業も跋行的で經營が非常に困難を極めた、如斯状態で假りに石炭鑛業に投資しても成功する人は稀であつた。

其際基礎の堅まつて居た大筋は常に優越な地位にありて得意の獲得や運搬の便宜又は積込の簡易等諸般の點に超然として居た事は復ふべくもなかつた。於此時我會員の先覺者即ち先輩諸士は我國の國情から見ても國是から謂ふても石炭消費量の増加は當然であると共に石炭鑛業の重要性からしても勢ひ業界の安定と需給調節の必要である事を痛感、茲に斷然結束を固めて互助會を組織したのが十年の昔である。

自來會としては萬有る方面に決死的の活動を續け需用、供給の均衡や、資材並に勞働力の圓滑な分配等は會員一致互惠の精神を以て相倚り相援け殊に撫順炭輸入制限の大運動を起して政府當局の了解を経て業界の活路を拓いた等の如きは晴天の霹靂と言ふか小春日和に突然旋風を捲き起したかの様で實は物凄い風景を呈した。

其外勞働運動等は無言の壓力を加へ或は炭價の諸物價に對する均等化等我國炭業界の先驅となりて今や非常時局に於ける燃料國策の人氣役者となつたことは周知の事實である。この十月一日より業務を開始した日本石炭株式會社は實は我が互助會の統制の感化を受けて生れたものであると言ふても過言でないと思ふ。

如斯互助會は縱横無盡に活躍して我國炭業界をリードして以て國家に貢獻して居る事は先輩各位の指導統制の宜敷きに因るものであるが現在社長、専務、將た顧問各位の不撓の精神と犠牲的活動並に獻身的國家に御奉公の赤心の致す所以であ

ると可謂である。  
茲に設立十周年を迎へ謹んで慶祝の意を表し併而會員各位の御奮闘を祈る。  
最後に役員諸士に衷心敬意を表して祝詞とする次第である。

## 祝 詞

互助會石炭株式會社取締役 高 島 誠 一

高度國防及び東亞經濟建設の遂行上我國の炭業が層一層振興せざる可らざる現下の緊要性に鑑み今後貴會が益々隆昌を加へられ以て我國策の達成と國家の進運に寄與せられんことを祈る。



## 祝互助會創立十周年

石炭鑛業互助會理事 加 茂 泰 吉  
互助會石炭株式會社

世界の情勢變化と共に東亞に於ける我國の立脚地歩は巍然として愈々其任務は重大となり業界財界あらゆる方面に涉り眞に革命的改組行はれんとする新体制の確立を目前に控へ國民亦粉骨砕心以て國家に殉すべきの秋！

此時に當り我互助會は創立以來幾多の波亂と紆餘曲折を廻りて茲に光輝ある十周年を迎へ劃期的時代の要求に邁進すべく社内には機構運営の擴充を強化し外業界に對しては刷新の先驅者として日本石炭株式會社業務開始と並行して必然齎らざるべき一大難關を突破すべく溢るゝ意氣と熱誠とを以て是が對策に善所しつゝ一方聖戰の心髓に即應して大陸の曠野に一大飛躍を試みんとす。

過去に於ける赫突たる歴史を緋けば滿炭輸入阻止運動の如き餘りにも世人の知悉せる處にして今更贅言を要せず。

又時變初期に於ては世人未だ茫漠として世相を辨へざるの時彼の物動計劃に卒先順應して進んで自肅炭價の制定に協調し將に國內に瀾漫せんとする悪性インフレ抑制の犠牲となりて財界に貢獻する處大なりき。

更に又石炭統制法案提起せらるゝや事業の本質を没却し實際に則せず國家全体産業の盛衰に關はり國運の消長を左右する重大危機なりとし政府要路に對し堂々の陣を張り其矛盾撞着を摘發して大いに彼の蒙を啓き産業第一線の戰士として意氣と熱と信念を以て斯界をリードしたるは即ち我互助會精神の發露にして常に天下に侃諤の論陣を張り敢て人後に落ちざる所以なり然るに業界の前途は益々多端にして寸時たりとも安居樂業を許るさず顧みて父祖傳來の國內鑛業界を靜觀するに地下資源は自ら命數あり今日の大増産政策必ずしも百年の大計に非らざるは理明の事實なり。

竝に於て東亞聖戰の眞意義を慮り一輩帯水の北支炭田を考察する時想ひ共に過ぐるものあり我互助會は自ら礎石と成りて業界百年の大計に盡瘁し大陸に骸骨を晒すとも敢て悔ゆるところ毫もなしと固き信念の下に譚然立つて北支開發の霸業を起し今や着々其整備を急ぎつゝあり。

惟ふに我互助會は過去に於ては波瀾萬丈のうちに不撓不屈の精神を以て斯業の發展に貢獻し更に前途に遠大なる企劃と重責を負ひ一致團結一路邁進す。

吾人は其一員として光輝ある創業十周年の歴史を祝福し併て先輩諸賢の勞苦に對し深甚なる感謝の意を捧ぐると同時に傳

統的意氣と熱と信念とを受継ぎ更に自肅自戒以て益々其名譽を高揚せん事を期して祝詞に代ゆ。



### 祝詞

互助會石炭株式會社理事 吉原梅吉

昭和五年筑豊の天地に四十三の會員を持つて生れ出た互助會は、はや十周年を迎へ會員の數二百と言ふ大團體となつて常に炭界の爲貢獻してゐることは慶賀に堪えない次第であります。私は入會日淺く創立の事に關係はありませんが、あの創立前後に於る先達諸氏の努力が並大抵のものでなかつた事は想像に難くありません。石炭は産業の源であつて一國の盛衰は石炭の産出に比例すると言はれますが創立當時到る處に石炭過剩状態現出我國の産業は盡く衰微し今日とは又違つた意味での非常時でありました。その間に於る互助會の奮闘は皆様の御承知の通りでありましてその苦辛の甲斐あり稍悠眉を開いたのでありますが、今度は未曾有の石炭不足と言ふ大問題に逢着したのでありまして政府の統制も言はずその打開策に外ならないのでありますが、その過渡期にある業者殊に中小炭礦業の危惧は甚だ大なりと言はねばなりません。互助會は十周年を迎へてその責任は愈々重大となり會員の一致團結はより一層要望せらるゝに至つて居ります。我等は十周年を慶賀すると共に、又新なる覺悟を必要とするのであります。一言述べて祝辭にかへる次第であります。

### 祝詞

互助會石炭株式會社理事 山下徹三

石炭礦業互助會創立十周年を迎へらる、誠に慶祝の至りに堪へず。惟ふに石炭礦業は國家産業の根幹にして國運伸長の基因なり。貴會積年筑豊所屬礦山の經營開發に盡瘁せらるゝと共に夙に本邦石炭礦業指導の大任を以て其の志とせられ往年炭界の不況に際會するや敢然立ちて國內産炭の調節を主唱せらるゝと共に撫順炭移入調整の偉業を遂行せられ更に今次事變下石炭増産の急を告ぐるや卒先其の所懐を披瀝し當局に對し根本方策を進言せらるゝ等本邦礦業界に貢獻せらるゝ所極めて大なりと云ふべく其の抱負經綸眞に畏敬に堪へざる所なり。今や日本石炭株式會社の創立を機とし實會亦其の機構を擴大強化せられ以て國策に順應し曠古の非常時局克服に邁進せられんとす。天下齊しく貴會過古の功績を讃へ併而將來の發展興隆を禱ふ所以なり。聊が蕪詞を列ね祝詞となす。

### 互助會創立當時を顧みて

互助會石炭株式會社理事 風戸道康

今年今月今日は、お互の最も記念すべき意義ある互助會創立十周年に相當致すのであります。この日を迎ふるに當りま

して我々互助會職員一同は十年前結成しましたる直方で殊に多賀神社に參拜して嚴かな奉告祭を執行し神明の御加護を感謝し、將來益々會の隆昌を祈願致し度いと存じます。

此の意義ある記念日に際會し聊か結成當時の状況を述べて、當時を追憶したいと存するのであります。

此の互助會の組織された當時は、石炭鑛業界の最も不況のドン底にありまして其の採掘された石炭は損益を度外視して賣らうとしても買手がないと云ふ状況でありまして各坑所港灣市場等には約四百萬といふ貯炭の山を築き、中小炭鑛業者は夫れが爲金融の途は全く杜絶し爲に中小炭鑛の休業するもの續出しまして既に百數十坑も出来たのであります故に四萬の稼働者と其の家族十二三萬人は何れも失業せねば成らぬ状態であつたのであります誠悲慘なる状態は何とも云ひ表す事が出来得ない有様でした。

斯る世想でありますから炭坑經營者自身の没落は止むを得ずとしても和合一致、長年勞苦を共にした其の稼働者と其の家族を飢えしむるは情に於て忍びないのみならず。まして明日の生活の保證もなき人々を手離すと云ふ事はどうしても出来ない。これが當時の中小炭鑛業者の純真なる心境であつたのであります。

斯る時こそ中小炭鑛業者は一致してこの難關を打破し、業者も稼働者も共に生きて行く途を徹底徹尾講じなければならぬと云ふ目的の下に、昭和五年九月十五日に石炭互助會が誕生したのであります。當時は筑豊石炭鑛業互助會と稱したのであります。其の當時の會長は只今故人になりました金丸勘吉氏、副會長は野上辰之助氏、幹事長に橋上保氏、その他現在の重役諸氏が役員となられまして、而も生れた許りの赤ン坊の互助會は創立後五日にして早くも波瀾多き運命の第一歩を踏出しました。

即ち九月二十日、幹部諸氏は悲愴なる覺悟の許に中小炭鑛業者の苦境を打開すべく猛運動を開始し目的を貫徹せざれば死すとも還らずの意氣を以て石炭鑛業聯合會に向つて交渉すべく上京の途に就いたのであります。何と皆さん悲壯極まる

行動ではありませんか。

幹部諸氏は上京直に大手筋炭鑛に向つて送炭制限を主張し當時の筑豊石炭鑛業組合の機構改革をも併せて提唱致しまして、炭界不況挽回に死力を盡して奮闘されたのであります。

引續き昭和七年幹部上京し彼の有名なる撫順炭輸入阻止運動を開始し、滯京長きに亘たりまして中央關係各所に熱烈な運動を續けられたのであります其の當時福岡縣知事始め縣選出代議士各位、本縣内各市町村長各位炭商組合等悉く上京せられて互助會の運動に聲援せられました。掛の大掛りな運動は未だ嘗て無かつた事と思ひます。

地元にてはどうであるかと申しますれば稼働者諸君の大多數縣廳に押し掛けまして、強硬なる決意を示す等、其の眞剣な有様は到底筆舌の盡す能はざる處であつたのであります。

大體この問題たるや、單なる炭坑經營者と稼働者との問題でなくして此の問題の解決を見れば、由々しき社會問題を惹起致しまして實に容易ならざる大問題であつたのであります。

斯て幹部諸氏の努力と地元の関係者の聲援と相俟つて遂に互助會の要望せる送炭制限も大手筋炭鑛との協定、撫順炭の内地輸入制限も共に妥協成立致しまして氣息奄々たりし中小炭坑は漸くこゝに蘇生の思ひを致したのであります。其の後漸次炭價も高値を辿つて來たのであります。何れにしても弱体の嬰兒たる互助會は滿鐵、或は大財閥の大手筋を向ふに廻して、堂々と戦ひ抜いた處の互助會の底力と云ふものは實に驚嘆に値する事と思ひます。

恰も一小國に過ぎなかつた日本が大國ロシヤを相手に大勝した歴史を追憶せざるを得ません。其の後も次から次へと石炭統制強化の爲互助會の行路は實に多事多難を極めたのであります。互助會は斯くして直接間接炭界の爲に貢獻した事實は枚擧に遑がないのであります。

かゝる歴史を持つ互助會が十年を闊した今日曩に創立した一百萬圓の互助會石炭株式會社を茲に五百萬圓の強固な大會

社と成つて愈々隆昌に向ひつゝある事は皆さん御同慶至極であります。  
當時の事を回想すれば迎も極められた紙數では盡されませんからこれで止めておきます。



### 創立十周年記念を祝ふ

長尾道代

大和國菊香る日に十周の大き光りに祝ふ團體あり  
互助の誓ひ今尙かたし胸と胸照し合せて祝盃汲み交す  
穂薄の光る月夜に十周の祝酒汲みうつしみ合ふも  
石炭業界に大き足跡印しつゝ吾等今十周年記念にあへり  
思ひ熱きこの創立十周年記念日にあへりけり只涙して神に額く

## 互助會創立十周年記念日を迎ふ

九月十五日、本會創立十周年の記念すべき日。

十年の昔、打續く不況の爲、苦境のどん底に喘ぐ中小炭礦が期せずして、石炭報國、業界刷新を叫んで生れ僅かに四十二坑の會員しか持たなかつた互助會は今日では二百坑に垂んとする會員を有するまで成長した、又會の事業として設立された互助會石炭株式會社は日本石炭株式會社設立に伴ひ政府の指定會社となり資本を増加して大々的に事業擴張の新体制を整へてゐる。過ぎ來し方を省みれば本會の歴史は總べて苦闘の歴史であつた。然しその苦闘は互助會員をして堅忍不拔、不撓不屈の大勇猛心を育くむに役立つた。今や互助會は中小炭坑の統制團體として天下に知られその一舉一動は業界の注視の的となつた。

しかしながら互助會の今日の隆盛は會員諸氏の努力もさる事ながら常に神明の御加護のあつたのはいとも畏き極みである即ち九月十五日職員八十餘名は打揃つて直方に到り會の産土神たる多賀神社に參拜、恭々しく奉告文を捧げて感謝し奉ると共に益々多難なる本會の前途に幸多からん事を祈願したのであつた。

午前十時祭典開始

一、一同拜禮

一、齊主祝詞奏上

一、大 拔

一、奉告文奏上

一、玉串奉奠

一、一同拜禮

午前十一時祭典終了

## 奉 告 文

旭光燦トシテ秋天清ク百枝神威ニ芳ルノ本日茲ニ石炭鑛業互助會創立十周年ノ佳辰ヲ迎ヘ掛マクモ畏キ會、産土大神ノ大前ニ額キ互助會主事風戸道康職員一同ヲ引具シ畏ミ惶シテ奏上シ奉ル。

謹ミテ惟ミルニ國運ノ隆昌ヲ期セント欲セバ國力ノ富強ヲ圖ラザルベカラス、國力ノ富強ヲ致サムト欲セバ殖産興業ノ途ヲ講スベシ、殖産興業振興ノ原動力トシテ重大ナル燃料問題ハ石炭ノ増産ヲ計ルノ外途ナシ之ガ増産擴充ヲ策シ生産ノ合理化ヲ圖ルニハ一、二業者ノ一致團結ニ依ル統制機關ノ運営ニ待ツコト切ナリ、況ンヤ炭業界不況ニ際シテハ業者互ニ相倚リ相扶ケ之ガ打開ノ方途ヲ講シ、以テ國家産業ノ危急ヲ救ハザルベカラス。

時ハ正ニ昭和五年炭界ノ不況其極ニ達シ石炭鑛業ノ困憊言語ニ絶ス。

就中、中小炭礦ノ立場ハ金融ノ途杜絶シテ絶望ノ淵ニ輾轉シ其抱擁スル幾万稼働者亦其家族ト共ニ明日ノ生活ニ彷徨スル悲慘ノ情日ニ加フ、茲ニ於テカ筑豊炭田ノ一角ニ正義ノ柄ヲ執ツテ意氣ト熱ト信念ヲ以テ相互扶助ノ念願ノ許ニ決然トシテ起チ天地神明ニ誓ツテ之ガ難局打開ヲ期シ炭業界ノ舊弊ヲ打破シ鑛業報國ノ大精神ヲ集マル者四十二炭礦、當多賀神社ノ大前ニ筑豊石炭鑛業互助會ヲ結成シ我國石炭鑛業界ニ歴史的第一歩ヲ踏出シタルナリ。

星霜茲ニ十歳終始一貫セル傳統的互助會精神ノ發露ハ春秋十年ノ跡ニ歴然タル光輝ヲ放チ、今ヤ會員百四十名所屬炭礦百八十五礦ヲ算シ年算七百萬兩ニ及ブ、大互助會ノ實務コソ正ニ炭業界ノ偉觀トシテ堂々天下ニ謳歌セラレツ、燃料國策ノ新体制ニ適進スルノ現状ナリ、是レ偏ヘニ神明ノ加護ニ倚ル處吾等草生今職ヲ茲ニ奉シ願ミテ報恩感謝ノ念ニ堪ヘ

ズ恭シク薄饌ヲ献シ奉告ノ赤誠ヲ捧ゲ以テ神鑑ヲ仰ガムトス、仰ギ願クハ時局下興亞新秩序ノ建設ニ國家ノ總力ヲ盡シツ、アルノ際燃料國策ノ萬全ヲ期シ皇國産業本然ノ姿ノ顯現ニ愈々奉公ノ誠ヲ致サントスル吾等ガ會ノ前途ニ益々神明ノ御加護ヲ垂レサセ給ハンコトヲ誠恐再拜平伏以テ祈念シ奉ル。

昭和十五年九月十五日

石炭鑛業互助會職員總代

風 戸 道 康

### 石炭増産獎勵金交付規則の施行方針決定

本年石炭を六百三十萬噸増産し五百五十五萬噸増送するために、今春の議會で二千二百萬圓の豫算を計上し、これに伴ひ去る五月四日石炭増産獎勵金交付規則が公布されたが、送炭量の範圍、自家用炭の限度、低品位炭の取扱獎勵金の使途等につき疑義があつたので、燃料局において鋭意研究のところが漸く最近成案を得、各鑛山監督局に對し左の通り通牒を發した。尙ほ福鑛局では同則第六條の交付申請書を二月十五日必着をもつて本省に送達せねばならぬので、各業者の同局に對する申請書も一月三十一日を俟たず、可及的迅速に提出する様要望してゐる。

一、本則に於て送炭量とは自山經營上坑所に於て直接消費するもの、及當該石炭山附屬の發電所に於ける焚用炭以外のものを指稱するものなること。

二、前項の自山經營上坑所に於て直接消費するものの中には鑛業警察規則第五十五條の規定に依り鑛山監督局長の認可を受けたる炭礦附屬工物に於て生産する煉炭、豆炭、コークス及ガラ等の製造用炭は之を含ましむるも同規則同條の規定に依り鑛山監督局長の認可を受けたるもの以外の石炭運搬用機關車又は石炭運搬用船舶の焚用炭は之を除外すること。

三、市場に搬出すべき目的を以て坑所に於て既に貨車、車輛又は船舶に積込を了したるものは之を送炭量として計上すること。

四、本則第二條以下に於ける年の計算は凡て歷年に依るものなること。

五、第四條の規定に依る石炭の品位は石炭品位取締規則第七條の規定に依り商工省告示第一七五號を以て商工大臣の指定したる品位以上のものたること、従つて同規則同條但書の規定に依り販賣を許可せられたる石炭に付ては本則に依る獎勵金を交付せざること。

六、獎勵金の使途に關しては増産施設、福利施設及保安設備等の整備擴充に充當せしむる様適當なる指導を爲すべきこと。

## 章邱炭田調査資料

故 渡 邊 久 吉

本文は大正九年四月より五月にかけて二ヶ月間に亘り時の農商務技師元九大理學部地質學教室渡邊久吉教授が其蘊蓄を傾注して實地調査せられたるものを限りある時間に早急騰寫せる爲め時に誤字脱字等を免れ得ざりしを憾とす、希げ後日更に訂正補正の期を得て、山東章邱炭田開發上の一指針たらしめむと期せり（石炭鑛業互助會有志北支那炭鑛調査員一行）

### 目 次

第一章	位置及區域
第二章	交通及運搬
第三章	地 形
第四章	地 質
一、支 那 層	
下部 濟 南 系	

上部 濟南系

二、二疊石炭紀層

含炭層

大奎山層

三、赤色砂岩層

四、瓜漏河層

五、黃土層

六、沖積層

七、火成岩

閃綠岩及閃綠玢岩

輝綠岩及粗粒玄武岩

第五章 含炭層の地質構造及炭層

一、炭層の概況

二、東部區域

一、瑚山區域

二、嶺子區域

三、鞏家塢區域

四、普集明水區域

五、白泉鎮區域

三、西部區域

六、琅溝區域

七、山周家莊區域

八、文祖、埠村區域

九、埠村曹范區域

十、呂家莊區域

第六章 炭質

第七章 炭量

第八章 炭現狀

一、炭礦及出炭

二、掘採の狀況

三、石炭の用途及販路

四、炭礦表

第一章 位置及區域

茲に章邱炭田と稱するは、山東鐵道（膠濟線）大臨池、龍山兩驛間の南に延五せる炭田なりとし、其大部分は濟南府章邱縣管地なるも東方の一部は同府淄川縣管地に屬す、即ち其東は淄川縣磁窯塢附近に起りて所謂博淄炭田に接し、是より西方に亘りて王村驛の南方嶺子、鞏家塢等を経て章邱縣管内に入り普集驛の南を過ぎ明水驛の北に至る、明水驛よりは其南

方二十五支那里の文祖鎮に連続し、其西方埠村及曹范間に亘りて瓜漏河上流、河上流地に於て一の盆地を形成し、曹范より北方に向ひ龍山驛の南に終る。

炭田の淄川縣管内に屬する部分は人によりて時に淄川炭田西部と稱せらるゝことあり、磁窑場より鞏家塢の西方の淄川、章邱二縣界迄炭田の延長約十三基米即ち三邦里、三十五支那里、幅三基米あり、鞏家塢の西方縣界より北西明水驛の西にて人によりて章邱炭田東部と稱せらるゝことあり、其延長約二十基米即ち五邦里四十支那里、幅三基米余あり、以上の部分は茲には便宜上之を章邱炭田東部區域とす。

明水驛及龍山驛間の南方に於て瓜漏河の東西に亘り炭田の一盆地を成せる部分は普通章邱炭田西部と稱せられ章邱炭田の主要部を成すものにして東西約十二基米即ち三邦里、二十五支那里、南北十基米即ち二邦里半、約二十五支那里の地積を占む。明水驛の南方、文祖鎮に至る間の白泉鎮、横溝莊附近に別箇の一炭田あり、茲に之を白泉鎮區域と稱すべし、本炭田區域は南北に長く四基米即ち一邦里に亘り幅一基米余の地積を占め一盆地を成す。

## 第二章 交通及運搬

本炭田は山東鐵道(膠濟線)に近く交通比較的便利なるも石灰を市場に搬出するには未だ何等の設備なく、主に一輪車による、淄川縣嶺子、王村間十五支那里、鞏家塢王村間八支那里、章邱縣明水、文祖間二十五支那里、襄園莊驛埠村間二十五支那里は目下に於ける主要運搬道路にして、文祖、埠村より明水驛又は襄園莊驛間運搬最も頻繁なり、運賃は時によりて高下あるも二十五支那里の間普通百斤二百文乃至四百文即ち十銅子乃至二十銅子なり、一輪車の積載量は二百斤乃至三百斤にして之に鞍馬を附するときは四百斤なり。

近年炭田の主要部たる文祖附近の炭礦産出石灰を搬出する目的を以て同地泰豐公司總辦李連溪等主となり縣新公司なるものを資本金十二萬元を募集して文祖、明水間の輕便鐵道敷設を計畫し濟南伊商准利公司をして工事を請負はしめ踏査當時

は工事中にして築堤開鑿の土工及橋脚工事等大半竣はりしも其後建設資本に就き紛議を生じ工事中止せり。

## 第三章 地 形

本炭田は山東の北側即ち其正に黄河沿岸の平地に盡きんとする處に存し炭田の南方には片麻岩層より成れる所謂泰山山脈及支那層の石灰岩より成れる所謂歷山脈蟠居す、歷山山地は現今にては甚だしく浸蝕せられたる石灰岩の高台地性山地にして炭田附近には其東部に高山多く磁窑場南西に於ける瑚山(東瑚山)其西方に於ける四季山、火石嶺及湖山(西湖山)等著しきものにして炭田より之を望見し得へし、湖山は頂上十數仍の斷崖を成し、石灰岩地特有の峭壁たる地貌を呈す、湖山より山勢北西に蜿蜒して明水驛の南に及ぶ、此重炭地層たる石灰岩山地によりて章邱炭田は東西を二區域に別たる。石灰岩山地より炭田に向ひては山勢次第に陵夷して含炭層の發達する地は悉く低き丘阜地又は平地を成す、炭田東部區域には其北側に崇山、豹山、青龍山、河南山等の山丘及丘阜一列に併び、崇山、豹山は共に北方に緩斜し南方に急斜せる所謂豚背状の形貌を成す、其南側に於ける含炭層地は石灰岩山地との間に狹長なる低地帯を成せり。

炭田西部區域の瓜漏河盆地の内部には危山、青旗山、朱巖山等の山丘あり、此等の山丘は含炭層を被覆せる石英砂岩より構成せられ、含炭層の岩石に比し浸蝕力に對し抵抗力大なるによりて此地形を現出したるものなるべし。

山麓及平地は概ね黄土によりて被覆せられ黄土の厚き處は磁窑場附近鞏家塢附近及埠村附近に於けるが如く黄土地特有の地隙及溝渠状を成せる河谷あり。

炭田の最東部淄川縣に屬する部分は范楊河及其支流たる、瀧水の流域にして其他の章邱縣に屬する部分は瀧江支流たる青楊河及瓜漏河の流域に屬す、是等河流の下流には常時少量の流水あるも、其上流及支流に在りては殆んど流水なく、豪雨又は霖雨ありたる時激流を見る、本地方には概して雨量少なきのみならず、河水の地下に浸透する處多く、又特に石灰岩地にては地下を潜流するところあるもの如く、北方の平地に出づれば所々に湧泉を發見す、明水城内及東方秀水駐、

西方西泉莊には多量の湧水あり、其未は滾々たる河流を成し、其北方の平地は古來北支那に於ける著名の米産地として知らる。

#### 第四章 地質

炭田及其附近を構成する地質は左の如し

- |              |                                     |
|--------------|-------------------------------------|
| 下部濟南系        |                                     |
| 一、奥陶紀、支那層上部  | （下部濟南石灰岩層） 暗灰色石灰岩、 褐色白雲質石灰岩、 綠灰色泥灰岩 |
| 上部濟南系        |                                     |
| （上部濟南石灰岩層）   | 黑色石灰岩                               |
| 二、二疊石炭紀博山系   | 含炭層……砂岩及頁岩、石灰岩を挟む                   |
|              | 火奎山層……石英砂岩及雜色頁岩層                    |
| 三、三疊珠羅紀新泰系…… | 赤色砂岩層                               |
| 四、第三紀鮮新期     | 瓜漏河層……石灰質礫岩                         |
| 五、第四紀        | 洪積期……黃土層……黃土及石灰質礫岩                  |
|              | 沖積期……沖積層……砂及黃土                      |
| 六、珠羅紀及其後     | 火成岩……閃綠岩、閃綠玢岩、輝綠岩、粗粒玄武岩             |

#### 一支那層

支那層は主に石灰岩より成れる厚き地層なり「ウキリス氏」が分類せる濟南南方津浦鐵道沿線の支那層に比較すれば本層

は主に其上半部即ち奥陶紀濟南石灰岩層に該當す、之を其岩質により中部の綠灰色泥灰岩の多き處を界として上部及下部の二層に分ちたり。

#### ▲下部濟南系

本層は炭田の南方の山地即ち礪山より湖山間の山地の南部及瓜漏河盆地より南に廣く發達し主に暗灰色又は黑色石灰岩より成り、厚さ數尺乃至數十尺の褐色石灰岩及褐色又は綠灰色の泥灰岩を挟む、褐色石灰岩は白雲質にして暗灰色石灰岩中にも灰褐色白雲質の部分を不規則に含有す、褐色泥灰岩は新鮮なるものは綠灰色を呈し、綠色頁岩を挟む、本層と塞武利亞紀石灰岩層との境界は之を明にすること能はざりき、蓋し調査區域中の最南部或は是より近き處に有するが如し。

#### ▲上部濟南系

本層は下部濟南系の北に其上に累重し東部區域にては湖山より礪山白泉鎮以上の地を占め含炭層の基盤を成し、又西部區域龍山驛の南鶏山附近に發達し主に黑色緻密の石灰岩より成り薄き褐色乃至綠灰色泥灰質石灰岩及頁岩を挟み最下部には是が厚層あり、湖山及西部區域の呂家莊の東には此層中に輝綠岩又は閃綠岩床、挾在せり龍口南西方吳家山の石灰岩は閃綠岩の貫入によりて之に接觸せる部分は變質して結晶質となれり。

支那層の層向は概して西北西にして北々東十度乃至二十度に傾斜し大規模の褶曲及斷層あり又斷層に近き處にては斷層の落下の方向に急斜するを一般の状態とす。

#### 二、二疊石炭紀層

本層は含炭層（下部）大奎山層（上部）の二つに區別するを得へし。

【含炭層】 本層は博山及淄川の含炭層と同一にして之と連続し、所謂博山系の一部に屬す。岩石は砂岩及頁岩にして之に石灰石を挟む、全層の厚さは約三百米即ち約千尺に達す。含炭層は東部區域に於ては上部濟南石灰岩層を西部區域に於ては下部濟南石灰岩層を不整合に被覆す。

含炭層の最下底は厚さ四十尺乃至六十尺内外の砂岩及頁岩層にして岩石は少量の赤鐵礦を含み赤色を帯び頁岩は又雜色を呈することあり、其基盤たる濟南系の石灰岩には多少風化又は浸蝕せられたる遺跡ありて小距離の間褐色に分解し又は多少凹凸を成す、含炭層の基底は斯の如く常に赤色、砂岩、頁岩、雜色頁岩なるを以て之を追跡するに比較的容易なりとす。此赤色、砂岩、頁岩の上には厚さ二十尺乃至四十尺の石灰岩層あり之を下部石灰岩層と稱す、所謂石灰紀石灰岩是れなり其岩質概ね黒色にして一見濟南石灰岩に類似せるも、之と異なる所は濟南石灰岩の如く緻密均質ならずして、多少結晶質なる部分、瀝青質なる部分或は硅質なる部分あり、而して常に少量の黒色燧石團塊を含むを以て特徴とす、此石灰岩層は概ね濟南石灰岩山地の麓に於て僅か數十尺の砂岩頁岩層を隔て、露出するが故に一見濟南石灰岩と誤認し易し。

下部石灰岩層の上には頁岩、砂岩累重し中部に一層乃至三層、時に四層の石灰岩及炭層を挟む、頁岩は灰色乃至黒色なり支那石灰業者は之を洋瓦石と呼ぶ、砂岩は砂石と呼ばれ青白色乃至帶綠灰色にして露頭に於ては概ね黄白色乃至黄褐色を呈す、而して下部石灰岩層の上數十尺に位する砂岩は青白色石英質にして厚層を成し、含炭層の上部に於ける砂岩は綠灰色にして且つ上部に至るに従つて厚層となる。

含炭層中部に於ける最下の石灰岩層は厚さ四尺乃至六尺ありて其上下に厚き頁岩あり、其上位の二石灰岩層に比し斷絶すること少なく、露出も多きにより含炭層中の標準層となすことを得、之を中部第一石灰岩層と名づく、露頭にては表面灰色を呈し、中には海百合珊瑚腕足類の化石を含む。

此の上の第二、第三石灰岩層は第一石灰岩層上六七十尺（約五十米）乃至二百尺（六十米）の間に在りて厚さ各四、五尺

なりとし其上下は頁岩或は砂岩にして一定せず、第二石灰岩層に比すれば斷續常なく、處によりては之を見ざることあり其上下の頁岩砂岩には泥灰質又は石灰質の團塊を含み又は扁桃狀の石灰岩層を挟む、故に第二及第三石灰岩層は之を標準層となすに足らず、含炭層中の石灰岩殊に中部石灰岩は支那炭業者は之を青胡蛋と稱す、扁桃狀又は團塊を成せる石灰岩の意なり。

含炭層は東部區域に於ては北六十度乃至八十度西に走り、北東方十度乃至二十度に傾斜する單斜層を爲す、磁窯場より南方は其層向急變して南北となり、東方二十度乃至五十度に傾斜す。西部區域瓜瀾河盆地に於ける含炭層は概言すれば一盆地を爲すと雖も其東西にては斷層により落下せるものにして石灰岩地間に地溝狀を成す、南部にては含炭層は層向北に凸出せる孤狀を描き一般に北東又は北西に傾斜し是より漸次北方に沈降す。

傾斜角度は東部區域に於けると同様概ね二十度以下なり、唯斷層に接する處に於ては傾斜急にして六十度に達す。斯の如く含炭層の構造は複雑せる處多きのみならず、斷層も多きにより之を後章に詳述すべし。

【大奎山層】 本層は含炭層を整合に被覆する岩層にして主に石英砂岩及雜色頁岩の累層より成る、小川博士の命名を襲用して之を大奎山層と稱す、石英砂岩は本層の中央部及上部に厚層をなして發達す、岩石は白色乃至淡紅白色中粒質又は緻密質堅硬にして崇山、豹山に於けるか如く含炭層を被覆して其上半部を構成し岩層の傾斜の方向の山腹には廣く露出し、其の反對の方向には斷崖を成す。

石英砂岩は質甚だ堅硬なるにより建築用材、石臼、路面築造用ローラー等の石材となるに足る、雜色頁岩は灰色、紫灰色、黄色、褐色等を帯ひ佃片に弛解し易し、常に黄褐色緻密の砂岩を挿む。

本層の最下部は厚き黄褐色砂岩にして其上に砂岩を挟める厚さ五十尺乃至百尺の雜色頁岩層あり、更に其上二、三尺乃至十尺の白色石英砂岩及厚さ二十尺内外の雜色礫土質頁岩あり、本層は紫色、栗色、紅色、黄色、灰色等鮮麗濃厚なる雜色

を告し、堅硬にして一般に緻密なるも時に魚鱗状或は球顆状構造を示せる部分あり、一見「チャート」或は「リメイグイ」に類似す、而して露頭にては裂罅多く、細片に破碎し易きも堅硬なる爲め露頭多く、崇山、豹山、河南山、危山、青旗山等に於けるが如く断崖を成し、又は明水東方等に於けるが如く平地中の小丘阜にも露出しあるによりて追跡し易く、又厚さは常に二十尺内外にして含炭層の最上部を決定するに於て好箇の標準屬となし得べし。  
大窪山層の厚さは普通二百米にして三百米以上に達せず。  
本層は含炭層を整合に被覆し其構造含炭層と密接に關係するにより其項に於て之を述べべし。

三、赤色砂岩層

赤色砂岩層は「ウキリス氏」の新泰層に該當するものなり、本炭田に於ては范楊河沿岸の磁窑場、王村驛間に廣く發達し西部には龍山驛の南西小區域に存在するのみ、本層は主に特殊の赤色或は赭色を呈する緻密の砂岩より成り、白色石英砂岩稀に變岩を挟む、磁窑場東方に於ては略南北に走り東方に傾斜し、崇山北麓より王村に亘る地に於ては西北西乃至東西に走り北方に緩斜す。

四、瓜漏河層

本層は明水驛の西北釣魚台及其南方山東鐵道（膠濟線）鐵橋附近の瓜漏河岸に露出するものにして厚さ數米の白色乃至灰色粗鬆不均質の石灰岩質變岩（礫は石英岩膠結物は石灰質又は泥灰質なり）或は石灰岩より成り殆ど水平層を成す、本層は昔て小川博士が同河の下流章邱縣城の南方朱家莊に於て第三紀哺乳類歯化石を發見したる所謂瓜漏河層と同地層なるが如し。

五、黄土層

茲に黄土層と稱するものの中には黄土及之に挟在せる石灰岩質變岩（石灰岩礫が黄土により膠結せらるるもの）あり、本層は山麓及平坦地に推積し其厚さ二三十尺あり、磁窑場、西宋莊、文祖鎮、埠村附近等に最も厚く五十尺に達す、石灰岩地に近き處に於ては黄土中に數層の變岩層を挟む本層は黄土の推積中に崖錐をなし又は河流の沿岸地に推積したるものなるべく、黄土中に挟在する位置は一定せず其厚きものは八十尺以上あり。

六、冲積層

冲積層は明水北方の平地小區域に存し水流の冲積作用によりて成れる砂交りの黄土より成る。

七、火成岩

閃綠岩及閃綠灰岩、閃綠岩は龍山の南西方吳家山、湖山下の張家莊、朱家峪、大平莊、炭田西部呂家莊の東方等に露出す吳家山附近に於ける閃綠岩は同山及唐山の北半部を占め濟南石灰岩に接觸して之れを結晶質に變ず、岩石は帶綠灰白色を呈し中粒質にして少量の角閃石及緻量の石英を含む、本閃綠岩に隨伴して閃綠玢岩あり、本岩は緻密灰白色の石基中に長柱狀の角閃石斑晶を散点し石基は殆んど完晶質にして斜長石、角閃石及輝石の小晶より成る、閃綠岩及同玢岩と石灰岩との接觸部には括弧「スカルン」ありて此中に磁鐵礦を含む、此鐵礦は品位概ね良好ならず、又其礦量も極めて少なりとす湖山下張家莊、朱家峪、大平莊等に露出せし閃綠岩は閃綠玢岩を伴ひ濟南石灰岩層中の泥灰岩及頁岩層の發達せる處に貫入岩床を成す、閃綠玢岩は泥灰岩頁岩と共に黃褐色乃至黃白色に分解し一見凝灰岩狀を呈し湖山頂に露張する濟南黑色

石灰岩の斷崖下に現はれ湖山より西方は崑山及白泉鎮の東に、同東方は朱家峪、張家莊より老山に至る。呂家莊の閃綠岩は湖山下に於けるもの、如く貫入岩床をなし、露頭は西方興隆莊及黃路泉の北迄延び、其岩石は分解して黃白色を呈せり。湖山南麓太平莊に於ける閃綠岩は綠色中粒質にして主に斜長石及角閃石より成り、分解物たる綠簾石、黝簾石、綠泥石、方解石を含む、朱家峪に於ける閃綠岩は黃白色の石基中に長柱狀の角閃石を含む、朱家峪に於ける閃綠岩は黃白色の石基中に長柱狀の角閃石斑晶を散点す、角閃石は鏡下にて綠色を帯へる種類に屬し石基は斜長石の微晶を含める褐色玻璃より成る。

輝綠岩及粗粒玄武岩、本岩は含炭層、大奎山層或は赤色砂岩層中に岩床又は岩脈を成して貫入し或は赤色砂岩層中に逆流岩床をなす。

含炭層に貫入せる岩床及岩脈は炭層に接觸して石炭を天然骸炭に變質せしむることあるにより注意すべき岩石なり、其露頭は嶺子の東方楊家莊の北方、鞏家場南東方鐵箱山山腹、普集の南西方上泉莊附近にあり、鞏家場の南東、同益公司の東嶺附近に露出する岩床は又、坑内にも現出し岩石は綠黑色緻密にして輝石の斑晶を散点する粗粒岩武岩なり、上泉莊に於ける岩床は人和義公司及恒義公司坑内にも産し、恒義公司の坑内にては炭層に接觸して之を無煙炭に變ず、岩石は綠灰色緻密にして少量の輝石斑晶を有する輝綠岩にして長石輝石、橄欖石は甚しく分解せり。

湖山下尙莊附近の赤色砂岩層中に岩床をなせるものは、少量の輝石の斑晶を含める黑色中粒質の粗粒玄武岩にして斜長石輝石及少量の紫蘇輝石及橄欖石より成る、磁窑場の北方戴家莊、楊家場附近に於て赤色砂岩層中に逆流岩床を成すものは集塊岩狀を呈する部分ありて岩石は長石或は輝石の斑晶を散点せる輝綠玢岩に屬す。

(未完)

第一圖博山淄川章邱炭田炭層柱狀圖(略)

## 戰時下の國鐵貨物輸送に就て

鐵道省運輸局配車課長 柏原兵太郎

### 一、貨物運送と統制經濟

今日國有鐵道においては年間一億數千萬噸の貨物を送り届けてゐる。實に莫大な貨物であるが、この貨物が圓滑且つ迅速に目的地に送り届けられるや否やといふことが如何に國家の産業、經濟、或は國防、國民生活の安定、かういつた方面に大きな役割を有つてゐるかといふやうなことに關しては毫も絮説を要しまい。世上よく石炭は基本原料である若し石炭が豫定通り出なかつたならばそれこそ總ての生産力擴充計畫も産業政策もうまく行かない、故にこの際何をおいても石炭増産上の資材なり努力なりといふものは絶対優先的にその配給を確保しなければならぬと力説される。或は船腹の不足並びにその建造方の急務についても亦最近大きく扱はれてゐる。その他これに類する主張が屢々なされて來たが私はそのいづれの主張も皆正しいと思ふ。併し同時にこの際鐵道の立場をも主張したい。即ち鐵道殊に貨物運送の仕事は時局柄眞に重要であり而もこの重要な仕事に現在輸送力、小運送力共に不足してゐるが、その充實のための資材や努力確保の點において非常に困難してゐる、といふことに關しては今述べた様な事業と何等變りないといふことである。

早い話が、石炭の重要性が盛に力説されてゐるが惟ふに石炭の一塊たりと雖も鐵道の厄介にならないで山元から消費地に送られない。只山元にあるだけでは物の役に立たない而もこれが不幸にも現在如實に證明されてゐるのである。又船舶が非常に不足してゐるといふ話についても若しその通り船舶が今非常に不足してゐるとなると、これまで船舶で運ば

れてゐた山々の貨物がその後一體何で運はれてゐるのであるか、その全部が鐵道の方へ轉嫁されて來るのである。現に今日鐵道が貨物發到のために困つてゐる主因は全くこれ等轉嫁貨物の故であるといつて差支ない。惟ふに原料といはず製品といはず、それが動いてこそ本來の價値を生ずるのである。物が豫定通り動かなければ物動計畫等もそれこそ物々計畫になつてしまふ惧れがある。

さらに國有鐵道に動いてゐる貨物の動きが事變前と比べて今日量的にも質的にも非常に變化を見せてゐる。最近政府邊りにおいて生産力擴充、物動計畫、物資の需給調整、或は低物價政策と種々新しい重要政策が施行されてゐるが、この鐵道で運ばれる一億數千萬噸の貨物といふものはこれ等重要政策遂行の上に非常に大きな關係を有してゐることいふ迄もない。併し之等政算遂行の衝に當られる機關といはず、その他一般に鐵道の貨物がどんな風に動いてゐるか、どういふ變化を見せてゐるか等といふことについてどれだけ關心を持たれてゐるだらうか。

## 二、貨物運送の減増とその理由

次に國有鐵道の貨物輸送量が事變前と今日と較べてどれだけ増加してゐるかといふに、昭和十一年度對十四年度の三ヶ年間に約三割なかがし殖えてゐる。なほ量においてさういふ増加を示してゐるばかりでなく貨物の輸送距離が事變前と較べて非常に延びてゐる關係上輸送量に輸送距離を掛け合せた所謂噸杆においては五割六分の増加をしてゐる。要するに噸杆から見れば大ザツバにいつて二割づゝ鐵道の仕事量が殖えてゐるといふことが出来る。

このやうに貨物が増加してゐるその原因を探究して見ると先づ第一に考へらるゝのは自然増加の貨物である。すなはち今度の事變が無くて一般貨物が毎年々々いくらかづゝでも殖えて行く、更に考へられるのは軍用貨物、〇〇萬の兵が大陸に動いてゐる。これに送る軍用貨物も實に莫大なものである併し今日國有鐵道の貨物が殖えて輸送上困難をしてゐるといはれるのは實はこの自然増の貨物或は新しい軍用貨物が多くなつたからといふ原因だけでは絶對にないのである。

鐵道の輸送力が不足してゐる眞の原因は他の對抗運送機關からの轉嫁貨物が怒濤の如く鐵道に押寄せて來るからである。先づ考へられるのは海運からの轉嫁貨物である。今日非常に船腹が不足してゐるために従來船舶によつてをつた貨物が鐵道に轉嫁して來るこれは當然考へられることである、その他事變以來鐵道の方は運賃を一文も上げない處か總額三千萬圓餘も減收を見越して昨年十月から所謂生産力擴充要物資の原料等に對して運賃の割引をさへ行ふてゐる、處が一方船の方は公定運賃の定めあるもの以外はかなり昂騰を告げてゐる。これがため昔から一般に船より高いと相場の決まつてゐる鐵道運賃の方が却つて船運賃等より廉い、かういつた理由で海運から鐵道に轉嫁して來るものもかなりある。或は更に船舶に配給される重油が足りない、例へば九州沿岸、琉球方面等において獲れた鮮魚の如き昔は皆ボーン／＼で神戸、大阪等の市場へ海から運ばれて來たものが今日ではどうかといふにこの重油不足のため全部鹿児島、宮崎或は長崎方面に陸揚げされてそれが貨車積となつて細い關門の航送力を通つて陸上輸送される。それが一日平均七、八十輛もある。これが九州邊から出て來る貨物の輸送に非常に影響を及ぼす。斯様に船腹が足らぬ、運賃が安い、重油がないといふので怒濤の如く大小の船舶から貨物が鐵道に轉嫁して來てゐるのである。

次に考へられるのは彼のトラックからの轉嫁貨物である、昔、昭和六七年頃であつたか、不況時代に鐵道がこれと競争した様なことさへあつたが時遷り今日は皮肉にもお誂へ向きに、苟くも鐵道利用の出來るやうな貨物は遠距離、中距離近距離を問はず全部鐵道に來てゐると云つても過言でない。これちや五十億の資本を有する國有鐵道でもまさか船やトラックの貨物を全部運ぶ用意をしてゐる理でもないから、今日悲鳴を上げてゐるのは先づ當り前の話であるといつてよい。この點がはつきりされてゐないと鐵道の困つてゐる眞の理由が分らないだらうと思ふ。

なほ今日かういふ状態であるにも拘らず一體この三ヶ年間に僅かに三割なかがし、か貨物の發送量が殖えてゐないのは突き詰めて云へば結局一升枳には一升しか入らない鐵道の輸送力がこれだけしかないためにこの程度の増送に止つてゐる。

といふより他ないと思ふ。

### 三、事變後における輸送状態の變化

次に鐵道貨物の輸送状態が事變前と事變後と比べてどう變つて來てゐるかといふことである。良く變つたものもあるが大部分は良くなつてゐないといつていい。惟ふに理論上一般統制經濟が合理化され、本格的になつて來れば來る程同時に鐵道の貨物輸送の仕事もその程度に合理化されて來なければならぬ筈であるが我が國では寧ろ事實は逆である。なほこの鐵道がその影響を受けて非常に困つてゐるといふことに就ては現下の國情より眞に已むを得ない理由に因るものもあるが、或はさうでないもの即ち之等統制經濟を掌管する機關にも少し鐵道輸送に理解があつたら避け得たであらうものも多々あるのではないかと思ふ。凡そ新しい政策を行ふ時は良い効果と共に同時に必ず悪い効果をも伴ふものである。故に爲政者は良い方の効果はます／＼大ならしめ、悪い方の影響は出來るだけ減少せしめる努力を怠つてはならないのである。では事變前と比べて一體鐵道輸送上どういふ影響が起つてゐるか、順を逐うて説明すると

(イ)先づ第一に考へられるのは今いつた通り他の對抗運送機關よりの轉嫁貨物が非常に多くなつたことである。その結果、一番顯著なる輸送障害となつて現れてゐるのは、海運轉嫁の勢の最も激しい省經營の航路、即ち關門、青函、宇高、關釜間等における輸送力の行き詰りであるそれがどれほど困つてゐるか、運送申込がその輸送力の十倍以上にも達してゐる所が多い。この航路又は航送區間が今日國有鐵道の全く輸送上の隘路を形成してゐるといつてよい。

(ロ)その次に考へられるのは輸送距離が延びたことである。貨物の平均輸送距離が事變前の昭和十一年には百七十五軒であつたものが昭和十四年には二百軒と云ふやうに延びて來てゐる。これに就て最近あつた例を紹介すると、この間某大製紙會社が千數百噸の樺太炭を秋田の船川港に揚げてこれを九州の工場まで送つて呉れといつて來た。九州は石炭の本場である。樺太炭を秋田の船川港に揚げて九州くんたりまで陸上輸送させられたのでは、いくら輸送力が大きくもたま

つたものでない。この輸送距離が延長するといふことは何んでもない様であるが實は鐵道にとつて重大問題なのである。前歐洲大戰においてドイツは聯合國に負けた。その敗戦に就ては種々原因があると思ふが、一ツの重要な原因として軍事専門家はドイツの鐵道輸送力の行き詰りを擧げてゐる。而してその行き詰りの根本原因は當時ドイツは海上封鎖を喰つたために、從來海運によつてをつた貨物が全部鐵道に轉嫁して來た、そのために量が殖えたばかりでなく、貨物の平均輸送距離が非常に延びた點にありといはれる。

戰爭前と比べて大體七割程延びたといふことは、端的にいへば鐵道の輸送力が七割落ちたといふことになるのである。故にドイツでは前大戰における經驗に鑑みて、今回の大戰に當り昨年九月英佛と戰爭状態に入るや否やこの鐵道貨物の輸送距離の制限を嚴重に定めて命令してゐるのである。その一例として例へばガソリンの節約のため大型トラックから第一に木炭用車に變へて行つたが、その自動車用の木炭は必ず五十軒以内で調達すべし、五十軒以遠から調達してはならぬと嚴重に命じてゐる。又最近ソヴェト聯邦でも新たに定められた賃率を見ると、日本では運賃の刻み方は遠距離遞減法を當然のこのやうに考へられてゐるが、ソヴェトでは逆に遠距離遞増法を採用し貨物の遠距離輸送を制限して輸送力の最大効果を擧げる一方法としてゐるのである。

惟ふに最近の如く物資が非常に不足して來る、或は物資の割當等から非常に制限を受けてゐる、一方に公定價格と闇相場の関係から假りに物資を獲得するため何處からか貨物を取寄せんとする場合には、鐵道運賃が多いとか少いかいつたやうなことは殆んど物の數ではないのである。かういつた理由から荷主を自由な状態に放任すれば如何なる遠隔の地からでも貨物を取寄せやうなことになる、一方船舶等の遠距離大量の貨物が鐵道に轉嫁して來るといつたやうな理由のため、この様に平均輸送距離が延びて來るのである。若しトラックから近距離貨物の轉嫁がなかつたら恐らくもつと／＼延びてゐたかも知れない。

(ハ)次に事變以來大量貨物の無理なる輸送、即ち緊迫輸送をさせらるゝ機會が非常に多くなつて來た。即ちかういふ貨物の不足或は配給指令が遅れた等の理由のために從來長い間かゝつて悠々送つてをよかつた貨物を半年で或は三月以内に送つてくれ、一ヶ月又は十日間で送つてくれといふやうな要求が頻繁に來る様になつた。

即ちかういふ大量貨物を鐵道が甚だ時機切迫して無理なる輸送をさせられると、例へば多勢の團體が前以て断りもなく「ドカ」とやつて來て宿屋に泊り込むやうなもので他の一般客が締出しを喰つて非常に迷惑する。之と同様に他の一般の貨物の輸送が非常に悪い影響を受けることになる。昨年末の米輸送の例の如きはその典型的なものである。敢て米といはず石炭、肥料或は木炭、斯ういふ大量貨物の無理な輸送要求が最近非常に多くなつて來た、之は物資の不足關係ばかりでなく配給指令が常に甚だしく遅れる、例へば今年の春の肥料輸送の如き中央からの配給指令が種々の關係で遅れる、そしてせつば詰つて鐵道の方に輸送計畫を持ち込まれる。それを當り前に今迄通りの輸送をしてゐたならば肥料の配給が非常に遅れる様になつて之がため困るのは地方農民全體であるから鐵道はどんな無理をしてゝも迅速な輸送をして、この配給指令の遅れを多少なりとも取返す様に努めねばならないのである。

(ニ)次に貨物が此の事變以來三ヶ年間に三割何がし殖えた。之が省全線に平均に押しなべて増加して呉れ、ばよいのであるが、さうでなくて特定の輸送線區又は驛に偏倚して増加する。その結果全體としての輸送力の行詰りを招來する。かう云ふ現象が段々多くなつて來る様に思はれるのである。二、三の例を挙げると東海道線静岡濱松間の上りの如く六割二分以上も殖えて居り、或は山陽本線の東灘姫路間の下りの如き七割四分以上殖えてゐる。更に甚だしいのは航送區間の如きは何十割と殖えて居る所もある。尙最近の生産力擴充計畫の影響として石炭、鑛石或は木材、木炭等の出貨が多いが之が輸送力の一番細い山線、支線から出るので種々問題を惹起してゐる。或は増加貨物が主として大都市、工業都市等に集中して到着すると云つたやうな現象も鐵道が貨物の輸送又は取扱の上に非常に困難を感じしめて居る。

(ホ)更に最近我國に於ける産業體制が輕工業から重工業に移行しつゝある。これが忽ち鐵道出貨の上に表れて來るのである。例へば昭和六年度を百として昭和十四年度の増加指數を見ると三倍以上に増加したものは鑛石、鐵及鐵材、ブルブ等、二倍以上のものは石炭、人造肥料、工業藥品、木材等の如きものがある。その他新設増設の工場に据え付ける大きな機械類、重量品、潤大品の輸送が非常に増加して來て居るのである。

(ヘ)又消費規正、殊に生活必需品等の甚だしい不足といつた様な理由の爲旁々貨車の配給不足も手傳つて從來の大口取引取扱等に依つてゐたものが小口貨物、宅扱等に變つて之が非常に殖えて來た昨年の暮の如き例へば米、木炭、かういつたやうな生活必需品が非常な勢ひで小口、宅扱に轉嫁して、ために東京、大阪等に於て之が取扱或は荷捌き上非常に困難したことが起つたのである。

(ト)それから從來自由主義的經濟に於ては或る貨物或は地域に於ける貨物の輸送がうまく行かないと云ふ様なことがあつてもその影響は一局部、地域的に止まつたのであるが、最近の如く重要物資に就て生産配給が中央で一元的に統制されると、さういふ物資に就て我々の輸送手配宜しきを得ない時には、その影響が部分的、局地的でなく、全般的、全國的影響となつて現れて來る。その爲に我々は萬難を排して配給指令が遅れて居ればその遅れを取返すべくまた配給計畫がうまく行つてゐなければ、それを輸送で補ふべく萬全の輸送手配をしなければならん、といつたやうな事情が今頃度々起つて來て居る。

#### 四、物的、人的施設の行詰りと擴充難

斯う云ふ輸送情勢を迎へて積極的に鐵道はどういふ物的、或は人的の設備をなしつゝあるかと云ふに

(イ)先づ第一に貨車。これに就ては政府の生産力擴充四ヶ年計畫に對應して、鐵道に於ても輸送力擴充四ヶ年計畫を作り車輛の新造に大童になつてゐる。その結果昭和十一年度から十四年度迄の三ヶ年間に約廿二%ばかり貨車が増加して

居る。一方その他貨車の運用効率を高めるため種々方法を講じてゐること勿論である。その結果貨車の配給状態が大分緩和されてゐるか云ふに、然らず、例へば在貨に對する發送總数の割合から云つても十一年度に九十六%であつたものが十二年度八十三%、十三年度に六十四%、十四年度に四十七%といふ風に低下して居る。而も之等の率は年間の平均を取つたものであるから、出貨繁忙期に於ては如何に貨車が不足して居るかは十二分に想像出來よう。

(ロ)次に機關車に就ても、最近銳意新造に着手して増備に努力致して居るのであるが、遺憾ながら割當資材の不足殊に製作能力が意の如くならず豫定通り製作されてゐない。どの様に不足してゐるか極く簡単な一例だけこゝで紹介すると、昨年の秋貨物列車の時刻大改正をやつたが最初十月一日に之を行ふ計畫で準備萬端整つてゐた所がどうしてもその時期までに豫定の機關車數が手に入らない。已むを得ず出貨最繁忙期たる十一月十五日迄延ばして時刻大改正をやつたのである實はいつそ思ひ切つて三ヶ月ばかり延ばして正月に入つてからやりたいと思つたのであるが、何分にも全國の重要線區中にはこのまゝではこれ以上一本も臨時列車を動かすことの出來ない、従つて冬の輸送繁忙期を迎へることの出來ない區間が多くあつて、かう云ふ時期に行はざるを得なかつたのである。一例をもつてしても機關車の保有數も亦十分でないといふことが分らう。

(ハ)次に改良工事その他土木設備についてである。最近の輸送状態に於ては何處の貨物驛、何處の操車ヤード、何處の港灣地帯と云はず省全體の設備がトントトンまで行詰つて居ると云つてよい、之を例へて云へば親戚といふ親戚が全部貧乏して居る爲に他の困つて居る家族を救ふ道がないと同じ状態にあるのである。何故かうなつたかと云ふに、貨物がどしどし殖えるのに之に對應して改良設備が十分施されてゐないからである。最近どの位改良費を使つて居るかといふと、今から十餘年前の昭和元年、二年頃に較べてさへこの二、三年間に於ては殆んどその半分程度の額である。而も資材の單價が上つて居るから十數年前の半分の改良工事さへ出來ない理である。これちや設備がまゐつて來るのは當り

前の話である。

(ニ)更に従業員である、最近移動烈しく、然し數の方はどうか補充出來るとしても質と來てはガク落である。私はこの状態を稱して従業員のスフ入といふてゐる。さういふ人々を幹部が使つて怒濤の如く押し寄せて來る貨物を捌いて行くのは並大抵なことではないのであつて尙且發送貨物が三割何分、廻軒で五割何分も殖えた等全く不思議な位である。

(ホ)かういふ風に何もかも力が足らず困つてゐる處へ更にこの情勢を悪化するものは小運送能力、荷役能力の行詰りである。最近さなきだに勞力不足してゐる所へ素質においても亦非常に低下してゐる。そこへ更にトラックに對してガツリン配給の規正を受けてゐるためにその能力が低下してゐる。一方、荷馬車においては馬も不足してゐるがそれよりも馬子がつと足らないといふ様な理由のために常に小運送能力が不足勝ちなのである。昔は運送屋の尻ツばたきさへすれば貨車の運用効率が上つたものだが今日は逆である。それでなくとも足りない鐵道の輸送力が今日小運送業者の折角の努力にも拘らず荷役力、小運送能力がこれに追隨しない爲に却つてその掣肘をうけるといつたやうな現象が隨所に現はれて來てゐる、故に鐵道と密接不可分の關係にある小運送能力を増強しない限り鐵道の輸送力はこれ以上には上らな

いとさへ極言出來るのである。

### 五、新輸送方策に就いて

以上は鐵道が如何なる積極的對策を講じそれが如何に効果薄の状態にあるかといふことを一通り述べたのであるが次に鐵道が消極的にどういふ輸送對策、新しい輸送方針を採り入れてゐるかといふに

(イ)先づ第一に鐵道輸送の仕事は旅客輸送と貨物輸送とであるが之は言はず車の兩輪の如きものである。然し現下の時局柄、足りない輸送力を活用するにはどうしても旅客輸送を若干抑へても貨物輸送を圓滿に遂行すべく貨物輸送中心主義を採らなければならないといふことであるそのため列車の運轉増強においても例へば昭和十一年度貨物列車が廿八、

旅客列車が四十六、その他廿六とかういふ運轉杆の比率で動いてをつたものが昭和十四年になると貨物列車卅四、旅客列車四十一、その他廿五といふ比率に變つて來てゐる。なほ事變以來車輛の新造についてもその新造費の比率は昭和十一年度機關車卅六、貨車四十一、客車廿三、計百であつたものが昭和十四年度機關車四十一、貨車四十四、客車十五、計百といふ風に變つて來てゐるのである。その他設備にかかる金も同じ方針で盛られてゐる。要するに今日線路容量も十分でなく又石炭も機關車も従業員も十分でないといふ時期においては、何れを先にすべきかといふことになれば先づ貨物輸送を優先に取扱ふべきは當然すぎる程當然であらうと思ふ。

(ロ)次に貨車の新造方針に就て云ふと事變以來殊に最近の出貨状態等に鑑みて從來の十艘小型主義を斷然放棄して新造貨車は全部十五艘以上の大型貨車ばかりとし更に貨車を大型化するばかりでなく出來るだけ共通性の多い車を造り資材の節約を圖るといふ觀點から有蓋車よりも無蓋車を多く造るといふ風に新造貨車の大型化、無蓋化の方針を探り入れてゐる。然らば貨車大型化の理由如何、先づ今度の事變以來國鐵より約〇〇輛の貨車を大陸に持つて行つてゐるが皆大型貨車ばかりである、一度もつと大規模に行はるべき將來戦のことを思へば現在における車種の需要はどうあらうとも貨車の早急大型化の必要性については、最早一點疑問の餘地がないと信するものである、次にかゝる將來のことをいふ迄もなく今日既に貨車の配給状態を數字に就て見ても貨車の配給不足の關係から小型よりも大型の方が需要が却つて多いといふことを全國的に就ていひ得る、殊に今後我が國の重工業化に伴ふ原料的な大量貨物輸送に備ふるためにもこゝに斷乎貨車の大型新造主義を採用したのである。

(ハ)次に輸送力の現状に鑑みて國有鐵道においても事變以來貨物の輸送統制、輸送管制を必要に應じて行つてゐる。然しながら鐵道のこの輸送統制は一般の經濟統制等と稍や趣を異にしてを一つてその目的を第一に積極的統制、即ち現在の限られた不足勝ちな輸送力を如何にすれば最大の能率を上げ得るかといふことを主眼に致してゐる。兎角役人の通弊とでも

いふべきものは監督、取締、調節といふやうな消極的な仕事には有能であり堪能であるが併し積極的の鐵道でいへばどうしたら一應でも餘計に送れるかと苦心する仕事には餘り向いてゐない、この點に鑑み事實貨物運送に關する限りどの貨物を抑へてどの貨物だけは先きに送るといふやうな消極的の輸送統制のことは三の次とし、それよりも第一に如何にすれば一應でも餘計に送れるか即ち現在の限られた輸送施設、輸送力といふものを活用して少しでも増送しようといふ方面に輸送統制を利用して方針である。

而してこの目的を達するためには單り鐵道の我々だけで骨を折つて輸送施設を活用して能率を上げやうとして見ても所詮それは覺束ない。之にはどうしても鐵道と一緒に小運送業者及び荷主方面の協力が必要である。故にこの輸送施設の活用増送のために荷主、小運送業者の協力を求める、この意味において私は立派に輸送統制の體形をなすものであると考へてゐる。

協力を求めると云へば體裁はいゝが實を云ふと小運送業者、荷主にとつて算盤勘定から云つても、その都合から云つても必ずしも良くないかも知れぬことを時局に鑑み不足勝ちな鐵道の輸送施設を活かして使はうと云ふ大乗の見地から我慢して貰ふ。早い話が貨車の使用に當り車種の擇り好みをして貰はぬこと等もその一例である。輸送統制といふと何か直ぐ獨逸のナチス張りのむづかしい理窟を考へられるが、之がそのまゝ立派な輸送統制の例である。或は又鐵道輸送の繁閑に應じて計畫の出荷するやう荷主が鐵道に協力する。之は鐵道から云へば増送の目的を達し、又荷主から云へば輸送の確保を期し得られると云ふ一石二鳥の効果を擧げ得る輸送統制の好適例であると思ふ。従つてかゝる輸送を確保して貰ふ荷主は鐵道の計畫輸送に協力する當然の義務があると思ふのである。その他貨物の積卸又は引取を迅速にやつて貰ふ是亦同様の輸送統制の例である。

併し鐵道、小運送業者、荷主これが三位一體となつて鐵道輸送力の最大効果を擧げようとして如何に努力して見ても、その

効果には自ら限度がある、詰る所一升枰には一升しか入らない、努力による手盛りの量位は多寡の知れたものである、殊に繁忙期の如き隨時隨所に輸送力の甚しく足りない場合が起つて来る。その時初めてどの貨物を先にしどの貨物を後にするといふ輸送の質の問題に入つてくると思ふ。

このやうに鐵道の行ふ輸送統制は先づ第一に増送を目的とし、その次に重きを先にし輕きを後にする目的のために行ふ斯う云ふ二段の考へをしたのである。そしてこの考へをしたのである。そしてこの後の場合に於いても、只單に重要物資であるからといふ形式的な、名前だけに囚はれないで、何に使はれるのか、どこを通つてどこへ向けて送られるのか、ストツクの關係はどうか、更に發着驛の小運送や荷役力の關係はどうか等といふやうな、種々の内容的條件にも立入つて之を検討し、我々の圓滿なる經濟常識を働かした上、實質的に眞に輕重先後の別を誤らない所の輸送統制を行ひたい、と考へて居る。

それから民需だから、或は指定重要物資でないから簡單に抑へてもいゝと云ふやうな考へ方程危険なものはない。かう云ふ貨物は多く生産される前に於て既に嚴重な生産制限又は統制を受けてゐるのである。それが更に鐵道に來て輸送統制を喰つて抑へられてしまつたのでは全然世に現れる機會がなくなる。而もどの貨物も皆生産力擴充に直接間接に必ず關係がある。況んや現下の國情は單なる生産力擴充方針だけの一本調子では行けない。國民生活の安定、低物價政策の遂行等今日政府の重要な政策として掲げられてゐるどの貨物と雖も抑へていゝ等といふものは餘りないのである。

尙ほ今度新しく制定された、陸運統制令については、之を用ひなくとも背後に嚴然控へてゐるだけで十分効果があるものであつて、傳家の寶刀は無暗に抜くべきものにあらず、出来るだけ之を抜かないで濟ませるものなら濟まし乍ら、我々の目的とする輸送統制の實を擧げて行くやうにしたいと考へてゐる。

(二)次に運賃政策である。従來に於ける出貨誘致を目的とするが如き運賃割引は支那事變勃發と共に一切之を廢止することに努めて來たが、一方昨年の運賃等級改正の際、所謂政府の生産力擴充重要物資の原料等に對しては二年間三千萬圓餘の豫算を見積つて運賃割引を行ひ、之に依つて鐵道は之等重要物資の生産コストの引下げに寄與貢獻せんとしてゐる。然し之がため却つて不自然に遠距離からの等の原料が動き或は交錯輸送が行はれることのないやうに特段の注意を拂つてゐる。

(ホ)最近鐵道が工事を行ふ際、従來とは全く違つた方針を既に採り入れ、又は新たに採り入れんとしてゐるのである。その一は、茲數年來既に工事は明かに改良を主にし建設を従にするといふ方針に向つて居るといふことが出来る。例へば建設費が昭和七年度に百であつたものが昭和十五年度には五十三に減じて居るのに改良費に於いては昭和七年度に百であつたものが昭和十五年度には三百十九に殖えて居るのである。既に述べたやうに大して多い豫算でもないがこの僅かの豫算の使ひ方にも兩者増減の變化が表はれて居るのである。今頃建設でもあるまいからである。地方民や代議士等もこの點の理解がもつと望ましい。

その二は改良工事施行の重點主義——僅かの豫算、足らない資材を以て従來の如く、どこのヤードもどこの驛も一時に手を着けないで一つ宛最も重要なヤード又は驛から片づけて行く。その爲には必要な材料が揃はなければ全國のどこからでも掻き集めて來て之を速かに完成する。さういふ行き方をしたいと考へてゐる。

その三は、將來の根本的大工事計畫もさること乍ら、現在の行詰りを直ぐにも救つてくれる應急の設備、即ち小工事や補足的假設備等を主力に注ぐやうにする。尙ほ比較的大改良工事を行ふ際に於ても従來の如くそれが全部完成する後を待つて使用を開始すると云ふやうなことをしないで、假りに用地又は敷地を買ふ、直ぐその上に簡單な土盛りをして二本でも三本でも假仕譯線を整いて使へるやうにするのである。

參 考

岡嶺山監督局長(下河邊監理部長代)、石原熊本營林局長山林會中央會長その他の祝辭あつて午後一時閉會した總代及び役員左の通り

九州地方坑木協會創立

炭坑用坑木の荷受及配給の統制ならびに確保を期すべく設立計畫中であつた九州地方坑木協會創立總會は九月廿一日午前十一時から福岡縣廳大會議室に於て開催

加盟者たるべき九州石炭鑛業懇話會、石炭鑛業互助會、西部石炭鑛業聯合會及び西日本坑木商組合組合聯合會等四團體の代表者ならびに竹谷福岡縣經濟部長、河上同林務課長、下河邊福岡嶺山監督局監理部長、加野同書記官らの地元ならびに關係縣當局等の來賓約一百名出席、鹽川坑木聯合會長の開會辭、原田九州石炭鑛業懇話會常務理事の創立經過の報告後、推薦により竹谷福岡縣經濟部長座長席につき議事を進め、定款制定の件以下五議案を満場一致可決確定して正午總會を了し、引續き發會式に移り本間會長(竹谷福岡縣經濟部長代)の式辭、中村福

- 總代 貝島 太 市氏以下四十名
- 會長 福岡縣知事 本間 精
- 副會長 福岡縣經濟部長 竹谷源太郎
- 理事 貝島 太市
- 貝島 太市
- 稻荷田稻助
- 長崎團次郎
- 玉井 磨輔
- 小西 春雄
- 野田勢次郎
- 小野 好郎
- 原田 幾造
- 武内 禮藏
- 興梠 友兼
- 赤司 有三

常務理事

- 野見山佐一
- 長谷川仁也
- 森永 勝一
- 柏塚 淺一
- 高島彌八郎
- 鹽川 茂
- 柴田 徳郎
- 圓佛 琢美
- 鹽川 實
- 山本勝太郎

九州地方坑木協會定款

第一章 總 則

- 第一條 本會ハ九州地方坑木協會ト稱ス
- 第二條 本會ハ九州地内ノ會員所屬炭鑛ニ於ケル坑木ノ荷受及配給ヲ爲シ併セテ之ガ確保ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一 坑木ノ荷受及配給
- 二 坑木ノ需給其ノ他諸般ノ調査研究
- 三 坑木資源ノ擴充施設
- 四 其ノ他本會ノ目的達成ニ必要ナル事項
- 第四條 本會ノ事務所ハ福岡市ニ置ク
- 第五條 本會ハ事業ノ遂行上必要ナル府縣ニ支部又ハ出張所ヲ置クコトヲ得
- 第二章 會 員
- 第六條 本會ハ九州石炭鑛業懇話會、石炭鑛業互助會、西部石炭鑛業聯合會及西日本坑木商組合聯合會ヲ以テ組織ス
- 第七條 會員ハ一ヶ月以内ニ左ノ事項ヲ届出ヅヘシ
- 一 主クル事務所、設立年月日、定款又ハ規約、代表者名
- 二 所屬炭鑛若ハ坑木商組合及其ノ所屬員ノ名稱、事務所、代表者名前項各號及總代ニ異動又ハ變更ヲ生ジタルトキハ其ノ都度遲滞ナク之ヲ報告スベシ
- 第八條 會員解散シタルトキハ其ノ清算人ハ遲滞ナク

事由ヲ具シ其ノ旨届出ツベシ

第九條 會員ハ除名ニ因リ其ノ資格ヲ失フ

第十條 會員左ノ各號ノ一ニ該當シタルトキハ總會ノ

決議ニ依リ之ヲ除名スルコトヲ得

一 本會ノ面目ヲ毀損シタルトキ

二 第十二條、第四十五條及第四十六條ノ規定ニ依ル金

員ノ納付ヲ怠リ所定ノ期間内ニ之ヲ納入セザルトキ

第十一條 退會シタル會員ハ本會財産ノ分配ヲ請求スル

コトヲ得ズ

第十二條 會員ハ其ノ所屬炭礦ヲシテ本會ノ配給ニ依ル

坑木ニ非ザレバ之ヲ使用セシムルコトヲ得ズ 但シ特別

ノ事由ニ因リ本會ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ニ違背シタル者ニ對シテハ石當リ金壹圓ニ相當スル

違約金ヲ徵收ス

第十三條 會員及其ノ所屬炭礦又ハ坑木商組合及其ノ所

屬員ハ本會ニ對シ業務執行上必要ナル資料ヲ提出シ諸般

ノ報告ヲ爲ス義務アルモノトス

### 第三章 役員及職員

第十四條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名

副會長 二名

專務理事 一名

理事 二十五名

監事 四名

會長、副會長及專務理事ハ理事トス

第十五條 役員ハ名譽職トス 但シ專務理事ハ有給ト爲

スコトヲ得

名譽職理事ニハ總會ノ決議ニ依リ特ニ報酬、手當、賞與

等ヲ支給スルコトヲ得

第十六條 會長ニハ福岡縣知事ヲ推戴ス

副會長ノ内一名ハ福岡縣經濟部長ヲ以テシ他ノ一名ハ總

代中ヨリ選任セラレタル理事中ヨリ五選セラレタル者ヲ

以テ之ニ充ツ

專務理事ハ總會ニ於テ選任ス

第十七條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ豫メ定メタル

順位ニ依リ之ヲ代理ス

會長、副會長共ニ事故アルトキハ專務理事之ヲ代理ス

第十八條 理事ハ總代中ヨリ二十三名ヲ選出シ他ノ二名

ハ福岡礦山監督局施設課長及福岡縣林務課長ヲ以テ之ニ

充ツ

總代中ヨリ選出スベキ理事ハ九州石炭鑛業懇話會八名、

石炭鑛業互助會四名、西部石炭鑛業聯合會四名、西日本

坑木商組合聯合會七名トス

理事ハ理事會ヲ構成シ重要會務ヲ審議ス

第十九條 監事ハ總代中ヨリ總會ニ於テ選任ス

監事ハ財産並業務執行ノ狀況ヲ監査シ每事業年度一回以

上之ヲ總會ニ報告スベシ

第二十條 理事ノ任期ハ三箇年、監事ノ任期ハ二箇年ト

ス 但シ會長、福岡縣經濟部長タル副會長、福岡礦山監

督局施設課長及福岡縣林務課長タル理事ノ任期ハ其ノ官

職在任中トシ專務理事ノ任期ハ四箇年トス

會長、福岡縣經濟部長タル副會長、福岡礦山監督局施設

課長及福岡縣林務課長タル理事ヲ除キ役員ニ缺員ヲ生ジ

タルトキハ補缺選舉ヲ行フ 但シ補缺員ノ任期ハ前任者

ノ殘任期間トス

役員ハ任期満了後ト雖後任者ノ就任スル迄ハ其ノ職務ヲ

行フモノトス 但シ官廳關係ヨリ選任セラレタル理事ハ

此ノ限ニ在ラズ

第廿一條 本會ニ顧問若干名ヲ置クコトヲ得

顧問ハ理事會ニ諮リ會長之ヲ委囑ス

第廿二條 本會ニ主事、技師其ノ他ノ職員ヲ置キ會長之

ヲ任免ス

### 第四章 會 議

第廿三條 會議ヲ分チテ通常總會、臨時總會及理事會ノ

三種トシ會長之ヲ招集ス

第廿四條 通常總會ハ毎年一回三月之ヲ開キ臨時總會及

理事會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一 會長ニ於テ必要アリト認メタルトキ

二 總代又ハ理事ガ二分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目

的、招集ノ事由ヲ示シテ請求シタルトキ

第廿五條 總會ハ總代及理事ヲ以テ組織ス

總會ノ招集ハ目的、日時、場所ヲ定メ開會五日前途ニ書面ヲ以テ通知ヲ發ス、但シ緊急ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第廿六條 總會ハ總代、專務理事及官廳關係ヨリ選任セ

ラレタル理事總數ノ二分ノ一以上出席スルニ非ザレバ開

會スルコトヲ得ズ、但シ第三十三條第三號及第四號ニ關

スル事項ニ付テハ總代、專務理事及官廳關係ヨリ選任セ

ラレタル理事總數ノ四分ノ三以上出席スルニ非ザレバ開

會スルコトヲ得ズ

第廿七條 總會ニハ委任狀ヲ以テ代理者ヲ出席セシムル

コトヲ得、但シ總代ノ代理者ハ總代ニ、理事ノ代理者ハ

理事ニ限ル

第廿八條 總會ニ於テハ豫メ通知シタル事項ノ外議スル

コトヲ得ズ、但シ出席者二分ノ一以上同意アルトキハ此

ノ限ニ在ラズ

第廿九條 會員ハ左ノ割合ヲ以テ總代ヲ選出ス

一 九州石炭鑛業懇話會 十五名

二 石炭鑛業互助會 七名

三 西部石炭鑛業聯合會 七名

四 西日本坑木商組合聯合會 十八名

第三十條 第二十五條第二項、第二十六條及第二十七條

ハ理事會ニ之ヲ準用ス

第卅一條 總會及理事會ノ議長ハ會長又ハ其ノ代理者之

ニ當ル

第卅二條 議事ハ表決權ノ過半數ニ依リ決シ可否同數ヲ

ルトキハ議長之ヲ決ス、但シ第三十三條第三號及第四號

ノ決議ハ表決權三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス

第卅三條 總會ニ於テハ左ノ事項ヲ行フ、但シ第三號及

第四號ノ決議ハ農林省ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効

力ヲ生ゼザルモノトス

一 歳入歳出豫算ノ決議

二 歳入歳出決算及業務成績ノ承認

三 定款變更ノ決議

四 解散ノ決議

五 其ノ他會長又ハ理事會ニ於テ必要ト認メタル事項及

定款ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事項ニ關スル決議

第卅四條 理事會ニ於テハ左ノ事項ヲ行フ

一 總會ニ提出スル議案ノ審議

二 會長ノ諮問ニ應ヘ又ハ會ノ方針ニ付意見ヲ會長ニ提

出スルコト

三 其ノ他會長ニ於テ必要アリト認メタル事項及定款ニ

依リ其ノ權限ニ屬スル事項ニ關スル決議

第卅五條 總會及理事會ノ議長ハ會議録ヲ作成シ議長及

出席者二名以上之ニ署名スルモノトス

### 第五章 處務、會計

第卅六條 本會ノ事業及會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ

翌年三月三十一日ニ終ル

第卅七條 西日本坑木商組合聯合會ハ所屬坑木商組合及

其ノ所屬員ニシテ會員所屬炭礦ニ坑木ヲ納入セントスル

者ヲシテ當該縣木材業組合聯合會ヲ通ジ自己ノ出材豫定

數量及納入希望炭礦名ヲ本會ニ届出デシムルコトヲ要ス

本會ハ前項ノ届出ニ依リ荷受炭礦別配給數量及其ノ出材

者別割當量ヲ決定シ關係者ニ通知ス

第卅八條 坑木ノ受渡ハ割當アリタル出材者ト炭礦トノ

間ニ於テ行フモノトス

第卅九條 本會ヨリ坑木ノ配給ヲ受クタル會員所屬炭礦

ハ本會ニ對シ自己ノ受入シタル數量ニ應ジ其ノ代金ヲ拂

込ムベシ會員ハ各其ノ所屬炭礦ノ前項代金拂込ニ付無限

ノ保證責任ヲ負フ

第四十條 本會荷受ノ坑木代金ハ生産地縣木材業組合聯

合會ヲ通ジ出材者ニ之ヲ支拂フモノトス

第四十一條 第三十九條ノ坑木代金ハ本會半ケ年毎ノ荷受

坑木代金ノ平均額ヲ以テ之ヲ定ム

第四十二條 會員所屬炭礦ニシテ坑木代金ノ支拂ヲ怠リタ

ルトキハ坑木ノ配給ヲ停止スルコトアルベシ

第四十三條 出材豫定届出ノ期日、配給計畫ノ期間、代金

ノ支拂期日、支拂ノ方法、代金決済ノ期間及代金ノ平均

額算出方法等ニ關スル事項ハ理事會ノ議ヲ經農林省ノ承

認ヲ得テ別ニ之ヲ定ム

第四十四條 本會ノ經費ハ賦課金其ノ他ノ收入ヲ以テ支辨

ス

第四十五條 前條ノ賦課金ハ荷受坑木數量一石ニ付九州石

炭礦業懇話會、石炭礦業互助會及西部石炭礦業聯合會ニ  
アリテ、金拾四錢、西日本坑木商組合聯合會ニアリテハ  
金壹錢トス

第四十六條 會員ニシテ前條ノ賦課金ヲ所定期間内ニ納付  
セザルトキハ期日後一日ニ付其ノ納付スヘキ金額ニ對シ  
百圓ニ付日歩參錢ニ相當スル金額ヲ延滞金トシテ徵收ス  
第四十七條 本定款ノ施行ニ必要ナル細則ハ理事會ノ議ヲ  
經テ會長別ニ之ヲ定ム

## 日本石炭株式會社昭和十五年下期石炭標準炭價決定

### 買入價格および販賣價格設定基本要綱

一、買入價格  
(一)買入價格は燃料局で作成せる石炭標準規格によりこれを設定すること (二)一般用炭についてはその規格作成にあたり昭和系一級炭の品位を標準として一級炭の規格を定めこれを基準となしたる事情に鑑み現行昭和系石炭の最高

基準等價格における一級炭の價格を新規格における一級炭の價格としてこれを基準として等級別の價格(標準炭價)を決定すること (三)原料用炭およびガス發生爐用炭についてはその炭質および需給狀況に鑑み當該石炭の一般用炭としての標準炭價より低からざる標準炭價を決定すること (四)無煙炭および燧石については概ね現在販賣價格を基準として買入價格を決定すること (五)昭和系石炭は概ね標準炭價をもつて買入價格となしその他の石炭については現在の昭和系石炭の價格との値差を參酌し妥當と認めらるゝ額を加算したる價格をもつて買入價格となすこと、右の値差は將來漸次これを引下ぐること (六)以上により算出したる價格と生産費に適正利潤を加算したる額を比較し考慮を要するものについては買入價格補償金の限度内で妥當と認めらるゝ額を加算したる價格をもつて買入價格となすこと (七)昭和十五年十月一日以後に新に出炭を見る炭礦の生産炭については原則として標準炭價をもつて買入價格となすこと (八)輸入炭および移入炭については原則として内地同格炭の標準炭價(會社手数料およびブ

ール平準割當金を除く)をもつて買入價格となし特別に考慮を要するものについては別に決定すること。

### 二、販賣價格

(一)販賣價格は買入價格の設定に用ひたる石炭標準規格によりこれを決定すること (二)販賣價格は買入價格と石炭の總價格をプールとして造出したるものに會社手数料およびプール平準割當金を加算してこれを決定すること (三)原料用炭ならびにガス發生爐用炭(原料用またはガス發生爐用として配給せらるゝものに限る)の販賣價格は現在販賣價格の水準において決定すること (四)無煙炭および燧石ならびに輸入炭および移入炭にして平準規程により決定したる價格をもつて販賣するを適當とせざるものについては當該石炭買入價格を基準とし別に販賣價格を決定すること。

### 九州炭、北海道炭、内地本度炭(常磐炭、宇部炭ヲ除ク)標準炭價表

等級	灰分	發熱量	塊炭	中小塊炭	粉炭	微粉炭
特 一級	三三.〇	七、二〇〇	一七.五	一七.五	一六.五	一一.五〇

特 二級	特 三級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級	十四級	十五級	十六級	十七級	十八級	十九級	二十級	等外一級	等外二級	
三〇.〇	二七.〇〇	二六.八〇〇	二六.七〇〇	二六.五〇〇	二六.三〇〇	二六.一〇〇	二五.九〇〇	二五.七〇〇	二五.五〇〇	二五.三〇〇	二五.一〇〇	二四.九〇〇	二四.七〇〇	二四.五〇〇	二四.三〇〇	二四.一〇〇	二三.九〇〇	二三.七〇〇	二三.五〇〇	二三.三〇〇	二三.一〇〇	二二.九〇〇	二二.七〇〇	二二.五〇〇
一七.五	一七.五	一六.七五	一六.五	一六.二五	一六.〇	一五.七五	一五.五	一五.二五	一五.〇	一四.七五	一四.五	一四.二五	一四.〇	一三.七五	一三.五	一三.二五	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五
一五.五	一五.五	一五.二五	一五.〇	一四.七五	一四.五	一四.二五	一四.〇	一三.七五	一三.五	一三.二五	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五
一四.五	一四.五	一四.二五	一四.〇	一三.七五	一三.五	一三.二五	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五
一三.五	一三.五	一三.二五	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五	八.〇	七.七五	七.五	七.二五
一三.〇	一三.〇	一二.七五	一二.五	一二.二五	一二.〇	一一.七五	一一.五	一一.二五	一一.〇	一〇.七五	一〇.五	一〇.二五	一〇.〇	九.七五	九.五	九.二五	九.〇	八.七五	八.五	八.二五				

等外三級	三,九〇〇	八,〇五	八,〇五	六,〇五	一,〇〇
等外四級	三,七〇〇	七,四〇	七,四〇	六,〇五	一,〇〇
等外五級	三,五〇〇	六,八五	六,八五	五,四〇	四,〇〇

常磐炭標準炭價表

等級	標準規格	標準炭價	坑所積出	積出積出	積出積出
	灰分	發熱量	塊炭	中炭	粉炭
特一級	一八,〇〇〇	一七,三〇〇	一六,〇〇	一四,〇〇	一〇,一五
特二級	一八,〇〇〇	一六,八〇〇	一六,〇〇	一三,五〇	九,〇〇
一級	一八,〇〇〇	一六,三〇〇	一五,五〇	一三,〇〇	八,五〇
二級	一八,〇〇〇	一五,八〇〇	一五,〇〇	一二,五〇	八,〇〇
三級	一八,〇〇〇	一五,三〇〇	一四,五〇	一二,〇〇	七,五〇
四級	一八,〇〇〇	一四,八〇〇	一四,〇〇	一一,五〇	七,〇〇
五級	一八,〇〇〇	一四,三〇〇	一三,五〇	一一,〇〇	六,五〇
六級	一八,〇〇〇	一三,八〇〇	一三,〇〇	一〇,五〇	六,〇〇
七級	一八,〇〇〇	一三,三〇〇	一二,五〇	一〇,〇〇	五,五〇
八級	一八,〇〇〇	一二,八〇〇	一二,〇〇	九,五〇	五,〇〇
九級	一八,〇〇〇	一二,三〇〇	一一,五〇	九,〇〇	四,五〇
十級	一八,〇〇〇	一二,〇〇〇	一一,二〇〇	八,七〇〇	四,二〇〇
十一級	一八,〇〇〇	一一,七〇〇	一一,〇〇〇	八,四〇〇	三,九〇〇
十二級	一八,〇〇〇	一一,四〇〇	一一,〇〇〇	八,一〇〇	三,六〇〇
十三級	一八,〇〇〇	一一,一〇〇	一〇,八〇〇	七,八〇〇	三,三〇〇
十四級	一八,〇〇〇	一〇,八〇〇	一〇,五〇〇	七,五〇〇	三,〇〇〇

宇部炭標準炭價表

等級	標準規格	標準炭價	積出積出	積出積出	積出積出
	灰分	發熱量	塊炭	中炭	粉炭
特一級	一八,〇〇〇	一八,〇〇〇	一七,〇〇	一五,〇〇	一〇,一五
特二級	一八,〇〇〇	一七,五〇〇	一六,五〇	一四,五〇	九,〇〇
特三級	一八,〇〇〇	一七,〇〇〇	一六,〇〇	一四,〇〇	八,五〇
一級	一八,〇〇〇	一六,五〇〇	一五,五〇	一三,五〇	八,〇〇
二級	一八,〇〇〇	一六,〇〇〇	一五,〇〇	一三,〇〇	七,五〇
三級	一八,〇〇〇	一五,五〇〇	一四,五〇	一二,五〇	七,〇〇
四級	一八,〇〇〇	一五,〇〇〇	一四,〇〇	一二,〇〇	六,五〇
五級	一八,〇〇〇	一四,五〇〇	一三,五〇	一一,五〇	六,〇〇
六級	一八,〇〇〇	一四,〇〇〇	一三,〇〇	一一,〇〇	五,五〇
七級	一八,〇〇〇	一三,五〇〇	一二,五〇	一〇,五〇	五,〇〇
八級	一八,〇〇〇	一三,〇〇〇	一二,〇〇	一〇,〇〇	四,五〇
九級	一八,〇〇〇	一二,五〇〇	一一,五〇	九,五〇	四,〇〇

瓦斯發生爐用甲號炭標準炭價表

等級	標準規格	標準炭價	積出積出	積出積出	積出積出
	灰分	發熱量	塊炭	中炭	粉炭
特一級	一八,〇〇〇	一八,〇〇〇	一七,〇〇	一五,〇〇	一〇,一五
特二級	一八,〇〇〇	一七,五〇〇	一六,五〇	一四,五〇	九,〇〇
一級	一八,〇〇〇	一七,〇〇〇	一六,〇〇	一四,〇〇	八,五〇
二級	一八,〇〇〇	一六,五〇〇	一五,五〇	一三,五〇	八,〇〇
三級	一八,〇〇〇	一六,〇〇〇	一五,〇〇	一三,〇〇	七,五〇
四級	一八,〇〇〇	一五,五〇〇	一四,五〇	一二,五〇	七,〇〇
五級	一八,〇〇〇	一五,〇〇〇	一四,〇〇	一二,〇〇	六,五〇
六級	一八,〇〇〇	一四,五〇〇	一三,五〇	一一,五〇	六,〇〇
七級	一八,〇〇〇	一四,〇〇〇	一三,〇〇	一一,〇〇	五,五〇
八級	一八,〇〇〇	一三,五〇〇	一二,五〇	一〇,五〇	五,〇〇
九級	一八,〇〇〇	一三,〇〇〇	一二,〇〇	一〇,〇〇	四,五〇
十級	一八,〇〇〇	一二,五〇〇	一一,五〇	九,五〇	四,〇〇
十一級	一八,〇〇〇	一二,〇〇〇	一一,〇〇	九,〇〇	三,五〇
十二級	一八,〇〇〇	一一,五〇〇	一〇,五〇	八,五〇	三,〇〇
十三級	一八,〇〇〇	一一,〇〇〇	一〇,〇〇	八,〇〇	二,五〇
十四級	一八,〇〇〇	一〇,五〇〇	九,五〇	七,五〇	二,〇〇
十五級	一八,〇〇〇	一〇,〇〇〇	九,〇〇	七,〇〇	一,五〇
十六級	一八,〇〇〇	九,五〇〇	八,五〇	六,五〇	一,〇〇
等外一級	一八,〇〇〇	九,〇〇〇	八,〇〇	六,〇〇	〇,五〇
等外二級	一八,〇〇〇	八,五〇〇	七,五〇	五,五〇	〇,〇〇

特殊原料用炭標準炭價表

等級	標準炭價	積出積出	積出積出	積出積出
特一級	一七,〇〇〇	一六,〇〇	一四,〇〇	一〇,一五
特二級	一六,〇〇〇	一五,〇〇	一三,五〇	九,〇〇
特三級	一五,〇〇〇	一四,〇〇	一二,五〇	八,五〇
一級	一四,〇〇〇	一三,〇〇	一二,〇〇	八,〇〇
二級	一三,〇〇〇	一二,〇〇	一一,〇〇	七,五〇
三級	一二,〇〇〇	一一,〇〇	一〇,〇〇	七,〇〇
四級	一一,〇〇〇	一〇,〇〇	九,〇〇	六,五〇
五級	一〇,〇〇〇	九,〇〇	八,〇〇	六,〇〇
六級	九,〇〇〇	八,〇〇	七,〇〇	五,五〇
七級	八,〇〇〇	七,〇〇	六,〇〇	五,〇〇

瓦斯發生爐用乙號炭標準炭價表

等級	標準規格	標準炭價	積出積出	積出積出	積出積出
	灰分	發熱量	塊炭	中炭	粉炭
特一級	一八,〇〇〇	一八,〇〇〇	一七,〇〇	一五,〇〇	一〇,一五
特二級	一八,〇〇〇	一七,五〇〇	一六,五〇	一四,五〇	九,〇〇
一級	一八,〇〇〇	一七,〇〇〇	一六,〇〇	一四,〇〇	八,五〇
二級	一八,〇〇〇	一六,五〇〇	一五,五〇	一三,五〇	八,〇〇
三級	一八,〇〇〇	一六,〇〇〇	一五,〇〇	一三,〇〇	七,五〇

備考 本標準炭價適用炭、灰ノ耐火度一、三五〇度以上ノモノトス

四級	一八〇	六、三〇〇	一六、一五
五級	一九五	六、三〇〇	一五、八五
六級	二一〇	六、三〇〇	一五、五五
七級	三、五	五、九〇〇	一五、二五

備考 本標準炭價表ハ火ノ耐火度一、三五〇度未満一、二〇〇度以上ノモノトス

### 石炭買取價格決定

商工省では石炭配給統制法第一條の規定による指定會社「北海道石炭販賣會社、常磐石炭會社、宇部石炭會社、五助會石炭會社」の石炭買取價格を價格統制令第七條の規定によりつぎの如く指定し、九月廿八日告示即日實施することになつた、即ち各指定會社の買取價格は日本石炭の買入れ價格より左の如くそれらの指定會社の手数料を差引いた額とする譯である。

- 一、北海道石炭販賣會社および常磐石炭株式會社の手數料一グラムトンにつき十三錢
- 一、宇部石炭株式會社の手數料一グラムトンにつき十五錢

一、五助會石炭株式會社の手數料一グラムトンに付五錢

**商工省告示第五百七十一號**

價格統制令第七條ノ規定ニ依リ石炭配給統制法第一條ノ規定ニ依ル指定會社ノ株主タル石炭ノ生産業者ガ其ノ生産ニ係ル石炭ヲ當該指定會社ニ販賣スル場合ニ於ケル價格左ノ通指定シ昭和十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年九月二十八日

商工大臣臨時代理  
大藏大臣 河 田 烈

日本石炭株式會社ガ指定會社ノ株主タル石炭ノ生産業者ノ生産ニ係ル石炭ヲ當該指定會社ヨリ買入ル、場合ニ於ケル價格ヨリ左記ノ額ノ指定會社手数料ヲ控除シケル額

- 一、北海道石炭販賣株式會社及常磐石炭株式會社ノ手数料一噸ニ付 十三錢
- 一、宇部石炭株式會社ノ手数料一噸ニ付 十五錢
- 一、五助會石炭株式會社ノ手数料一噸ニ付 五錢

### 第四回鑛業報國強調週間

#### 實施要綱

福鑛聯では第四回の強調週間を左記の要綱にて實施する事になり十月十二日關係者の打合せを行つた。

- 一、實施の目的  
本週間實施の目的は現下内外の狀勢に即應し新体制の樹立、高度國防國家建設の重責を完ふせんが爲鑛物増産の大使命を完遂し以て鑛業立國の基礎を確保し併せて一億一心、鑛山一家の實を具現すれに在り
- 二、實施時期  
昭和十五年十月廿五日より同月三十日迄を準備期間とし十一月一日より同月七日迄を實施期間とす
- 三、指令機關  
福岡鑛山監督局  
福岡地方鑛業報國聯合會
- 四、實施方法  
(一) 實施範圍 福岡鑛山監督局管下全鑛山に之を實施

す

- (二) 實施機關 各鑛山の鑛業報國會を主体とし生活刷新班、青少年會、主婦會、國防婦人會等を糾合したる挺身隊、實行委員會等を組織するものとす、未だ鑛業報國會の存在せざる鑛山に在りては之に代行すべき團體を主体として前記の例に倣ひ實行委員會を組織するものとす
- (三) 準備工作 準備期間を利用し強調週間中實施すべき諸般の施設事項に付遺憾無からしむる爲豫め之が準備を爲すものとす
- (四) 標語鑛業立國、赤心報國を本週間の標語として採用すること
- 五、實施要項  
週間第一日に於て鑛業報國強調週間第四回を迎へたる旨鑛山長自から宣言すると共に全従業員をして各職場を通じ鑛業報國精神の實踐窮行を約し鑛業報國の眞髓を發揮すべき旨宣誓せしむること當日は國旗掲揚式を舉行し週間中は各戸毎に國旗をかかげ週間終了當日降下式を行ふ

こと

(一) 本週間の目標

- 第一日 鑛業報國祈願日とし山神社に對し鑛業報國の目的達成を祈願すること
- 第二日 大政翼賛日とし新体制樹立の趣旨につき常會講演會等を通じ全従業員に普及徹底を圖ること
- 第三日 聖史回顧日とし明治大帝の偉業及び二千六百年の聖史を回顧し新日本建設の決意を新にすること
- 第四日 缺勤根絶日とし一般従業員特に單身者の缺勤を根絶し全員出稼の實を擧ぐることに
- 第五日 移動根絶日とし自覺、忠告、道德的制裁等の手段により理由なき移動者の根絶を期すること
- 第六日 法規嚴守日とし勞働法規は勿論一般鑛業法規の履行状況を反省し之が嚴守を期すること
- 第七日 總力發揮日とし敵前上陸の意氣込を以て地下資源の開發に邁進し新記録の確立を期すること

(二) 鑛業報國精神の徹底に關する事項

イ、各鑛山勞務者青年層を第一線とし鑛業報國精神の

作興を計り隔意なき意見を闡はすこと

ロ、勞務者青年層を中核とし鑛業報國精神作興に關する修養會、講演會、懇談會等を開催し鑛業報國精神を鼓吹すること

ハ、ホスター、パンフレット、リーフレット等を配布し鑛業の國家的使命を闡明し高度國防と不可分なることの緊要性を充分確認せしむること

(三) 生活刷新に關する事項

イ、全従業員の時局下に於ける合理的生活の標準を作り之を指導誘掖し新體制に即應したる私的生活を樹立すること

ロ、節酒、節煙の勵行、特に單身者に對し適切なる娛樂機關を設け外出浪費の弊を抑制すること

ハ、虚禮廢止、無駄の排除、廢品回收等を勵行し國家社會の爲め公益優先の奉仕を爲さしむること

(四) 生産力擴充に關する事項

イ、鑛山長以下全員總動員し鑛物増産に最高度の能率を發揮すること

ロ、週間中移動、缺稼者の根絶を期し故なくして背馳したる者に對しては挺身隊、其の他をして極力之が原因を追究し其の状況如何に依りては鑛山監督局長に之を報告すること

ハ、全員をして災害の根絶を期し勞働力の適正配置を講究し之が整備を計ると共に全員の家族其の他外廓團體をして山神社に安全祈願を爲さしむること

ニ、勞働力維持培養に努め連勤其の他勞働力の消耗を招來するが如き行動を排除すること

(五) 鑛業の平和確立に關する事項

イ、従業員及其の家族の親睦會を開催し家族化を計り鑛山一家の實を擧ぐることに

ロ、青少年勞務者の福利厚生施設を講じ徳性を涵養し將來中堅分子となるべき者の養成に努むること

ハ、鑛山の最高首脳部を網羅したる勤勞資三位一体の懇談會を開催し下意上達、上意下達の途を拓き相互の人格的信頼を深むること

六、注意事項

- (一) 本週間の實施に當りては各鑛山に於て右實施事項を適當按配してプログラムを作成し之が實踐履行に萬全を期すること
- (二) 十月三十日午後六時二十五分より福岡鑛山監督局長事務部長のラヂオ放送あるを以て全従業員に聴取せしむること
- (三) 本週間の實施概況を週間終了後十日以内に當聯合會長に報告すること

指 令 書

以上

福岡鑛山監督局管下三十萬の鑛山従業員並に百五十萬の家族各位に對し、來る十一月一日より向ふ七日間第四回鑛業報國強調週間の實施を指令す

今や我國は皇紀二千六百年の盛典の前にして、内外實に多事多端を極めてゐる。内は新体制の樹立に迫られ外は援蔣諸國の壓迫に對處しなければならぬ。殊に英米は日獨伊三國同盟を境とし愈々露骨に本性を現はし、事毎に我國の支那事變處理並に東亞共榮工作を危殆に瀕せしめんとしてゐる。しかも彼等の最も有力な壓迫手段たるや

いづれも礦物である。銅鐵、石油、ニッケル、アルミニウム等重要礦物の對日禁輸に依り、礦物を通じて我國を破滅に導かんとしてゐるのだ。礦物に對しては礦物を以つて對抗しなければならぬ。礦物の原動力は我々礦業人である。我々礦業人を措いてこの對日壓迫を粉砕すべきものは他にないのだ!!!

戦争は今も尙ほ續いてゐる。否な益も擴大せんとしてゐる。歳月に晝夜はあつても戦争に晝夜はない。鑛山は銃後の第一線だ、鑛山従業員は鑛業戦士だ。須らく我々は

寢食を抛つて地下資源の開発に邁進しなければならぬ。斯かる趣旨に基いて管下七百の鑛山に對し鑛業報國強調週間を實施せんとす。しかも今回は第四回目である。二回は一回より、三回は二回より四回は三回より効果あらしめねばならぬ。各位は宜しく本週間の意義を体し、突撃週間——敵前上陸週間として、所期の目的貫徹のために一路邁進せられむことを

昭和十五年十一月一日  
福岡鑛山監督局長 中村 幸八  
福岡地方鑛業報國聯合會長

## 北支那視察より得たる支那人觀

芳ノ谷炭礦々主 荒 牧 健 造

### 金權政策と亞片問題

我々一行は炎熱焼くが如き八月一日章邱縣の文祖鎮と云ふ部落を訪れ、そこを準備してゐる進藤部隊長と會つた。その中隊は今、高周賀と云ふ者を頭に戴く匪賊を討伐中であ

つた。部隊長は無益の血を流すまいとして縣の有力者に命じて高周賀と交渉せしめるために匪賊の陣地に赴かした。其の有力者は歸つて匪賊等は三日後に歸順してくる旨を復命した。部隊長は彼に金五圓を與へて勞を犒つた。すると

彼は支那人一般が金を貰ふときのあの早い調子で「謝々、謝々」と連發し乍ら押し戴くではないか、苟も章邱縣の高い地位にある者が、しかも我々一行の面前に於て！我々は全く啞然たらざるを得なかつた。

彼等は金錢に對しては自己の威信とか名譽とかは顧みない。徹底的な享樂主義者である彼等は享樂を獲得する手段たる金錢に對しては全く目がなないのである。金錢の爲なら何十年も忠實に仕へた主人を射殺することくらひやりかねないのである。

従つて彼等を動かす上に於いては、先づ金錢と云ふことを念頭に置かねばならない。如何にして此の人生を享樂して行くかに、汲々としてゐる支那人に對して金錢程、直接的にその効果を擧げうるものはないであらう。

又我々の見る所では大抵の中産階級以上の支那人は亞片を吸つてゐた。生きてゐる限り、何ものでも享樂しなければ止まない彼等の性質に基くものであるが、此の亞片は支那人の日常生活に於いては一種の必需品である。亞片は支那の舊國法の禁じてゐる所である。汪政權が亞片に對し如

何なる態度を取るかは解らないが若し禁止政策を取り、亞片吸飲を所罰する法律を制定しても恐らく支那人は勿論支那政界、實業界、教育界の重要な地位を占めてゐる人々と雖も之の吸飲は止め得ないであらう

我が國の刑法では亞片煙に關しては特に嚴罰を以つて望んでゐる。

刑法第三百三十六條に「亞片煙ヲ輸入、製造、又ハ販賣シ若クハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタルモノハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス」

刑法第三百三十七條「亞片煙ヲ吸食スル器具ヲ輸入、製造又ハ販賣シ若クハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタルモノハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス」  
第三百三十九條「阿片煙ヲ吸食シタルモノハ、三年以下ノ懲役ニ處ス」とあり。

此の効力は支那に於ける日本人に對しても及んでゐる。然るに英國人は亞片をどん／＼賣り込んで支那の人心をひきつけてゐる、日本人は亞片に關しては指一本觸れないとは何だか不合理のやうにも思へる。

## 宗 教

柳泉炭坑には神佛が祭つてある。之には日本人のみならず又支那人も多數參拜してゐた。佛に參る彼等の目的が何處にあるにせよ、彼等の參るときは嚴肅なものである。彼等は宗教に對して深い理論を求めず、たゞ之に對し殆んど迷信的態度を有しその神の命する所に従つては、猪突邁進する盲目的勇氣を有する。

紅槍匪は自己の生命を顧みずに勇敢なる行動を取る。之は彼らの迷信に依る信念がそうさせるものである。彼ら最も嫌がるのは首を胴体より切り離されて殺されることである。首を切り離されると來世に浮ばれぬと云ふ迷信に基いたものである。現地の人話に依ると此の迷信の下に命がけで行動する紅槍匪は恐るべきものださうである。

## 結 語

以上權力、金權、宗教、兒童教育、言語に依る支那人統率の方法を論じ來たつたが、金權に依るものをのぞいて他は凡て一朝一夕にして、その成果を期しうるものではない。遅しき情熱と忍耐とを堪えず必要とするものである、中途

にし坐折すれば恐らく彼らの嘲笑と侮蔑とを買ふであらう。骨を大陸に埋むるの覺悟と長き將來を慮つてなされた計畫とを以つて着實に一步々その方法を実現して行かねばならないものである。蓋し道は遠い荆棘に満ちてゐる。然し内地に於いても一事業の遂行上荆棘に満ちてゐるのが普通である。況や支那に於いてをや今事變に於いて戦死された十五万の英靈に對しても之らの政策は現實に遂行せられねばならないと信するものである。

如何にせば、我々の手に依る北支の炭坑開發が成功し又長き將來に亘つて、北支に於ける炭坑事業の繁榮の基礎工作を築き上げ得るや。其の技術的方面に於いては内地の進歩せる機械技術その他を輸入し或ひは應用し現地炭坑の調査に慎重を期せば別に困難はないのである。たゞ問題は支那人の敬意を得、日本民族は眞に信頼するに足るとの信念を持たしめるには、如何なる方法によるかと云ふにある。しかし斯くの如きは現在早急には希求し難い所であり、當面の緊急事としては彼らをして畏敬せしめる方法如何と云ふことである。

即ちそれに依つて吾人は生命財産の安全を期し、不安な事業を遂行して行きうるからである。之には先づ一方に於いて權力（兵力）を以つて事業を守り、必要な時に於いてはその權力を公衆の面前に示し、日本人恐るべしとの情を抱かしむることであり。又、他の一面に於いて宣撫策を用ひ彼らの生活に保證を與へ、或る程度の幸福を與へねばならないと云ふことである。

將來に於いても支那民族は矢張り支那民族である。特別な忍耐力をも有して居れば金錢に基く重大なる不信行爲をも敢てなす彼らなのであるから油斷するといふことは絶對的にあつてはならない。従つて經營の樞要なる地位にくものは通常に於いては極めて従順なる従業員である彼らに對して常に細心に而も大膽に大局を統べて行くことが必要である。猶支那の普通の都市に於いては工業に關する技術が進歩してゐない状態にあるから、食料以外は自給自足と覺悟せねばならない、鑛工業修繕に要する或る程度の工場設備、又木工の存在は必要かくべからざるものである。

要は相當多額の資金及び治安策、宣撫策を必要となすも

宣撫策成功の節は事業は既に七割以上の成功を收めたものと云ひ得るのである。

以上何かの参考となれば幸である。

(了)

### 商工省令第八十三號

石炭増産獎勵金交付規則中左ノ通改正ス

昭和十五年十月十日

商工大臣臨時代理

大藏大臣 河 田 烈

第四條中「石炭品位取締規則第七條」ヲ「石炭品位取締規則第四條」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十五年四月五日商工省令第二十七號石炭増産獎勵

金交付規則抄録

第四條 獎勵金ハ石炭品位取締規則第七條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル品位以上ノ品位ノ石炭ニ付之ヲ交付ス

法 令

石炭品位取締改正規則

(商工省令第七十七號昭和十五年十月一日公布)

日本石炭株式會社の業務は十月一日より開始、全國石炭を一手に買取りこれをブール平準化して一定規格、一定價格にて販賣する事となつたので、商工省では去る四月制定の石炭品位取締規則(輸出入品等臨時措置法による商工省令)を改正し十月一日公布即日施行する、改正の要點は次の通りである

一、從來石炭の生産業者、輸移入業者等をしてその石炭の銘柄及び最低保證品位(發熱量及び灰分)を鑛山監督局長又は地方長官に届出せしめ、且つ取引の相手方に通知せしめこれによりその石炭の品位を保證せしめたが、今後は石炭の生産業者、販賣業者は商工大臣の定めたる一定の規格に従つてその石炭の種類及び等級を定め、これを取引の相手方に通知するを以つて足り、鑛山監督局長又は地方長官に届出の必要がなくなつた、しかしてその石炭の品位はその種類及び等級に應じ規格によつて自ら定ま

り從來の複雑な銘柄取引から簡明な規格取引へ轉換をみるこゝとなつた

一、而し石炭の中には炭質等の點から俄に規格に依り品位を保證せしめることが出来ないものもあるのでこれらの物にはその銘柄及び最低保證品位を取引の相手方に通知せしめこれを以つて取引炭の品位を保證せしめることとした

一、從來の石炭は生産業者販賣業者をして貯炭場その他に於て、その石炭の銘柄を表示せしめたが今後は規格に依り種類及び等級を表示せしめることに變更したが、これと共に更に自己の氏名、名稱をも併せ表示せしめることとし一層取引の公正明瞭をはかることとなつた

一、所謂粗悪炭の販賣の制限、混入を禁止し所謂水洗炭の販賣を許可した、石炭品位等の規程は大體従前通りだが所謂粗悪炭の限界については同じく十月一日公布せられた商工省告示に依つて十二月末日までは從來の通りとするも、來年一月一日以後若干これを引上げる、例へば九北炭に於ては熱量四、五〇〇カロリ以上、灰分四五%

以下とすることゝなつた、

又過渡的措置として附則の規定に依り十月十五日までは從來通りの方法に依つて銘柄及最低保證品位を相手方に通知するを以つて足ることゝなつた。

石炭品位取締規則

第一條 石炭ノ生産業者又ハ販賣業者石炭ヲ賣渡(輸出スル場合ヲ除ク以下同ジ)サントスルトキハ商工大臣ノ定ムル規格ニ依リ當該石炭ニ付種類及等級ヲ定メ之ヲ買受人(委託販賣ノ場合ニ在リテハ受託者以下同ジ)ニ通知スベシ

石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ハ前項ノ規定ニ依リ通知シタル種類ニ該當セザル石炭又ハ通知シタル等級ノ品位ニ達セザル石炭ヲ當該種類又ハ等級ノ石炭トシテ賣渡スコトヲ得ズ

第二條 石炭ノ生産業者又ハ販賣業者商工大臣ノ指定シタル石炭ヲ賣渡サントスルトキハ前條第一項ノ規定ニ拘ラズ當該石炭ニ付銘柄及最低保證品位(發熱量及灰分以下同ジ)ヲ定メ之ヲ買受人ニ通知スベシ

石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ハ前項ノ規定ニ依リ通知シタル最低保證品位ニ達セザル石炭ヲ當該最低保證品位ノ石炭トシテ賣渡スコトヲ得ズ

第三條 石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ハ其ノ賣渡ス石炭ニ付第一條第一項ノ規定ニ依リ當該石炭ニ付定メタル種類及等級(前條第一項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル石炭ニ在リテハ同條同項ノ規定ニ依リ當該石炭ニ付定メタル銘柄)竝ニ自己ノ氏名名稱ヲ揭示其ノ他容易ニ之ヲ了知シ得ル方法ヲ以テ表示スベシ但シ石炭ヲ目的トスル鑛業權者ガ自産炭(自己ノ掘採ニ係ル石炭及之ト其ハ他ノ石炭トハ混合シタル石炭ヲ謂フ以下同ジ)ヲ賣渡ス場合ニ在リテハ鑛山監督局長、其ノ他ノ場合ニ在リテハ地方長官ニ於テ其ノ必要ナシト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ハ商工大臣ノ指定シタル品位ニ達セザル石炭又ハ石炭ヲ含ム炭滓(ボタ、ズリ其ノ他石炭ヲ選別スル場合ニ生ズル炭滓ヲ謂フ以下同ジ)ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ第六條ノ許可ヲ受ケタル場

合及特別ノ事情ニ依リ地方長官（石炭ヲ目的トスル鑛業  
權者ガ自産炭又ハ之ヲ含ム炭滓ヲ賣渡ス場合ニ在リテハ  
鑛山監督局長）ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
第五條 石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ハ其ノ賣渡ス石炭ニ  
前條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル品位達ニセザル  
石炭、石炭ヲ含ム炭滓又ハ土石其ノ他石炭ニ非ザル物ヲ  
混入スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官（石  
炭ヲ目的トスル鑛業權者ガ自産炭ヲ賣渡ス場合ニ在リテ  
ハ鑛山監督局長）ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラ  
ズ

第六條 第四條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル品位ニ  
達セザル石炭又ハ石炭ヲ含ム炭滓ヨリ石炭ヲ選別シテ  
賣渡ス者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ 但シ石炭ヲ目的  
トスル鑛業權者ガ自産炭ヲ賣渡ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ  
タル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

- 一 第一條ノ規定ニ依リ定ムベキ石炭ノ種類及等級
- 二 石炭ヲ選別スル場所

- 三 石炭ヲ選別スル方法及設備
- 四 原料タル石炭又ハ石炭ヲ含ム炭滓ノ取得方法
- 五 一月間ニ取扱フ原料タル石炭又ハ石炭ヲ含ム炭滓ノ  
數量及選別シテ得ル石炭ノ數量
- 六 賣渡先

第一項ノ許可ヲ受ケタル者前項第一號乃至第三號ニ掲グ  
ル事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官  
ノ許可ヲ受クベシ  
第一項ノ許可ヲ受ケタル者當該石炭ノ賣渡ヲ廢止シタル  
トキハ遲滞ナク之ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第七條 地方長官（石炭ヲ目的トスル鑛業權者ノ帳簿、其  
ノ賣渡ス自産炭ノ品位其ノ他ノ検査ニ付テハ鑛山監督局  
長）必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ石炭ノ生産  
業者又ハ販賣業者ノ帳簿、其ノ賣渡ス石炭ノ品位其ノ他  
ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ハ昭和十五年十月十五日迄ニ

賣渡ス石炭ニ付テハ第一條ノ規定ニ拘ラズ從前ノ第三條ノ

規定ニ依ル通知ヲ爲スヲ以テ足ル

石炭ノ生産業者又ハ販賣業者前項ノ規定ニ依リ銘柄及最低

保證品位ヲ通知シタルトキハ當該最低保證品位ニ達セザル

石炭ヲ當該銘柄ノ石炭トシテ賣渡スコトヲ得ズ

石炭ノ生産業者又ハ販賣業者第二項ノ規定ニ依リ銘柄、最

低保證品位及銘柄別混合割合ヲ通知シタルトキハ當該最低

保證品位及銘柄別混合割合ニ依リ算出シタル品位ニ達セザ

ル石炭ヲ當該銘柄及銘柄別混合割合ノ石炭トシテ賣渡スコ

トヲ得ズ

石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ハ昭和十五年十月十五日迄ハ

第三條ノ規定ニ拘ラズ從前ノ第五條ノ規定ニ依リ石炭ノ銘

柄又ハ銘柄別混合割合ヲ表示スルヲ以テ足ル

從前ノ第五條但書ノ規定ニ依リ爲シタル處分又ハ從前ノ第

七條乃至第九條ノ規定ニ依リ爲シタル許可ハ之ヲ第三條乃

至第六條ノ規定ニ依リ爲シタルモノト看做ス

從前ノ規定ハ本則施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル則ノ適

用ニ付テハ本則施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

◎商工省告示第五百七十三號

石炭品位取締規則第四條ノ規定ニ依リ石炭ノ品位左ノ通指

定シ昭和十五年四月商工省告示第七十五號ハ之ヲ廢止ス

昭和十五年十月一日

商工大臣臨時代理

大藏大臣 河 田 烈

一、昭和十五年十二月三十一日迄ニ賣渡ス石炭ノ品位

(一) 常磐炭及宇部炭以外ノ石炭

發熱量 四、〇〇〇カロリ以上

灰 分 一〇〇分ノ四五以下

(二) 常磐炭及宇部炭（宇部炭田大派層ヨリ産出スル粉

炭ヲ除ク）

發熱量 三、五〇〇カロリ以上

灰 分 一〇〇分ノ四五以下

(三) 宇部炭田大派層ヨリ産出スル粉炭

發熱量 三、二〇〇カロリ以上

灰 分 一〇〇分ノ四七以下

二、昭和十六年一月一日以後賣渡ス石炭ノ品位

(一) 常磐炭及宇部炭以外ノ石炭  
 發熱量 四、五〇〇カロリ以上(無煙炭ニ在リテハ四、〇〇〇カロリ以上)

灰分 一〇〇分ノ四五以下

(二) 常磐炭

發熱量 三、九〇〇カロリ以上

灰分 一〇〇分ノ四四五以下

(三) 宇部炭

發熱量 三、四五〇カロリ以上

灰分 一〇〇分ノ四五以下

◎商工省告示第五百八十一號  
 石炭品位取締規則第...條第一項ノ規定ニ依リ石炭ノ規格左ノ通定ム

昭和十五年十月三日

商工大臣臨時代理

大藏大臣 河田 烈

一、有煙炭

(一) 一般用炭

イ、一回ノ荷渡數量ニ應以上ノ場合

「參照」  
 昭和十五年四月十五日商工省告示第七十五號ハ本號ト同件ナリ

種	類	等級	發熱量	灰分
第一種	塊炭 中小塊炭 微粉炭	特一級	七、二〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ二三以下
		特二級	七、〇〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ二三以下
		特三級	六、八〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ二三以下
		一級	六、七〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ二三、五以下
		二級	六、六〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ二五以下
		三級	六、五〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ二六、五以下
		四級	六、四〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ二八以下
		五級	六、三〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ一九、五以下
		六級	六、二〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ二一以下
		七級	六、一〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ二二、五以下
		八級	六、〇〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ二四以下
		九級	五、九〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ二五、五以下
		十級	五、八〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ二七以下
		十一級	五、七〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ二八、五以下
		十二級	五、六〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ三〇以下
		十三級	五、五〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ三一、五以下
		十四級	五、四〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ三三以下
		十五級	五、二五〇カロリ以上	一〇〇分ノ三五以下
十六級	五、一〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ三七以下		
十七級	四、九五〇カロリ以上	一〇〇分ノ三九以下		
十八級	四、八〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ四一以下		

第一種 乙 號

塊炭 中塊炭 小塊炭 微粉炭

十九級	四、六五〇カロリー以上	一〇〇分ノ四三以下
二十級	四、五〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ四五以下
等外一級	四、三〇〇カロリー以上	
等外二級	四、一〇〇カロリー以上	
等外三級	三、九〇〇カロリー以上	
等級四級	三、七〇〇カロリー以上	
等外五級	三、五〇〇カロリー以上	
特一級	六、〇〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ一八以下
特二級	五、八〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ一八以下
一級	五、七〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ一八、五以下
二級	五、六〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ二〇以下
三級	五、五〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ二一、五以下
四級	五、四〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ二三以下
五級	五、三〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ二四、五以下
六級	五、二〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ二六以下
七級	五、一〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ二七、五以下
八級	五、〇〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ二九以下

第一種 丙 號

塊炭 中塊炭 小塊炭 微粉炭

九級	四、九〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ三〇、五以下
十級	四、八〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ三二以下
十一級	四、七〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ三三、五以下
十二級	四、六〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ三五以下
十三級	四、五〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ三六、五以下
十四級	四、三五〇カロリー以上	一〇〇分ノ三八、五以下
十五級	四、二〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ四〇、五以下
十六級	四、〇五〇カロリー以上	一〇〇分ノ四二、五以下
十七級	三、九〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ四四、五以下
等外一級	三、七〇〇カロリー以上	
等外二級	三、五〇〇カロリー以上	
等外三級	三、三〇〇カロリー以上	
等外四級	三、一〇〇カロリー以上	
特一級	五、七〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ一八以下
特二級	五、五〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ一八以下
特三級	五、四〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ一八以下
一級	五、三〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ一九以下

甲號トハ常磐炭及宇部炭以外ノ石炭ヲ謂フ  
 乙號トハ常磐炭ヲ謂フ  
 丙號トハ宇部炭ヲ謂フ  
 口、一回ノ荷渡數量一噸未滿ノ場合

種	類	等級	發熱品量	灰分		
第一種 甲號	塊炭 中塊炭 小塊炭 粉炭	一 等	六、三〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ一九、五以下		
		二 等	五、八〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ二七以下		
		三 等	五、四〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ三三以下		
		四 等	四、五〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ四五以下		
		外 等	三、五〇〇カロリ以上	—		
		第一種 乙號	塊炭 中塊炭 小塊炭 粉炭	一 等	五、五〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ二一、五以下
				二 等	五、二〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ二六以下
				三 等	四、九〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ三〇、五以下
				四 等	四、五〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ三六、五以下
				五 等	三、九〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ四四、五以下
外 等	三、一〇〇カロリ以上			—		

二級	五、二〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ三〇、五以下
三級	五、一〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ三二以下
四級	五、〇〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ三三、五以下
五級	四、九〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ三五以下
六級	四、八〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ二六、五以下
七級	四、七〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ二八以下
八級	四、六〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ二九、五以下
九級	四、五〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ三一以下
十級	四、三五〇カロリ以上	一〇〇分ノ三三以下
十一級	四、二〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ三五以下
十二級	四、〇五〇カロリ以上	一〇〇分ノ三七以下
十三級	三、九〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ三九以下
十四級	三、七五〇カロリ以上	一〇〇分ノ四一以下
十五級	三、六〇〇カロリ以上	一〇〇分ノ四三以下
十六級	三、四五〇カロリ以上	一〇〇分ノ四五以下
等外一級	三、二五〇カロリ以上	—
等外二級	三、〇五〇カロリ以上	—

第一種 丙 號  
塊炭 中塊炭 小塊炭 微粉炭

一 等	五、一〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ二二以下
二 等	四、八〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ二六、五以下
三 等	四、五〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ三一以下
四 等	三、九〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ三九以下
五 等	三、四五〇カロリー以上	一〇〇分ノ四五以下
外 等	三、〇五〇カロリー以上	

甲號トハ常磐炭及宇部炭以外ノ石炭ヲ謂フ  
乙號トハ常磐炭ヲ謂フ  
丙號トハ宇部炭ヲ謂フ

(一) 原料用炭

種類	等級	品 位	種類	等級	品 位
第一種	特一級	適性綜合品位	第二種	三級	適正綜合品位
	特二級	七二〇、〇〇〇		四級	五六〇、〇〇〇
	特三級	六八〇、〇〇〇		五級	五三〇、〇〇〇
第二種	一級	六五〇、〇〇〇	六級	五〇〇、〇〇〇	
	二級	六一〇、〇〇〇	七級	四七〇、〇〇〇	
	三級	五九〇、〇〇〇		四四〇、〇〇〇	

適性綜合品位ハ當該石炭ニ付炭化度、骸炭、ガス、灰分等ニ依リ日本石炭株式會社ニ於テ檢定スルモノニ依ル

(二) 瓦斯發生爐用炭

種 類	等 級	發 熱 量	灰 位 分
第三種 甲 號	特一級	六、八〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ一一以下
	特二級	六、八〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ一二以下
	一級	六、五〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ一三、五以下
	二級	六、五〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ一五以下
	三級	六、五〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ一六、五以下
	四級	六、二〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ一八以下
	五級	六、二〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ一九、五以下
第三種 乙 號	特一級	六、八〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ一一以下
	特二級	六、八〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ一二以下
	一級	六、五〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ一三、五以下
	二級	六、五〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ一五以下
	三級	六、五〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ一六、五以下
	四級	六、二〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ一八以下
	七級	五、九〇〇カロリー以上	

甲號下ハ膨脹度一、一以下ニシテ灰ノ耐火度一、三五〇度以上ノ石炭ヲ謂フ  
 乙號下ハ膨脹度一、一以下ニシテ灰ノ耐火度一、二〇〇度以上一、三五〇度未満ノ石炭ヲ謂フ  
 二、無煙炭（燃料比四、〇以上ノモノ）

五級	六、二〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ一九、五以下
六級	六、二〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ二二以下
七級	五、九〇〇カロリー以上	一〇〇分ノ二二、五以下

種類	等級	品位 (發熱量)	種類	等級	品位 (發熱量)
第一種	一級	八、〇〇〇カロリー以上	第二種	六級	五、八〇〇カロリー以上
	二級	七、五〇〇カロリー以上		七級	五、三〇〇カロリー以上
	三級	七、〇〇〇カロリー以上		八級	四、八〇〇カロリー以上
	四級	六、六〇〇カロリー以上		九級	四、三〇〇カロリー以上
	五級	六、三〇〇カロリー以上		十級	四、〇〇〇カロリー以上
第三種	一級	六、五〇〇カロリー以上	第四種	一級	一〇〇分ノ一七以下
	二級	六、〇〇〇カロリー以上		二級	一〇〇分ノ二三以下
	三級	五、五〇〇カロリー以上		三級	一〇〇分ノ二九以下

◎商工省告示第五百八十二號

石炭品位取締規則第二條第一項ノ規定ニ依リ石炭左ノ通指定ス

四級	五、〇〇〇カロリー以上
五級	四、五〇〇カロリー以上
等外一級	四、〇〇〇カロリー以上
等外二級	三、五〇〇カロリー以上

昭和十五年十月三日

商工大臣臨時代理  
 大藏大臣 河 田 烈

- 一、昭和十五年十月商工省告示第五百八十一號ニ定ムル第二種又ハ第五種ニ屬スル石炭
- 二、昭和十五年十月商工省告示第五百八十一號ニ定ムル第四種ニ屬スル石炭ニシテ左ニ掲グル石炭以外ノモノ  
 輸入炭 移入炭 天草炭 山陽炭 紀州炭

用材配給統制規則

(農林省令第八十七號昭和十五年十月三日公布)

第一條 本則ニ於テ用材トハ素材及製材（合板及仕組板ヲ含ム）ヲ謂フ

第二條 地方長官必要アリト認ムルトキハ當該道府縣内ニ於テ生産セラル、用材又ハ賣渡サル、用材ニ付其ノ配給先配給方法賣渡先賣渡方法其他配給又ハ賣渡ニ關シ必要ナル事項（以下配給計畫ト稱ス）ヲ定ムルコトヲ得  
 地方長官前項ノ配給計畫ヲ定ムルニ當リ必要アリト認ムルトキハ農村大臣ノ指定スル團體ノ意見ヲ徵スルコトヲ得

地方長官第一項ノ配給計畫ヲ定メタルトキハ遲滞ナク之ヲ農林大臣ニ報告スベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ  
 第三條 農林大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ地方長官ニ對シ用材ノ生産者ハ販賣ヲナス者又ハ其ノ組織スル團體ノ生産又ハ販賣ニ係ル用材ニ付農林大臣ノ指定スル者

(以下統制機關ト稱ス)ニ販賣シ若ハ販賣ノ委託ヲ爲シ又ハ統制機關ノ斡旋ニ依リ販賣ヲ爲スベキ用材ノ樹種材種又ハ數量其ノ他販賣ニ關シ必要ナル事項ニ關シ前條ノ規定ニ依リ配給計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトアルベシ

農林大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ地方長官ニ對シ前條ノ規定ニ依リ定メタル配給計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第四條 農林大臣又ハ地方長官用材ノ配給統制上特ニ必要アリト認ムルトキハ配給計畫ノ指示ヲ受ケタル用材ノ生産又ハ販賣ヲ爲ス者ニ對シ、其ノ生産又ハ販賣ニ係ル用材ニ付當該配給計畫ニ從ヒ當該用材ノ配給又ハ販賣ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第五條 統制機關ヨリ買受ケ若ハ其ノ斡旋ニ依リ買受ケ又ハ其ノ承認ヲ受ケタル用材ニ非レバ、之ヲ移出シ又關東州、滿洲若ハ支那ニ輸出スルコトヲ得ズ 但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル用材ハ此ノ限りニアラズ

一、統制機關ノ移出又ハ輸出ニ係ル用材

二、官廳ノ移出又ハ輸出ニ係ル用材

三、博覽會ニ出品スル爲移出又ハ輸出スル用材

四、販賣以外ノ目的ヲ以テ移出シ又ハ輸出シ且ツ其ノ原價五十圓ヲ超エザル用材

五、合板及仕組板

第六條 統制機關ハ前條ノ規定ニ依ル販賣若ハ販賣ノ斡旋ヲ爲シ又ハ前條ノ規定ニ依ル承認ヲ爲スベキ用材ノ樹材種別計畫數量ニ付豫メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ、之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第七條 用材ヲ關東州滿洲又ハ支那ニ輸出セントスル者ハ統制機關ヨリ買受ケ若ハ其ノ斡旋ニ依リ買受ケ又ハ其ノ承認ヲ受ケタル用材ナルコトヲ證スル書面ヲ當該稅關ニ提示スベシ 但シ第五條但書ノ規定ニ該當スル用材ヲ輸出スル場合ハ此ノ限りニ在ラズ

第八條 農林大臣又ハ地方長官用材ノ需給調整上特ニ必要アリト認ムルトキハ用材ノ生産、販賣又ハ買入ヲ爲ス者ニ對シ用材ノ配給先、販賣先、買入先、賣買方法其ノ他配給又ハ買入ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

附 則

本令ハ昭和十五年十月十五日ヨリ之ヲ施行ス

彙 報

西部石炭株式會社創立さる

西部石炭株式會社の創立總會は注目裡に十月一日午後四時から福岡市縣教育會館に於て開催された。開會挨拶に次ぎ野見山發起人を議長に押し議事を進め、横藤會長が代表取締役に就任を辭任したので代表取締役の決定を後日に譲つて左の如く顔觸を決定した。

- 取締役 大和 藤 兵 衛
- 全 石 川 鐵 也
- 全 梅 根 代 吉
- 全 長 谷 川 仁 也
- 全 横 藤 淵 之 助
- 監査役 山 川 保
- 他 一 名(留保)

尙代表取締役は各支部からあげられた十二名の委員に一任された。(福日)

福岡縣の石炭販賣統制細則發表

日本石炭會社の業務開始により日石の綜合的配給計畫にもとづいて販賣せしめ仲買業者は仲買團體を組織せしめるが福岡縣では既に指定せる若松合同石炭會社を改組擴大して縣單位の組織に統制することに方針を決定して九月二十一日次の要綱にて細則を發表した。

- 一、若松合同石炭株式會社の名稱は福岡縣石炭統制會社(假稱)と改め現在の若松合石の定款等は縣の處置によつて一部改正する。
- 一、若松合同石炭會社の統制事業を縣外部と縣内部の二部制とする。
- 一、株式の割當は縣内縣外兩部に分けその取扱實績等を考慮して決定する。
- 一、仲買業者(第二次問屋を認めず)より配給計畫及び明細表の提示あつた場合、日本石炭會社を経て商工大臣に申達する。

一、若松合同石炭に新加入の承認は配給の計畫及び明細表の確立を俟つて決定する。(日工)

## 發送電の收支改善に石炭補助金制

電氣廳では日本發送電會社の經營更生策に關し協議を進めると、もに既報のごとく十月早々先づ同社業務内容の再吟味に資するため經理並びに技術等の全般に亘る業務検査を行ふこととなつたが、これら會社内容の肅正を期する一方電力國策として決定を見たる同會社機構の強化擴充をなす上にもその收支現況の改善と社會的信用の回復を圖ることがいよいよ急務とされるに至つたので、急速に同社收支改善の方途を考究樹立し關係官廳とも連絡して之が實現に着手することとなつた、日本發送電會社における親株(強制現物出資に對する交付株式、一株五十圓、全額拂込済)は現在額面高を遙かに制り會社信用の低落を如實に物語つてゐる實情にあるので電氣廳は同會社の内部的自肅とあはせて根本的な收支改善策を樹立すべく、その方法としては電

力卸賣料金の全面的引上げのときは避けるが、現行料金が石炭一トン十八圓を基礎として算定せられ、然も昭和十七年九月の更改期まで据置とされつゝある矛盾はこれを認め、石炭價格の昂騰部分に對する政府補助金の支出を眞剣に考慮して、近く大藏省との間に打合せ協議を進めることとなつた、なほ右の方法とならんで同會社の法人税負擔免除をも考慮に入れてをり何れにしても新たな電力國策の進行とならんで、同會社收支改善、信用回復を目的とする方策が採られ今年度下期末(昭和十六年三月末)までには實現される豫定となつてゐる。(日工)

## 飯場頭の再教育

「監獄部屋」の悪名で炭鑛行政上の大きな痛となつてゐる飯場については労働力の維持培養、炭鑛労働者の待遇改善の見地から福岡鑛山監督局では斷乎これを廢止すべく整理に着手した。

九月二十日現在における飯場は福岡縣六十一鑛山に對し四百二十七ヶ所、山口縣三十一鑛山に三百十九ヶ所、佐賀

十六鑛山の百十四ヶ所で同局管内總數は百三十九鑛山に對して九百九十一ヶ所の飯場があり、この飯場内の労働者が一萬二千八百餘名の多數に上つてゐることが分つた。

同監督局では鑛山の新體制に即應してこれら飯場の監督を今後ますます強化し、飯場頭の再教育を施した上、應じないものは斷然取締ることとなつた。

## 縣石炭水洗商業組合誕生

縣内三百名の業者をもつて組織しかつての不況當時採算に合はずとしてすてられたボク山から年間七十万トンの石炭を選出してゐる縣石炭水洗聯合會はその事業の特異性が認められ會員産石炭は日本石炭の統制外に置かれ縣監督下に従前通りの自由販賣が許可されたので聯合會では自由販賣とはいひながら販賣統制の趣旨を體し日石の十月一日からの業務開始に順應して石炭品位を向上し各會員の販賣價格を統一するため新たに「福岡縣石炭水洗商業組合」を結成することになり廿五日午後一時から直方商工會議所で創立總會を開いて定款を決定。

役員に理事長松尾三藏代議士、常務理事江藤清太郎縣議理事織田徳七氏ほか十四名、監事三名をあげた、なほ織田氏ら幹部は組合販賣價格の引上げを商工省に陳情するため廿六日夜上京した。

## 石炭積込機稅

戸畑市では稅制改革に因り九月二十七日市會を開き市稅賦課徵收條例の一部の改正を可決したがその中獨立稅としては市民稅をはじめ舟、自轉車、荷車、金庫、扇風機、大傭人、玉突臺、瓦斯管、車輛稅の外新稅に石炭積込機稅が制定された、これは北九州地方では最初のもので戸畑市には天籟寺川尻に貝島商店所有のものが二基あり二基に年間五千圓が賦課されることになり對岸の若松市とも、筑豊石炭の二大集散地の戸畑市の財源の一として注目される。

## 日本石炭シンヂケート團

### 結成

日本石炭では新規發行社債(總額三千万圓)について九月





福岡	七六九	鞍手郡山口村笠松村	二七、六八〇	大阪市西區幸町通一丁目	筑前鐵業株式會社
長崎	四六六	西彼杵郡蚊燒村地先海面香燒村地先海面	二四、〇〇〇	東京市赤坂區青山北町三丁目	塚原嘉一 耶
佐賀	四六七	南松浦郡有川町地先海面	三三、〇〇〇	小倉市米町七丁目	坂田稻吉 外一人
長崎	四六八	同郡福江町並三海面	九〇、〇〇〇	佐世保市萬津町	有吉 德太郎
長崎	四六九	東松浦郡湊村並三海面	九八、〇〇〇	福岡市大名町	高須 重彦
長崎	四七〇	西彼杵郡黒崎村	九三、〇〇〇	八幡市大藏神田町	梅本 政雄
長崎	四七一	東彼杵郡大村町	三三、〇〇〇	佐世保市今福町	木寺善止 外一人
長崎	四七二	西彼杵郡伊木力村長與村並三海面	九一、〇〇〇	福岡縣筑紫郡日佐村	太田文雄 外一人
長崎	四七三	同郡長與村時津村並三海面	九六、〇〇〇	同	同
長崎	四七四	同郡長與村並三海面	九八、〇〇〇	同	同
長崎	四七五	鞍手郡若宮村	七、〇〇〇	福岡縣鞍手郡宮田町	福原一男 外一人
長崎	四七六	東彼杵郡大村町西大村鈴田村	八九、〇〇〇	福岡市大名町一丁目	高須 重彦
長崎	四七七	同郡松原村福重村千綿村	九三、〇〇〇	同	同
長崎	四七八	北高來郡戸石村並三海面西彼杵郡日見村地先海面	九三、〇〇〇	福岡縣鞍手郡木屋瀬町	九州探炭 株式會社
長崎	四七九	島原市地先海面	九七、〇〇〇	小倉市宮野	藏内 合名會社
長崎	四八〇	同	九八、〇〇〇	同	同
長崎	四八一	南高來郡西郷村地先海面大正村地先海面	九六、〇〇〇	同	同
長崎	四八二	同郡神代村土黒村多比良町	九七、〇〇〇	下關市關後地村	藏内 完 外一人
長崎	四八三	同郡三倉村杉谷村島原市	九八、〇〇〇	同	同
長崎	四八四	直方市田川郡赤池町	九八、〇〇〇	防府市三田尻村	松尾 鐵藏

長崎	七六九	京都郡葦島村地先海面	一、〇〇〇、〇〇〇	東京市目黒區綠ヶ丘	井上貞一 外二人
長崎	七七〇	宗像郡南郷村	一六、〇〇〇	福岡縣筑紫郡水城村	花田 惣愛
長崎	七七一	京都郡今元村並三海面葦島村地先海面	九八、〇〇〇	東京市目黒區綠ヶ丘	井上貞一 外二人
長崎	七七二	遠賀郡岡垣村	五五、〇〇〇	京都市伏見區新町四丁目	寶鏡業 合資會社
長崎	七七三	小城郡小城町	八三、〇〇〇	東京市四谷區旭町	中田アヤ子
長崎	七七四	西松浦郡曲川村大山村有田村	七五、〇〇〇	下關市關後地村	海部 義道
長崎	七七五	同	九八、〇〇〇	同	同
長崎	七七六	北松浦郡鷹島村並三海面	八八、〇〇〇	東京市京橋區京橋三丁目	九州鐵山 株式會社
長崎	七七七	南高來郡神代村西郷村並三海面	九六、〇〇〇	佐世保市相生町	永安 惣
長崎	七七八	同郡西郷村大正村並三海面	九六、〇〇〇	同	同上 外一人
長崎	七七八	同郡杉谷村島原市	五五、〇〇〇	下關市關後地村	海部 義道
長崎	七七八	島原市並三海面	九五、〇〇〇	同	同
長崎	七七八	南高來郡大三東村三倉村杉谷村	九八、〇〇〇	同	同
長崎	七七八	東彼杵郡千綿村並三海面	九〇、〇〇〇	福岡市大名町	高須 重彦
長崎	七七八	同郡松原村福重村萱瀬村千綿村	九八、〇〇〇	同	同
長崎	七七八	西彼杵郡長與村	八六、〇〇〇	同市大名町一丁目	川原田 浩司
長崎	七七八	南高來郡加津佐町並三海面	九七、〇〇〇	宇都市西區本町二丁目	木村勝藏 外一人
長崎	七七八	同	九七、〇〇〇	同	同
長崎	七七八	吉敷郡西岐波村並三海面	五五、〇〇〇	宇都市中宇部	岡島 健太
長崎	七七八	北高來郡江浦村小栗村	九八、〇〇〇	長崎縣北松浦郡杵木村	吉居 修 外一人

佐賀	三六〇	藤津郡多良村	九八、二〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町	草場 淺市
〃	三五五	同郡能古見村七浦村	九四、〇〇〇	同	同
〃	三五三	杵島郡住吉村	八六、〇〇〇	佐世保市太田町	佐藤 博 外二人
福岡	六六七	嘉穂郡内野村桂川町	四九、五〇〇	熊本市新屋敷町	川内 武 一
〃	六六四	南那珂郡南郷村並ニ海面	一〇〇、〇〇〇	福岡縣遠賀郡香月町	藤 木 喜 藏
〃	六九五	同郡本城村都井村並ニ海面	六七、〇〇〇	名古屋市熱田區池内町株式会社鈴木石炭商店礦業部	同
〃	六九六	同郡都井村並ニ海面	五三、〇〇〇	同	同
〃	六九七	同郡本城村都井村	九八、〇〇〇	同	同
山口	五五八	同郡都井村本城村並ニ海面	九七、〇〇〇	同	同
佐賀	三三五	大津郡斐海村並ニ海面	九三、二〇〇	唐津市	石田 豐 彦 外一人
〃	三三五	東松浦郡湊村並ニ海面	九八、〇〇〇	福岡市大名町	高 須 重 彦
熊本	三三〇	上益城郡飯野村	八三、〇〇〇	佐世保市保立町	吉原 了 外二人
〃	三三〇	同郡廣安村木山町飯野村福田村	九三、〇〇〇	同	同
長崎	四七五	東彼杵郡大村町地先海面西大村地先海面	三六、六〇〇	宇部市沖宇部	西 村 萬 平
〃	四七六	同郡菅瀬村竹松村福重村西大村	九三、八〇〇	福岡市大名町	高 須 重 彦
〃	四七七	同郡菅瀬村福重村	九六、〇〇〇	同	同
〃	四七八	同郡菅瀬村西大村	九六、〇〇〇	同	同
熊本	三三三	天草郡今津村阿村並ニ海面	一〇〇、〇〇〇	兵庫縣明石郡垂水町	森 忠 平
長崎	四七九	東彼杵郡彼杵村並ニ海面	九三、七〇〇	福岡縣筑紫郡日佐村	太 田 文 雄
宮崎	三九九	兒湯郡上穂北村	九〇、〇〇〇	福岡市大名町一丁目	川 原 田 浩 司

〃	三三〇	同郡妻町三納村	九八、七〇〇	同	同
〃	三三〇	同郡上穂北村	九五、七〇〇	同	同
〃	三三〇	同	九八、〇〇〇	同	同
〃	三三〇	同郡同村本城村	九八、八〇〇	同	同
〃	三三〇	東白杵郡北郷村西郷村	九六、〇〇〇	同市養巴町	葉山常藏 外一人
佐賀	三三三	藤津郡能古見村七浦村	九三、二〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町	草 場 淺 市
〃	三三三	杵島郡福富村並ニ海面	八五、〇〇〇	飯塚市西町稻荷通	石 井 澄 一
〃	三三三	藤津郡嬉野町長崎縣東彼杵郡彼杵村	八一、五〇〇	福岡縣八女郡水田村	江 崎 清
福岡	六六七	嘉穂郡桂川町	一〇一、〇〇〇	同縣嘉穂郡桂川町	穗 坂 喜 代 夫
〃	六六七	日田郡朝日村夜明村大鶴村	九七、〇〇〇	福岡縣嘉穂郡大隈町	杉 本 宗 十 郎 外一人
長崎	四七一	北高來郡小江村地先海面湯江村地先海面	九三、〇〇〇	長崎縣北松浦郡柚木村	吉 居 丑 之 助 外二人
宮崎	三三〇	宮崎郡生目村東諸縣郡倉岡村	一〇〇、〇〇〇	宇部市東區榮町三丁目	日 吉 正 茂
〃	三三〇	東諸縣郡倉岡村高岡町	九八、五〇〇	同	同
〃	三三〇	宮崎郡瓜生野村	九八、二〇〇	同	同
熊本	三三三	八代郡和鹿島村吉野村野津村	八三、〇〇〇	神戸市神戸區海岸通	石 原 新 三 郎
〃	三三三	上益城郡津森村河原村	九六、〇〇〇	福岡縣筑紫郡日佐村	太 田 文 雄 外一人
〃	三三三	八代郡文政村並ニ海面	九〇、〇〇〇	福岡市因幡町	野 見 山 謙 二
〃	三三三	天草郡教良木河内村今津村	九三、〇〇〇	同市西中洲川西町	中 村 雅 弘
長崎	四七三	西彼杵郡長興村並ニ海面	九三、〇〇〇	福岡縣筑紫郡日佐村	太 田 文 雄 外一人

福岡	同縣伊木力村長興村並ニ海面	九七、〇〇〇	同	山下辰五郎	外二人
福岡	南松浦郡濱浦村並ニ海面	六五、八〇〇	長崎縣南松浦郡青方村	林 信 雄	
福岡	京都郡伊良原村田川郡津野村	五七、〇〇〇	小倉市紺屋町	井上貞一	外二人
福岡	同郡葦島村地先海面今元村地先海面仲津村地先海面	九〇、〇〇〇	東京市目黒區綠ヶ丘	松 永 徳 助	
佐賀	西松浦郡大坪村伊萬里町二里村	七五、〇〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町	山 口 峰	
佐賀	佐賀郡東與賀村西川副村本庄村	九二、七〇〇	同縣同郡同町	古 川 眞 澄	
佐賀	同郡西川副村南川副村東與賀村	一〇一、〇〇〇	東京市京橋區寶町三丁目	安 平 正 一	
熊本	西松浦郡黒川村	九〇、〇〇〇	同	中 村 禎 一	
熊本	同郡波多津村黒川村	九二、〇〇〇	宇部市沖宇部	收 龍 太	外二人
熊本	天草郡今津村	九二、〇〇〇	佐世保市山縣町	吉 居 修	外一人
長崎	南高來郡大正村守山村	一〇一、〇〇〇	同市清水町	原 田 茂 子	
長崎	北高來郡小野村地先海面長田村並ニ海面	九六、〇〇〇	長崎縣北松浦郡杵木村	青 柳 直 繁	外一人
長崎	南高來郡三會村並ニ海面	一〇一、〇〇〇	東京市芝區杉本町	吉 居 修	外一人
熊本	天草郡町田村	九二、〇〇〇	同市麻布區永坂町	松 岡 種 一	外二人
熊本	同郡富津村	九二、〇〇〇	長崎縣北松浦郡杵木村	吉 田 末 吉	外一人
長崎	南高來郡大三東村三會村並ニ海面	九二、〇〇〇	同市岩川町	日 産 化 學 工 業 株 式 會 社	
長崎	南松浦郡岐宿村並ニ海面	九二、〇〇〇	同上宇部市中字部	鹿 毛 周 造	
福岡	同	九二、〇〇〇	東京市芝區田村町二丁目		
福岡	西彼杵郡瀬戸町松島村並ニ海面	九二、〇〇〇	福岡縣嘉穂郡穗波村		
福岡	遠賀郡蘆屋町地先海面	九二、〇〇〇			

佐賀	鞍手郡宮田町	九六、五〇〇	福岡市春吉町	小 森 半 次	
佐賀	三藩郡大溝村木佐木村	一、〇〇〇、〇〇〇	東京市日本橋區室町二丁目	三 井 嶺 山 株 式 會 社	
佐賀	佐賀郡大謨間村地先海面南川副村地先海面	九二、〇〇〇	同	高 須 重 彦	外一人
佐賀	同郡大謨間村地先海面藤津郡多良村地先海面	八七、〇〇〇	福岡市大名町一丁目	川 原 田 浩 司	外一人
佐賀	藤津郡能古見村	三三、〇〇〇	同市大名町一丁目	大 日 鏡 業 株 式 會 社	
大分	同郡吉田村嬉野町東松浦郡湊村地先海面	三〇、〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目	岸 川 仁 一	
大分	西松浦郡大川村	四二、〇〇〇	佐賀縣杵島郡朝日村	山 口 慶 八	
大分	杵島郡白石町六角村江北村北有明村	四二、〇〇〇	同縣藤津郡久間村	林 榮 作	外二人
大分	三養基郡鳥栖町基里村田代村麓村	四四、〇〇〇	東京市本所區線町一丁目	草 場 淺 市	
大分	大野郡西大野村	九七、五〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町	太 田 文 雄	外一人
熊本	日田郡西有田村	八六、一〇〇	福岡縣筑紫郡日佐村	椿 原 乙 藏	外一人
熊本	上益城郡河原村津森村阿蘇郡山西村	一、〇〇〇、〇〇〇	同縣八女郡羽犬塚町	吉 居 丑 之 助	外一人
熊本	阿蘇郡山西村	九八、〇〇〇	長崎縣北松浦郡杵木村	泉 福 千 代 乃	外二人
長崎	北高來郡眞津山村小栗村江ノ浦村西彼杵郡	八九、七〇〇	同縣同郡大野村	金 山 勝 太 郎	
長崎	南高來郡愛野村山田村並ニ海面	八八、〇〇〇	福岡縣遠賀郡香月町	山 田 新 松	
長崎	北高來郡小長井村	七五、〇〇〇	宇部市沖宇部	三 池 炭 業 株 式 會 社	
福岡	西彼杵郡喜々津村北高來郡眞津山村	四三、九〇〇	大阪市北區堂島濱通一丁目	岡 商 吉	
福岡	三池郡銀水村	七五、五〇〇	東京市小石川區高田老松町		
福岡	朝倉郡金川村大福村立石村三奈木村	六八、〇〇〇	同		
福岡	同郡嵯峨村金川村福田村	六八、〇〇〇			

山口	793	同郡總村大福村浮羽郡柴刈水分村	923,000	同	山口縣豐浦郡岡枝村	藤井恭次 外一人
山口	794	朝倉郡大福村三奈木村宮野村	723,000	同	同	同
佐賀	795	豐浦郡豐東村	97,500	同	同	同
佐賀	796	小城郡東多村小城町南多久村砥川村	70,000	同	同	同
佐賀	797	東松浦郡有浦村植賀村名古屋村	120,000	同	同	同
佐賀	798	杵島郡北有明村白石町南有明村	66,500	同	同	同
大分	800	東松浦郡切木村入野村並二海面	20,000	同	同	同
大分	801	中津市並二海面	99,800	同	同	同
大分	802	下毛郡和田村中津市並二海面	98,200	同	同	同
熊本	803	菊池郡泗水村	68,000	同	同	同
熊本	804	下益城郡年彌村砥用町上益城郡甲佐村	85,500	同	同	同
福岡	805	三池郡銀水村地先海面三池郡昭代村地先海面	98,000	同	同	同
福岡	806	大牟田市地先海面三池郡銀水村地先海面	98,000	同	同	同
福岡	807	三池郡昭代村地先海面三池郡銀水村地先海面	98,000	同	同	同
福岡	808	三池郡銀水村地先海面三池郡昭代村地先海面	98,000	同	同	同
福岡	809	大牟田市地先海面熊本縣玉名郡荒尾町地先海面	73,000	同	同	同
福岡	810	同市地先海面三池郡銀水村地先海面	97,000	同	同	同
福岡	811	三池郡昭代村地先海面佐賀縣佐賀郡大謨間村地先海面	98,000	同	同	同
福岡	812	三井郡大塚村金城村金島村	98,000	同	同	同
福岡	813	三井郡大善寺町三井郡佐賀縣三養基郡南茂安村	21,000	同	同	同

山口	814	同郡荒木村三井郡上津荒木村久留米市	325,000	同	同	同
山口	815	山門郡大和村三橋村東宮永村西宮永村城内村	63,500	同	同	同
山口	816	鞍手郡古月村	26,000	同	同	同
山口	817	糟屋郡和白村香椎村並二海面	54,000	同	同	同
山口	818	厚狹郡小野田町地先海面	54,000	同	同	同
佐賀	819	佐賀郡西川副村地先海面南川副村地先海面大謨間村地先海面	98,000	同	同	同
佐賀	820	同郡大謨間村地先海面	98,000	同	同	同
佐賀	821	同郡同村地先海面福岡縣三池郡昭代村地先海面	1,000,000	同	同	同
熊本	822	西松浦郡南波多村大川村	68,000	同	同	同
熊本	823	玉名郡清里村地先海面長洲町地先海面長崎縣南高來郡多比良町地先海面湯江村地先海面	74,000	同	同	同
熊本	824	同郡清里村地先海面有明村地先海面	68,000	同	同	同
熊本	825	同	1,000,000	同	同	同
熊本	826	天草郡魚貴村並二海面	200,000	同	同	同
熊本	827	同郡中村並二海面今津村地先海面阿村地先海面	200,000	同	同	同
長崎	828	西彼杵郡平島村地先海面	20,000	同	同	同
長崎	829	南松浦郡三井樂村並二海面	98,000	同	同	同
鹿兒島	830	同郡若松村奈良尾村並二海面	76,000	同	同	同
鹿兒島	831	伊佐郡羽月村	98,000	同	同	同
宮崎	832	北諸縣郡中郷村	1,000,000	同	同	同
佐賀	833	杵島郡武雄町	98,000	同	同	同

長崎	島原市地先海面	九七〇,000	小倉市富野	藏内合名會社
宮崎	同	九七〇,000	同	同
山口	南那珂郡本城村北方村	九四〇,000	福岡縣山門郡城內村	河村金太郎
山口	大津郡日置村宇津賀村	九六三,000	唐津市	石田豊彦
山口	同郡菱海村日置村	九九五,000	同市	同人
山口	同郡菱海村並三海面	九五八,000	同	同人
佐賀	東松浦郡相知町	六五,000	佐世保市大黒町	田中國男
大分	中津市下毛郡如水村並二海面	九三三,000	東京市麹町區丸の内三丁目	三菱礦業株式會社
大分	速賀郡水卷町蘆屋町若松市	一〇八,000	下關市唐戸町	貝島合名會社
福岡	築上郡山田村角田村岩屋村	一,〇〇〇,000	福岡縣嘉穂郡大隈町	野見山安太郎
福岡	同郡山田村角田村八屋町	一,〇〇〇,000	同	同
福岡	同郡岩屋村合河村	一,〇〇〇,000	同	同
宮崎	嘉穂郡桂川村穗波村	一〇八,000	宇都本市西區北町二丁目	武重元三
宮崎	兒湯郡那農町	一,〇〇〇,000	福岡市西職人町	黒松精一郎
熊本	天草郡登立町上村中村	九四,000	福岡縣宗像郡福岡町	坂田頰次郎
福岡	宗像郡津屋崎町福岡町並二海面	四六,000	小倉市三萩野	正木雪松
大分	中津市下毛郡和田村如水村並二海面	七五,000	東京市麹町區丸の内三丁目	三菱礦業株式會社
長崎	宇佐郡柳井浦村八幡村並二海面	一,〇〇〇,000	同	同
長崎	北高來郡小長井村地先海面	九五,000	佐賀縣小城郡北多久村	吉岡壽喜
長崎	南松浦郡三井藥村	九四,000	福岡市新開町一丁目	佐々木仙太郎

熊本	南高來郡大三東村並二海面湯江村地先海面	八三三,000	長崎縣南高來郡多比良町	松本豊治
熊本	北松浦郡中野村並二海面	九三三,000	長崎市上西山町	本多信男
熊本	阿蘇郡山西村上益城郡河原村	一,〇〇〇,000	福岡縣八女郡羽犬塚町	権原乙藏
熊本	菊池郡護川村北合志村	一,〇〇〇,000	同	外人
熊本	同郡北合志村旭野村	一,〇〇〇,000	同	同
熊本	鹿本郡吉松村山東村	九七一,000	同	同
熊本	阿蘇郡錦野村山西村	九四三,000	同	同
熊本	飽託郡川上村西里村	一,〇〇〇,000	同	同
熊本	菊池郡北合志村旭野村	一,〇〇〇,000	同	同
熊本	天草郡上村中村並二海面	九五五,000	同縣宗像郡福岡町	坂田頰次郎
熊本	同郡登立町中村並二海面	九七六,000	同	同
福岡	菊池郡水源村龍門村追間村	八七三,000	長崎縣北松浦郡志佐町	中尾庄次郎
福岡	福岡市早良郡壹岐村田隈村	九六九,000	八幡市大藏神田町二丁目	梅本政雄
福岡	福岡市	七六六,000	同	同
山口	厚狹郡高千帆町地先海面小野田町地先海面厚狹町地先海面	八八八,000	東京市京橋區銀座三丁目	大濱炭礦株式會社
佐賀	東松浦郡北波多村鬼塚村	六四八,000	佐賀縣杵島郡大町町	三根寛作
大分	大分市大分郡賀來村石城川村	八八,000	宇都本市中宇部	鷺見真一
福岡	糸島郡小富士村可也村	一六,〇〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町	草場淺市
福岡	田川郡川崎町	一六,〇〇〇	飯塚市立岩	株式會社
福岡	筑紫郡日佐村春日村福岡市	四七九,000	同	麻生商店



鹿兒島	鹿兒島	出永郡高尾野町	92,000	同縣吉敷郡西岐波村	藤村幸助	外二人
山口	山口	豐浦郡神田村神玉村並二海面	92,000	宇部市小串	庄	慮人
鹿兒島	鹿兒島	出水郡東長島村並二海面	92,000	熊本市新屋敷町	川内	武一
福岡	福岡	八女郡岡山村長峰村中廣川村	1,000,000	宇部市中宇部	紀村強祐	外二人
山口	山口	田川郡赤村	92,000	八幡市尾倉	芳川	命照
山口	山口	糟屋郡志賀島村並二海面	75,000	宇部市沖宇部	西村宇吉	外一人
佐賀	佐賀	宗像郡津屋崎町並二海面福岡間町地先海面	92,000	同市小串	瀬戸軍一	外二人
佐賀	佐賀	三潞郡安武村大善寺町佐賀縣三養基郡南茂安村	92,000	東京市日本橋區室町二丁目	三井鑛山	株式會社
佐賀	佐賀	三池郡銀水村	92,000	福岡市小島馬場	久保熊	太郎
佐賀	佐賀	藤津郡多良村七浦村	92,000	佐賀縣杵島郡武雄町	草場	淺市
佐賀	佐賀	同郡五町田村	92,000	福岡縣鞍手郡木屋瀬町	小林	勇平
大分	大分	佐賀郡南川副村地先海面大詫間村地先海面	1,000,000	東京市日本橋區室町二丁目	三井鑛山	株式會社
大分	大分	同郡兵庫村	92,000	同	同	同
大分	大分	佐賀郡兵庫村	92,000	佐賀縣杵島郡武雄町	草場	淺市
熊本	熊本	日田郡小野村三花村	75,000	福岡縣八女郡羽犬塚町	榑原乙藏	外一人
熊本	熊本	菊池郡原水村合志村	1,000,000	名古屋市熱田區池内町株式會社鈴木石炭商店鐵業部	平岡	平熊
宮崎	宮崎	南那珂郡都井村	92,000	山口縣厚狹郡高千帆町	庄	忠人
山口	山口	厚狹郡厚狹町	92,000	宇部市小串	同	同
山口	山口	同郡高千帆町	92,000	同	同	同
山口	山口	同郡厚狹町生田村並二海面	92,000	同	同	同

福岡	福岡	直方市鞍手郡植木町劍村	510,000	福岡縣若松市山手通二丁目	川原	金作
福岡	福岡	企救郡松久江村地先海面	1,000,000	直方市	野上	辰之助
福岡	福岡	山門郡兩開村大和村並二海面	75,000	小倉市鍛冶町	藏内次郎兵衛	外一人
福岡	福岡	浮羽郡千年村吉井町御幸村福富村	1,000,000	東京市小石川區高田老松町	岡	商吉
福岡	福岡	築上郡八屋町山田村角田村並二海面	92,000	同市麴町區丸ノ内二丁目	三菱鐵業	株式會社
福岡	福岡	三潞郡城島町江上村青木村佐賀縣神埼郡千歲村	92,000	同市日本橋區室町二丁目	三井鑛山	株式會社
福岡	福岡	同郡青木村三又村佐賀縣神埼郡千歲村	92,000	同	同	同
熊本	熊本	朝倉郡夜須村筑紫郡筑紫村三井郡立石村	92,000	佐世保市春日町	緒方	行夫
熊本	熊本	上益城郡木山町廣安村飽託郡小山戸島村	1,000,000	東京市麴町區丸ノ内二丁目	三菱鐵業	株式會社
長崎	長崎	北高來郡諫早町本野村	92,000	長崎縣北松浦郡中里村	岩崎	士太
山口	山口	同郡諫早町本野村	92,000	同	同	同
山口	山口	豐浦郡豐田下村	1,000,000	宇部市西區本町五丁目	古谷	三太郎
山口	山口	厚狹郡生田村並二海面	92,000	福岡縣早良郡田隈村	柴田	才
福岡	福岡	浮羽郡竹野村川會村	1,000,000	東京市小石川區高田老松町	岡	商吉
福岡	福岡	小城郡東多久村牛根町小城町砥川村杵島郡江北村	92,000	同市麴町區丸ノ内二丁目	三菱鐵業	株式會社
佐賀	佐賀	同郡小城町東多久村	92,000	同	同	同
佐賀	佐賀	神埼郡蓮池町千歲村佐賀郡東川副村福岡縣三潞郡三又村青木村	92,000	同市日本橋區室町二丁目	三井鑛山	株式會社
大分	大分	下毛郡和田村如水村並二海面	92,000	同市麴町區丸ノ内二丁目	三菱鐵業	株式會社
大分	大分	中津市福岡縣築上郡東吉宮村並二海面	92,000	同	同	同
大分	大分	日田郡西有田村日田村東有田村	92,000	佐賀縣杵島郡武雄町	草場	淺市



採掘鑛區變更 (九月中)

登録番號	變更事由	鑛區位置	鑛業權者
福岡三三三	増區	川崎町後藤寺町糸田町	九州探炭株式会社
長崎六四	〃		松島炭礦株式会社
福岡六六	〃	内野村	明治鑛業株式会社
〃 一五九	分割		三菱鑛業株式会社
〃 一六〇	増區		明治鑛業株式会社
佐賀五八		佐世保市	



炭界日誌

福井生

九月十四日 土

△價格形成委員會に石炭部會を新設すべく日本石炭では要望してゐる。

九月十五日 日

△本會創立十周年記念日、職員一同直方多賀神社に參拜し

た。

九月十六日 月

△日本石炭會社參與會議が開かれた。

九月十七日 火

△嘉穗炭田では増産に反比例して災害漸減してゐる。

九月十八日 水

△伊木明治専門學校教授、石炭液化から直接高級ガソリンの製造方法を研究中である。

九月廿四日 火

△本社重役會並に總會開催。

九月廿五日 水

△福岡縣石炭水洗商業組合が結成された。

九月十九日 木

△中央氣象台飯塚觀測所では炭礦内の氣象觀測も行つてゐたが、機構を改革して各地の炭坑にも進出する事になつた。

九月廿六日 木

△石炭特別部會では販賣價格に就いて答申をした。

九月廿七日 金

△日本發送電の再建築として炭價昂騰分は政府が保償する事に内定した。

九月二十日 金

△麻生商店經營、綱分炭礦に落磐あり六名死亡す。

九月廿八日 土

△戸畑市では新に石炭積込機稅が設定される由である。

九月廿一日 土

△福岡縣では合同石炭を縣單位の組織として統制する事に決定した。

九月廿九日 日

△武内事務上京した。

九月廿二日 日

△田口企畫院技師、肥筑炭田を視察した。

△八銀行、四信託金により日本石炭社債シンヂケート團を

九月廿三日 月

△筑豊、田川兩線に短軸車を使用石炭輸送を圓滑にした。

九月三十日 月

△稼働者の移動依然として甚しく憂慮されてゐる。

△山本社長歸社した。  
 十月一日 火  
 △日本石炭株式会社今日より愈々業務を開始した。  
 △石炭品位取締規則が改正された。  
 △西部石炭株式会社創立された。  
 十月三日 水  
 △日滿支石炭聯盟では協議會を開催、滿洲炭支那炭について日本石炭との取引上の手續の件に關し打合を行つた。  
 十月三日 木  
 △宇部石炭統制會社が創立された。  
 △石炭規格が指定公布された。  
 十月四日 金  
 △北支炭は順當り三圓五十錢値上となつた。  
 十月五日 土  
 △鐵道省では、石炭輸送の圓滑を計る爲銘柄の整理を要望したと言はれてゐる。  
 十月六日 日  
 △移輸入炭の期待薄にて國內炭の増産強行が必至となつて來た。  
 十月七日 月  
 △滿洲國では、苦力の移動防止、内地炭業者の資本導入等を基とする増産根本方針を樹立した。  
 十月八日 火  
 △若松卸商組合では石炭販賣會社設立の事に決定し準備に着手した。  
 十月九日 水  
 △日本石炭で輸送を考慮して地方的配給統制を行ふことになつた。  
 十月十日 木  
 △武内専務歸社。

### 本會會員炭坑異動

(縣名ナキハ總テ福岡縣)

#### 新入會ノ部

炭 礦 名	所 在 地	經 營 者	鑛 業 權 者
名前分坑	遠賀郡中間町名前	波止篤日子	九州探炭 株式會社
新香ノ浦炭坑	鞍手郡西川村室木	波止篤日子	藤井伊藏
辻本鑛業所	田川郡伊田町夏吉	辻本宇之助	太田修吉
埴生炭坑	遠賀郡中間町埴生	木會重義	大正鑛業 株式會社
上正炭坑	田川郡川崎町小松ヶ池	小松正雄	川崎炭礦 株式會社
池尻炭坑	田川郡川崎町池尻	上田新	峠國松
大日炭坑	田川郡川崎町	古長一郎	川崎炭礦 株式會社
糟屋炭坑	糟屋郡志免村大字志免	深坂炭礦 株式會社	深坂炭礦 株式會社
新宮尾炭坑	田川郡勾金村中津原	福田港	北九州炭礦株式會社
西川崎炭坑	田川郡川崎町川崎	稻員稔	稻員稔
昭和五坑	田川郡金田町	門屋三次	平和鑛業 株式會社
草場炭坑	嘉穂郡二瀬町相田	山本房吉	秋山長三郎
日ノ出炭坑	嘉穂郡山田町上山田	井上馨	田籠鑛業 株式會社

增富炭坑	嘉穗郡山田町上山田	井上馨	田籠鑛業株式會社
中津原鑛業所	田川郡勾金村中津原	秋元近嘉	北九州炭礦株式會社
昭和第一坑	田川郡金田町神崎	川添市松	平和鑛業株式會社
昭和第三坑	田川郡金田町神崎	福岡八郎	平和鑛業株式會社

退會ノ部

炭礦名	所在地	經營者	退會理由
深坂炭礦	遠賀郡中間町	九州採炭株式會社	脱會
木屋瀨玉江炭礦	鞍手郡木屋瀨町	玉江杉藏	原口炭礦ト合同

(十月十五日現在百九十三坑)

編輯後記

互助會創立十周年記念號が出来上つた。互助會の堅實なる成長を祝福せられて思ひの外多數の祝詞を戴いた事は、本會の光榮たるは申すまでもないが、編輯に當つた者も嬉しくてたまらない。

紀元二千六百年は支那事變の劃期的進展日獨伊同盟、關印、佛印を巡る新情勢等、外交上重要な動きが見えるが、内政方面にても、新体制運動等大轉換を見てゐる、この年の秋、互助會が十周年を迎へたのは頗る有意義である。

十周年を記念して表紙に色紙を使つた、蓋し線は希望を意味する。

渡邊久吉博士の彰邱炭田調査書はその紙面の都合で前半を掲載した、前半の加茂氏等の報告書と併讀されたい、因に同氏等は捲土重來を期して着々準備中である。

それから鐵道省配車課長柏原兵太郎氏の「戦時に於ける國鐵運輸」を特に乞ふて掲載、近時貨物輻輳の聲が嗔しい折柄好參考と信ずる。

今月は紙面の都合で次号廻はしものが幾らかあつたをお詫びしなければならぬ、尙發行日が遅延せぬよう今月は早目に編輯に着手し、本日校了した。

本會も事業擴張の爲、資本を増加したが事務所も狹隘を告げたので、目下事務所増築中で、喧騒を極めてゐる。(清風)

互助會報・第五卷・第十號

購	料
一冊	金參拾錢 郵税共
半年分	金壹圓八拾錢同上
一年分	金參圓六拾錢同上

料金は前金の事

昭和十五年十月二十四日印刷納本  
昭和十五年十月二十八日發行

若松市本町二丁目  
石炭鑛業互助會  
發行人 風戸道康  
編輯人 若松市本町三丁目  
印刷人 吉田万造  
印刷所 吉田印刷所  
電話 六五二番

福岡縣若松市本町二丁目  
發行所 石炭鑛業互助會  
電話 長四七六  
七〇六一  
九一八番

# 版出時同著名二の讀必・携必上理管務勞

ふ乞をみ込申て以前りあり限に數部一行發旬中月八

福岡縣鑛山監督局 立山 方著

## 鑛夫 雇傭勞役規則義解

總クローズ・金文字・函入

次目要主

第一章 労働立法の必要と鑛夫保	第十二章 鑛夫の貯金及積立金の管
第二章 雇傭勞役規則作成の趣旨	第十三章 雇傭勞役規則に屬する作業
第三章 雇傭勞役規則作成の意義	第十四章 用品目録
第四章 雇傭勞役規則の作成及許	第十五章 業務別就業時間轉換方法
第五章 雇傭勞役規則の効力	第十六章 緊急の必要に依る臨時休
第六章 雇傭勞役規則の種類	第十七章 業與及制裁
第七章 雇傭勞役規則の手續	第十八章 鑛業權者の雇傭勞役に關
第八章 雇傭勞役規則の事由及手續	附 録
第九章 雇傭勞役規則の施行	▲事變に依る臨時取扱解説
第十章 雇傭勞役規則の施行	▲雇傭勞役規則作成例
第十一章 雇傭勞役規則の施行	

福岡鑛山監督局 立山 方著

## 鑛夫 災害扶助規則義解

總クローズ・金文字・函入

次目要主

第一章 緒論	第七章 扶助の免責
第二章 扶助の性質	第八章 扶助の消滅の變更
第三章 扶助の主体及客體	第九章 扶助に於ける鑛業權者の其他の
第四章 扶助の原因	義務
第五章 扶助の種類	第十章 扶助の審査及調停
第六章 扶助及葬祭料の標準	附 録
準賃金	(六頁に亘る)

内容上書名の示す二規則の全般に亘り、實際的取扱方法の指針とすべく、鑛山の實情に即して明快、懇切なる解釋を試み、實務家の手びきとして遺憾なからしむ。乞ふ！關係各位の必携、必讀を！

福岡市警固本通一丁目三

發行所

日本鑛業新聞社

電話西三八〇七番  
振替福岡五七三二番

錢十五圓二價定

錢五十料送

錢十五圓二價定

錢五十料送

# 三井銀行

若松市本町五丁目

## 若松支店

電話自三八〇至三八二

振替 福岡二四五〇

番号 下關二八四三

昭和十五年四月七日第一種郵便物認可。毎月一回二十日發行。  
昭和十五年三月十四日印刷。昭和十五年四月二十六日發行。

石炭鑛業互助會報

發行所 若松市本町五丁目

石炭鑛業互助會